

傳へて呉れて難有いと、之は松陰から八月十三日附にて久保久坂に送りし手紙を廻して呉れた事であらう、「水戸の一件は驚いた、それにしても松陰先生の事は懸念に堪へぬ」若師一人大刑に至り候はば別に策無之、彌跡の事を成就する手段より無之候、實に吾輩是迄は一事も爲たる事なし、生殘候は、後年一度一踏込事を爲す積り」とて後年奮起の決心をなし、「今日其膽鍊より他事なし、師の心も是也」とて今現に讀書三昧に耽つて居るのは松陰先生の遺命でもあると云ひ、若し先生と連座するならば幸ひだ、「白洲にて大義を述盡し舌頭にて奸賊を誅して神國の鬼と成る計り也」と申して居る。それから此の頃も藩府へ放免の陳情表を出して貰つたと見える、そのお禮の事が書いてある、藩府では取合はないらしいが、取合はなくとも、陳べるべき事だけは陳べ達する處迄は達しさへすればよい、又一通は江戸の高杉へ送つて呉れたと云ふが、それでよい、人事を盡して天命を待つのだ、この上は獄中で出来る孝行をするのだと諦めて居る、今の入江家に杉藏の書いた御文章(浄土真宗聖典)の一部美濃紙卅六枚が残つて居る、これは入獄中に母の爲めに書いたもので入江に取りては是も孝行の一つであつたらう。

入江は此頃に黙霖の文書を見度かつたので久坂に頼んで松陰との往復文書を貸りて見た。而して大いに敬服欽慕して居るらしい。それから品川が始終母を慰めて呉れるので大變感謝して居る、實に品川は眞の兄弟の様だとある、(品川には別に四月十一日附にて感謝表をかき送つてゐる)次に此間品川に申して置いた様に、松陰先生の文稿を残らず読み度いから送つて呉れ、又今年中は近代史をやり、來年からは廿一史をやるつもりだ」といひ、其次には色々の諮問だ、「御手紙に中江熊澤の學は皆姚江より出て居ると云ふが「姚江は何人にて候哉」又石川丈山とは何人……三宅尙齋は何時の人か……」など案外滑稽な諮問もある。傳信録は眞を傳ふるものだから成るべく原本のあるものは原本により度いと云ひ、終りに又松陰先生の事が心配だ、金の事は江戸に居る高杉君が疎漏はあるまいが御心配を願度いと云ひ、獄中は病氣に罹り易いから其事も高杉君に注意して欲しい、今日詩を一つ作つたから御手紙と一緒に先生に送つて貰ひ度い……」その詩と云ふのは

遙かに松陰先生に寄す、其堀江氏に寄せられし韻に歩す、時に水戸安藤氏以下死を賜はると聞く、故に中間之に及ぶ。(堀江氏に寄せし詩は八月十三日松陰より久保久坂宛の書に在り、又安藤帶刀の死刑は八月廿七日、此報載に至るは九月廿日頃也)

別後忘れず兮、吾れ夫の男兒を懷ぶ、佇望して誠に願を稱ぶ、忽ち金玉の詞を傳ふ、因りて益々多福を知る、群士相共に隨ふ、東房と西窟と、相對するものは多く猛獍、最も刀陽の士を欽ふ、天に誓つて爲すあらんとす、大事遂げずと雖、忠義は天地知る、自首して既に縛に就く、戮死固より辭せず、獨り二士の命を哀しむ、終に疫癘に罹らる、刀陽今回の事、孤忠獨悲に堪ふ、豈忠臣の死を

惜まん 恐らくは國家の衰を爲さん、奸賊古今同じ 隆汗亦違はず 秋風更に蕭瑟 孤囚將に誰れにか依らん 西土門望を稱す、吾曹の愧思ふべし、冉々(行貌)老将に至らんとす、瀚雪(寇を雪ぐ)未だ期を知らず、天祖は後世に與す 幸ひに君聊か斯を謝せよ 嗟々神州の氣 幸に未だ陵夷(漸々衰ふる事)に就かず、晨夜孜々として勉めば 獨木また大厦を支へん

右に對し九月の三十日久坂から入江に詳しい返書が届いて居る、其内に特更姚江學(即王陽明學)の事が詳しく答へてある。のみならず大に勸めて居るのである。

「程朱の學も元來は尊き者にて夫三宅・淺見・山崎(少く固陋に陷る)其外英物森然輩出せしなり、程子の訟狀を收むる事や朱子の戊申封事など實に肝心な者なり、然れ共鍛鍊心術・脫離生死は姚江學實に捷徑にして吾輩之學問に甚だ的當なるなり、兄何卒盡力從事於此、今年は支那の沿革萬國の事實に眼を着くべし、來春よりは王學に入り玉へ、僕も間を偷み傳習錄默讀の積りなり」

それから歴史か經學かの論である。

「坤輿圖識蕃史並航海地圖差送る、是にて大略を得べし、魏源の海國圖志・聖武記等心遣ひ送るべし、何卒可_{以下}明張聖道_上維持名教爲己任、來春より廿一史課讀の論僕甚だ不可とす、明清之事大略を得ば溫公通鑑を讀むべし、是は編年書なれば、其後通鑑紀事本末を讀了すべし、是で支那の大

勢が得られぬ位なれば讀書は無益なり、且歴史學は己が才識を長すれば、己之心術をして確乎不拔鐵城前に崩れ、頽波後に起りても驚かぬ様に成るは經學に如くはなし、又手廿一史を讀めば通例の勉強にては三四年の力を費すべし、無用男子のなす處にして、老兄の爲すを喜ばざる所なり……」

とて和漢古今の例を引き經學の効を説明し、結局

「老兄は幽囚尙更力を經義に盡し諸名士の跡を追ひ玉へよ、是僕の素願なり、僕曾て暢夫に力を經濟に盡し國政を變革すべしと云ひし事あり、又々論じやるべし、老兄は何卒名教を維持すべし」(有田家文書)

かくの如く入江はどこか道德家として名教を維持するに適して居たと見える、經學ことに王學を勸めて居る事も松陰の思想を汲んで居るのであらう。

之に對して十月十五日附にて入江から久坂に宛てた返事がある、王學經學の決心などの答である。

「……王學の御勸難有僕諒尊意候、併僕は迄は經書は丸て手に取た事なし、僕は小少より經學先生が無益談をするが極々腹に合ぬ故自らも決て其眞似はせぬ積り、(著者曰、口先許りの倫理學者古今其弊同じ、流石入江の着眼非凡)王學の事僕の心に甚だ合たり、寧不盡力乎、然れ共名教を維持する杯の任不敢當々々僕非其人也、され共當今の時勢を觀感して老臺の此所へ御著眼苦心し玉ふ尤

感心之至也、僕も此事には努を盡すべし……」

王學の事は松陰の勸もありて心に掛けて居つた筈、松陰が讀めとて送つて呉れた王學の李氏焚書抄は六月の一日に讀終つて久坂に廻した筈である。入江もこれからは尙一層其方に突込んだであらうか「廿一史の事蒙、教僕素記憶に乏しく博覽を以世に誇る心なし、され共性愚陋は勿論別て才識に拙し此事自知之、然處歴史を少々讀てより、才識は歴史ならでは長ぬ事を覺ふ、是迄役々而已にて遂に心に飽くだけ書を讀たら、我才識も少しは長ずべしと思ひ候故、二十一史の積り仕候、經學先生の嫌なるも皆此意にて吾天性の拙き上へ無益の講釋杯聞て居るは終に發明が出来まいと思付いた故なり、(著者曰、眞の學問は自ら學ぶにあり着眼非凡)併最初より畢竟は經書にて成就する志なりき、然るに僕は今五六年延て經書を披く積りなりき、尊教を見て年月の事を願れば實に動心の至也、老臺幸爲、杉再思して吳玉へ、杉今年已に廿三、再々老は來る、然れ共未だ青書生と謂べし、來年より經書へ取付て大道を索るは早過はせぬか、廿一史の積りも出、此意、老臺幸再告を不吝……」

經學か史學かはまだ結着しない。其後十一月七日久坂から又此事に就て手紙が來た、始めの方は杉梅太郎が當時病氣で中々重いと云ふ事、松陰先生は遠島らしい事、それから二十一史の事だ。

「廿一史の論何卒止むべし、三年の勉強で無くては卒業は出來ず、其上本史に就けば色々無益の列

傳等も有之、徒に神力を費す事不寡、兄も今年廿三、今多く書は讀ぬなれど識力は中々僕輩非、

所及候得ば、必ず力を經學に盡し徳教を維持すべし、徒に歲月を玩過する事勿れ」

とて歴史は通鑑紀事本末を讀めばよい、又松陰先生は歴史を讀む時は同時に地圖を見よとの事はよい事である。尙其他經書の参考書を八ツ程擧げてある、但し令弟和作は年も若いし、氣質も違ふから却て二十一史を讀ませたがよいと、久坂もよく人を見て居るらしい。

松陰先生より最後の手紙、十月廿日附の此手紙は當時入江に達しなかつたさうであるが後に達したであらう。此手紙は略死罪免れ難きを覺悟して入江に遺言したものである。

「兼て御相談申置候尊攘堂の事、僕は彌々念を絶候、此上は足下兄弟の内一人は是非僕か志致成就、被、吳候事と頼母敷存候」

と尊攘堂の建設が第一眼目なんだ。次に入江の事に及び

「春已來の在囚飽まで讀書も出來、思慮も精熟人物一變なるべくと殊に床敷」

これはこの通り餘程人間が進歩した様だ。

「日夜西顧父母を拜する外先第一には足下兄弟の事を思出し候」

松陰は實に天性の人情家だ、これでは入江兄弟も感動せずには居られない。又

「尊攘堂の事は中々大業にて速成を求めては大成出来不_レ申、又亡命等にて出國候ては往先の不都合も有_レ之候故、足下出牢の上は先慈母の心を慰め、兄弟間遊學の事も政府邊の指揮を受ての事が宜敷、是は小田村其他の諸友も随分盡力致すべく候」

と松陰も随分變つて穩健になつたものだ。

「僕も來_レ江戸天下の形勢一覽致し餘程知見の進み候所有_レ之、神州未だ地に墜ちず、人物も随分有_レ之事承知委細に御話申度候得共不_レ任_レ心候、唯々何事も心強く不_レ抛様御心懸專一に存候」

これによれば今迄松陰の過激は矢張り天下の形勢に暗かつた爲であつた事になる。要は餘りあせらずに又決して心を緩めずに着々大事業を爲す様にと云ふわけだ。それから尊攘堂の内容に就て細かに説明してある。(事拙著正篇にあり略す)最後に出國以來五ヶ月になるが小田村・久坂其他手紙一本呉れぬとて、いささか不平の様だ、

「要_レ之諸人才器齷齪天下の大事を論ずるに不足、吾が長人をして萎爾(茶)せしめん、残念々々足_レ下と久坂とのみを頼むなり……」

と、松陰の所刑は十月廿七日であつた。それが萩の獄中に居る入江に達したのは十一月廿一日である。所刑免かれ難き事はもつと以前に耳に入つて居つた事で、まるで豫期しない事ではなかつたが、

愈々となれば心緒錯亂するものだ。詩はよく其心を叙べる

松陰先生の計を聞きて

別時情緒自ら裁ち難し 況んや又訃音傳信し來る 戊午春宵千載の夢 愴然として斷鴻の哀を付與す

○

嗟君知るに負かず 美なるかな其義を畢る 拙劣吾か師に愧づ 棺を蓋ふは容易にあらず

此時此報を得て最も哀傷したのは松陰の父であつたらう。入江は早速詩を贈つて百合之助翁を慰め奉つた。

杉老大人を慰め奉る(松陰先生が八月四日自分の誕生日に作つた詩の韻を用ひて)

國に許すの臣は情として親を顧みず 行爲何ぞ復た其眞を枉げんや 高堂今日應に憾なかるべし 千載既に忠義の人と爲る。

(註)松陰の詩とは 國に許すの身敢えて親を顧みんや 安然として獄に坐す亦吾が眞なり 忽ち父母疴勞の日に逢ふ 復西風のために愁殺せらるゝの人

翁はこれで果して幾分でも慰められたかどうか。

十二月の十二日附入江より久坂宛の書には松陰遺稿の事が記されて居る。

「……先師平常談話俗翰之内に皆的説難、捨事多く候間、追々諸友所藏之分も銘々抄寫して出す論にして成と惣體の益を得る様に仕度候……」

とて已に遺稿全集様の計畫をして居る、又

「僕從、師日淺く談話の中に多く益を得る間なく是遺憾最多き所以、但し去臘より見る所頗る合て投獄已來高牘にて(得)たる益のみ……」

是は入江と松陰との關係中頗る重大なる告白である。實際直接面接の日は短く、談話の感化よりも手紙の感化が多かつた。之に加ふるものは遺文遺著である。

「僕師の文稿多く讀み不_レ申候、追々には一讀致度候、且幽囚錄なるもの未_レ一讀、何卒以_レ時此も一讀仕度候」

とて入江は切々松陰の遺文を讀まうとしてゐる。入江のこの態度こそ今日でも吾々が模範とすべきもので、松陰其人に接する事のできない吾々も亦其の魂の表現なる遺文によつて其の魂に接し、其の感化を受け得る唯一の方法でもある。彼は又筆耕の爲めに

「寫本何卒澤山に御心配奉_レ願候、來年よりは是非日別二十葉の定にして寫度候、日々少丈の儲にせ

ねばならず候以上」

と、筆耕も中々勉強して居る。

十二月廿三日に松陰先生から風月歌集といふ本が届いた。これは松陰の東送中山本輔介と云ふ人が松陰に面會の節入江に贈つて呉れる様にと頼まれたのであるが、山本は七月に歸國して塾の人々に渡したのであらう、處が諸友間に愛讀され轉々として此日に至りて漸く入江の手に達したのである。よ

りて次の様な詩と歌とがある。
知己生死の別れ 日夜共に神を馳す 却つて怪しむ千里の賜 五月友人の間に滯ふる 友人十年の
交り 交情未だ眞を知らず

○

かぎりありて別るゝとても心をば昔の人に照し見よとや

十二月の廿四日は先年今月今日松陰先生投獄の前々夜にして、別れに參つた日であつたとて一詩を

詠ず(前田略す)

安政七年(萬延元年)一月の六日入江より久坂宛の書に

「……通鑑早速相捌け難_レ有候、早々披玩誠妙、僕謂ふに國家の得失を見には戰國の間にかぎるなり

何となれば興亡眼前に徹しあればなり、數々感心の事あり……」
矢張り歴史が好きだと見える。又

「舊臘作間君と暫し時談す、其中に彼是と感心する事あり、且學識の進たる事戊午の暮とは甚遠、僕三舍を避んとす、此人後來誠可恃也、先師と嘗て此事を言たる事あり」

安政七年の正月十八日から入江は漢文の日誌を書いた、名づけて揚屋日乗と云ふ、其序によると、此日に久坂が獄にやつて来て、松陰先生の武教講録中に各人日誌を書いて切磋琢磨の爲にせよとあるが、自分(久坂)は此言に感じて近頃日誌を始めて居ると云つた。是を以て吾も日誌を始むと、凡例の處に毎日の日課を總説してある、即ち

自分は揚屋の第九舍に居る。此處は東向で一間四方である、九舍と十舍との往來及便所には廊下傳へである、周圍は獄舎で一室一室に小さな窓がある、自分は常に東向に坐して居る、朝起きて顔を洗ひ室を片づけ掃除をして後朝拜をし、終りて朝飯を食べ廊下を數十遍程刷る、これは運動の爲であるそれから讀書或は抄録、午食が來れば食し終りて仕事をし晩に至る、一體食物は二食分であるが、晩には朝と晝との食べ残しを食べるので、食事度毎に小さな瓶を出して茶を貰ふ、晩食の後又廊下を刷ること數十遍、それが一日の仕事だ、それだから至つて閑靜で氣持がよい、夜は廊下の外は燈火があ

るが、屋内は暗黒だから本を讀めぬ、其故大抵は日暮からは隣りの囚人と談話に費す、午後の八時以後頃になれば竊に室内に燈を點して讀書する事もある、之が日々の日課だ。

十八日以後毎日可なり詳しく記載してある。例へば一月十八日晴 辰時(午前八時)起、盥嗽以下例の如し、而して通鑑元帝紀一卷を讀む、已に午時に至る、忽ち作間氏來り楚辭五冊陳龍川文集二冊並に日下書を得たり、作間氏對晤良久しくして去る、飯後先師遺翰八葉を抄す、日暮、夜燈を竊み楚辭を讀む、三更(十二時)の後伏す。

の類で、その後松陰に干係ある部分のみを擧ぐれば

十九日 先師遺翰十葉を抄す

廿一日 先師遺翰四五葉を抄す

二月六日 終夜先師を懷ひ轉顛曉に至る。

七日 先師を祭る五古一篇を作る

右の五古一篇とは子遠遺稿中の左の詩であらう。

先師を憶ふ 舊韻に歩す 舊韻は先年九月廿三日遙かに松陰先生に寄するの詩也

嗟吾哀懷に泣く 豈に敢えて女兒に倣はんや、義盡きて仁至る、君向きに陳べたりしは何の詞ぞや

國患今睫まよたに在り、比干（殷紂諸父、紂を諫めて聴か）子胥（吳王夫差を輔けたる人）に隨へと、魂を留むるは烈士なる哉、皮を留むるは是猛鯢、嗟吾前途遠し何れの日か志果して爲さん、吾が誰豈敢て渝らん、此心は鬼神知る、世路日に益々險なり、艱難辭すべからず、古より亦此の如し、國家厄運に罹る、賢人は皆屏蟄し、志士は空しく傷悲し、忠臣は多く斬戮し、干城頻りに衰を爲す、風波の船楫を失ふ、今日君と違ふ、八洲茫として限りなし、此身何れの處に依らん、嘆息して國事を視れば、英魂は痛み思ふ可し、世降り四維弛む、之を挽きかへす寧ぞ期あらん、敝屋と頽厦と、國事何ぞ斯に至る、世上の慷慨者、傍觀陵夷を嘆す、君の如きは其中に坐し、一木扶支に任す、入江の先師を懷ふ事の熱烈深厚なる年を経るに従ひて其度を増すのである。一夜遂に眠らず翌朝一詩をなす、誠に先師を懷ふ毎に自ら誓ひ、自ら鞭撻し愈々遺言に報ゆるの決心を堅めて居る、それが入江にとりては最も貴重なる學問であると同時に、これがまた先師松陰の感化力の偉大なるを思はしむる所以である。

九日 思父（品川）來り先師百日祭供及び日下の報書を獲たり……

閏三月十二日 北萱來りて告ぐるに先師罪狀江戸より來り吾曹の結局亦將に近日に在るを告ぐ……以上は松陰に關係ある部分のみであるが、其外天下國家を思ふる事益々甚しく、慷慨の言所々に散

見して居る、就中井伊大老要撃の一件は三月の十六日に入江の耳に入つた、其時の日記に

午後江戸の報を聞く、義士十七名あり閣老彦根侯を斬ると、快喜感歎交々至る、短古一章を作る、北萱來りて又傳ふ

と、始めは獄卒からでも聞いたのであらう、短古一章は

勅に違ひ虜に和し岳爺を殺す、赫灼當り難し奸臣の權、秦檜（宋の奸臣）死せずんば威福を擅にす
慨嘆す國是全きを得ず、豈圖らん十有七烈士、白刃忽絶つ巨奸の咽、十七烈士何處より來る、萬人積憤彼を藉りて伸ぶ、神州氣脉未だ湮滅せず、皇祖神靈碧天に在り

閏三月六日入江より久坂に宛たる手紙には

「……關東の動靜今以確報無之由何分兩君共に御留守故至極懸念之様奉存候……三日に思父來る、内輪俗論頃日彌盛の由、其苦心咄に僕對晤之間落涙せり、胥徒をせよと申の由、此辛鹹毎に吾僚に在り、僕曾て當此苦候故一入可憐様に思候、中谷君も今以出萩論不墓取由、高杉君も舎長なれば彌間合はあるまじく、何分村塾之零落被思候、御疎もなき事ながら中谷の論何卒御配慮奉祈候、今の勢にては吾藩十年立たとて廿年立たとて盛事は目途なし、盛事は心懸ぬも可なり、唯世上騷擾となりし時狼狽被思候、官とも不得成、賊ともならず、また關原の恥をする様では何とも

痛しく被_レ思候、中谷の孫子下冊寫り申候上冊御贈承願候……」

以て當時の大小事に關心せる有様を見得るであらう。始めに天下國家を歎き、同友に及び村塾に及んで居る、又中谷の孫子云々は即ち孫子評註の抄寫であらう、(今高杉家にあるものか)入江は多くの同志の希望によりて松陰の文書を抄寫して兼て筆耕料を稼ぎ、生活の資を助けたのである。

元來入江の筆蹟は始めは御家流に近いものであつたが、松陰と接してから全然松陰流になつた、特に入獄以來松陰の文を抄寫した爲めに一層松陰流になり、安政六年の秋頃から萬延の春頃のものゝ殆んど松陰と區別がつかないものが多い、然し出獄後松陰の文を抄寫する事少きに至りて又だん／＼幾分御家流に近い、然しもつと暢達な書風になつて來た、故に入江の書が松陰に似て居る事は感化力の大きな一證とする事は出来るが、これを以て過大誇張しては間違である。

尙ほ入江は在獄中に同囚三友を得た、一人は田邊弼作で共に脱獄後後年迄親交を續けた、一人は加藤左京とて入江は此人の脱獄の爲めに盡力してやつた、其事で久坂や田邊などに助力を求めた書狀が残つて居る。

八、脱獄後の活動

入江兄弟は在獄一年有餘にして漸く放免となつた。表面の理由は免に角井伊大老の横死によりて幕

府が動搖し出した爲であるに違ひない、此當時の事を野村和作が後年追懷録に記して曰、「回顧するに在獄一年有餘の間政府會て一回の審問を開かず、而して放免の命令書に曰、『御聞込の趣有_レ之揚屋に被_レ入置候處御糺明の上は屹度被_レ仰附事も有_レ之候得共、御昇進目出度御時節(藩主昨年十二月昇進して左近衛少將となる)且數月揚屋へ被_レ入置候間、偏格別之御慈悲を以て此余被_レ遂_レ御了簡宿下げ被_レ仰付候條 向後不心得之儀於_レ有_レ之は重々可_レ被_レ相答候事』

(註)此放免申渡に就いては色々經緯があつた、始めは此際何とか結末をつけねばならぬと云ふ事であつたが、元々別段の罪があつたのでないから今から取調べる事も出来ぬと言ふ事になり、こんな申渡書になつたのである、此一伴毛利家の文書に残つて居る。

當時稍志士を撰抜して政府の員に充てられたりと雖猶ほ且斯の如き命令を下せり、當時の狀況既に然るが故に世人が余等を排斥せしは固より惟むに足らず、併せて母君の世人に疎外せられ玉ひしを想ひ見るべし……」と、然し村塾の諸友は交々獄に來りて用を辨じてくれ又母を訪ねて慰めて呉れた、就中久坂品川が一番骨を折つたとて、入江兄弟は後年迄感謝して居る。又入江兄弟放免の事を京都の大原三位父子が傳へ聞き歌を贈つて呉れたとて、之も無上の光榮として居つた。追懷録に更に曰、「兄弟放免せられて家に歸りたるとき、母君は兄弟の中央に坐し左右の手を以て兄弟の手を握り悲喜交々

至り歎歎流涕し玉へり、家大兄は母君を慰めて兒等已に家に歸れり、母君何故に泣き玉ふや、兒等獄中に在つて學問する事を得たるは無上の幸なりしと戲言し玉へば、母君は笑顔愉々として實に汝等の好學問所にてありしなるべし、此艱苦の學問を終身忘れぬこそ肝要なれとて前途を戒め玉へり、此高訓當時余の心に銘し終身恪守すべきを期せり……とまるで劇のやうな光景であるが、然しそれが本當であつたに相違ない、又入江が云ふ様に獄中は實に得難い學問所であつた、爲に思索鍊心の効ありて思想も頗る統一し眼識も高く且つ深くなつて來た、同時に詩も手に入つて來た、入獄前と後とは大變な相違である。他日大に爲すあらんとする決心と能力とは、主に此獄中で出來上つたと云つても差支あるまい。其學問の方法は元より讀書ではあるが、松陰と久坂との文通指導が最も大なる効果を上げたのであらう。

九月廿四日江戸の久坂から萩の入江宛てた手紙によれば、

「……老兄田舎潜伏の論如何にも御苦心と諒察仕候、是よりは北堂君を慰するとの事御尤御座候、村塾作興は竟に行れ難く存候へ共、斷然廢するには忍びず、賓卿へも少々論じ送可申候、暢夫も其内には歸國なるべし、福原・有吉には少々不満ではないか、戊午冬打死する覺悟の男が今更村塾へも來らぬは輕薄では無御座候哉、併し別に策もあるかは存じ不申候……」(久保家文書と)

これで見れば、先きに入江から村塾興の事を云つてやつたのではあるまいか。

「老兄は當分潜伏し玉へ、何れ先師の志を墜してはならぬなれども必ずしも村塾を維持するには無御座候、併し令弟は成る丈は村塾に力を盡し呉れ玉へ……」
ともある。

かくて入江は出獄後家計を助ける爲めに微職(長州國産の運送に係る職である)に就いて、その九月卅日に海路江戸に上り、十月十七日品川着、桂や品川等に會つた。この東行の途中の日誌及詩稿が今尙入江家にある。此内松陰に關係のあるものは

○下田沖を過ぐ

今夜下田海 人を思ふて波浪寒し 光明男兒死す 磊々の心觀るに堪ゆ

○ 決心天祐けず 回顧録遺篇 今宵豆海を過ぐ 寒月獨り皎然

○ なき人の心をいと思はるゝ下田の沖を走るくも

公用の爲翌年三月迄江戸に在つた。文久元年に入江は二十五の壯年だ、此春江戸に在るを幸ひ、松

陰先生の墓に参つて梅枝を手向け

世に在ば見そなはさんを梅の花かひなく折て手向ける哉

と、自分丈生き残つて見ればかうして居られぬ氣がしたに相違ない。然し國産物の運送位の微役ではどうにも力のやり處がない。志願か公命かしらぬが二月十三日から廿一日迄水戸天狗黨の視察に出かけて居る、天狗黨とは安政頃より評判の尊王攘夷黨の連中だ、然し此頃には往々名を尊王攘夷に藉りて強盜的行爲をなす無頼の侍もあるとの事であつた。途中相當物騒な事もあつたらしい。此記行文(天狗黨視察記)今入江家に存す。

三月の某日には國に歸つたと云ふから右視察を終るや間もなく江戸を發したものであらう。入江が江戸を去つてから四月八日附にて久坂から手紙が來て居る、(有田家文書)矢張り天下の形勢やら水戸藩の多士濟々たる事等が羨ましいと云ふ事だ、其内に面白き事は、先年來松陰先生の碑文を撰ぼうとして居る、文は水戸の原任藏といふ人に頼むが其資料が入用だから送つて呉れといふのである。

「先師墓碑銘片岡氏へ託し可被下候、原任藏と申人に作らする積なり、此人は以前先師にも出逢候人御座候……嚴囚紀事、孫子評註、幽室臆度などは爰許にも無之候間、御送可被下候、梅太郎へも御謀其折少年の時の事は暢夫少々認められと存候、遺稿にて分らぬ事は梅太郎御謀にて俗文とな

し御送可被下候……」(尙此碑文の事、前年七、五久坂より入江宛の書にもあり、略す、久原家文書)

又八月十六日附江戸の久坂より萩の入江宛の手紙が残つて居る。(久保家文書)始めの方は御互平安に暮して居るが天下の形勢日に切迫して來る事、和宮様御下向に就ての憂慮を述べ、目下色々事を謀つて居るが差づめ西上して「先師の擁護策此時に候」とか、「藍面(長井)の罪を劾奏」するとか、或は又「大義不可逃とは此時に候、老兄何哉御工夫可被下候、諸友人の御議論は如何、男兒報國此時に候、口舌以てするは却而奸吏の智を益すとの御論感心なり、何れ實行ならずば奸吏の膽を破る事ならず……」とか或は又「長門の人は鷲馬の如し、平地なれば疾馳れども險阻なる地に出逢は、一足も得踏不申候可候」とか、頗る志士の血を湧かす様な手紙である。これでは入江も氣が氣でなかつたであらう。

然し十一月には入江は佐波郡徳地才判(郡に似たる區劃)岸見村(萩の南方凡そ十五里、山口より約二里)の關門(口屋又は御番所ともいふ)の手子雇夫(助手)になつたので母と妹とを連れて其處の官舎に引移つた。此頃の入江は云ふ迄もなく専ら母を慰めんとする微意に過ぎぬ。

文久二年入江二十六、此年も同じく徳地にあつた、然るに此の一月老中安藤對馬守が坂下門外に要撃され、天下は又一段と騒ぎ出した。此時久坂も亦萩に在りて雄心勃勃々機會を覘つて居た時である。

同志の連中相集つて松陰の遺志を奉じて尊攘の爲めに一旗擧げようとして居つた時である。恰かも薩人樺山三圓より使者が来て、今度島津三郎の上京を機として何事かを目論まんとすると聞き、坂本龍馬や吉村寅太郎なども来り合はせ、一段の活氣を呈して居つた。久留米からも使者が来て眞木和泉等の上京を報じて来たのでじつとして居られない、時機今や到来と許り檄を飛ばして大擧上京せんとした。入江も招集状を受けた一人である。久坂の日誌の中に入江は二月の一日頃徳地から萩にやつて来て四月に歸つた、何事を相談したかは分つて居る。同廿一日には大擧東上の招集状が發せられた。

「三月一日 中谷賓卿突然來訪、余何と様子のある事を知る、承候得は船越翁常念寺僧など大に興奮黄金も五十金位は辨候事のよし有之候、其上子遠の妹を某氏に嫁し母などの依頼する事の相成候様致度などにて出萩せり……」

これで入江も山口に居る中谷等と相談して出發の準備をして居る事が分る。三月四日には遂に萩に出て種々金の相談もしたが巧く行かないから困つたと十一日弟和作宛の手紙(久原文書)にある、然し窮すれば通ずで同廿五日浦(靱負)大夫に隨行黙許といふ事で萩發東上入京する事になつた。

久坂等は三月廿三日に既に萩を發して上京した、此時入江は色々の事情で意を決し兼ねて居る、處へ久坂の命で薩州へ使に參つた堀眞五郎(?)が歸つて来たが、久坂等が上京不在の爲めに入江の處に

やつて来て、薩州有志の計畫を話した、大要は、島津三郎を盟主として青蓮院宮を奉じ九條關白を襲撃し、錦旗節刀を請ふて直に函嶺に莅まんとする策なる旨を告げたので、入江大に感じて遂に意を決して母と相談し、男子一身を捧ぐるは正に此時にあるべきを述べて永訣を願ひ、妹には今後尙ほ孝養を盡せと諭したので、母は快く之を許して呉れ、酒肴を調へて訣別の宴を催した。(追懷録)此母の態度はいつも斯うだ、平常は成るべく過激を引留めて置くが、いざとなれば斷乎として激勵して以て大難に當らしむ、誠に偉大なる母ではないか。此時入江は楠公湊川墓碑の幅を壁間に掲げて一首を詠じた、其歌追懷録には

さくら井のそのわかれぢもかゝりけむいまのわが身におもひくらべて

とあるも、入江家に現存の原物には

けふもこの告る別れを哀れなり思くらへて胸いたかりし

弘致

とある。終りに「母の君に別を告奉りて床に懸たる楠公碑陰の摺物に書つけ置ぬ」とある。後者が其時のもので、初の者は後に直したものか。

入江は元より浦に従つて出かけたものゝ公然と上京するのではない、亡命も同様である、故に家計又一層困難に陥つた。母は生計の見當はつかないが取敢えず官舎を引拂つて宮市町に出た、此時の母

の態度も健氣なものである。此時宮市の有志岡本三右衛門が母子を家に留めて呉れ、後數日又山口に至りて例の入江と同囚であつた田邊弼作によつた。田邊は始終其弟と共に入江家の爲めに盡力して呉れた人である。

入江は京師に入りて王事に奔走したが事志と違ひ遂に成功するに至らず、其年の八月某日遂に國に歸つた。藩府特に無斷上京の事を問はず原職に復したので、再び岸見村の關門に歸つた。

文久三年は入江年三十七、正月廿一日藩命ありて入江兄弟を士班に列した。(追懷錄)その辭令書は

地方組 九一

右先年吉田寅二郎に令從學兼而尊王攘夷之正義を辨知し心得宜敷者、格別之筋を以身柄一代名字御差免被準士雇、委細前廉被仰出候御仕法之通候御事

文久三亥正月八日附正月二十一日御沙汰

と、松陰の力がはつきりと響いて來た、それが公然と認められたのである。此辭令は野村の追懷錄にある様に安政六年の入獄、萬延元年の免獄などの布達とはまるで一變し雲泥の差だ、山縣・品川・杉山等の拔擢も同時であつた。後又三月に伊藤、七月に野村、吉田榮太郎など、松門の輕卒が共に榮進したのであつた。入江一門の喜びは又想像に餘りある。然るに入江は一夜祝宴の後窃かに泣いてゐるの

で(松陰も端午の宴に泣いた事があつた、恰度似た性質である)義祖母三戸氏が怪しみ問ふて見れば、入江答へて曰、今かく喜んで居つてもいつ又悲しみにならぬとも限らぬ天下の情勢だと、當時祖母は酒後の冗談と思つて居つたが、其後元治甲子に戦歿したので矢張り此時已に困難に斃るゝの覺悟であつたものであらうと物語つたさうである。(追懷錄)

入江已に此榮進により岸見の微役を去りて萩(川島に住す)に歸つて來た、つまり錦を着て故郷に歸つたわけである。處が曾ては嘲り罵つた近所の人も態度を一變して諂つたものと見え、野村この事を追想して「人情反覆固より意とするに足らずと雖、亦以て少しく母君の心を慰め、且微臣の苦衷吾公に達することを得たるは余等の面目とする所なり」と云つて居る。

二月七日入江堀氏を娶る、居る事三日にして藩命を帯びて京都に向つた。此時の辭令文に「御用有之京都被差登候様、御仕方は御内用有之候條、山縣小助と申合候事——二月八日」とあれば山縣と一緒にあつたに相違ない。

此時京師の形勢は勤王攘夷黨に有利に好轉し、長藩上下得意の時代である。而して得意なればなる程用事が多く、愈々人物が拂底する道理である。入江の如きも勿論萩に蟄居を許されなかつた。

此時の入江の任務は別に一定したものでなく、大小の公事皆人材を要したのだ、二月十日に萩を立

てば二十日頃には京都に着いたであらう。

三月の廿日には久坂と一緒に大阪に在つた、途上中山侍従の出奔に會ふ、侍従は幕府の尊王攘夷は信すべからざるを以て大阪にて義徒を糺合せんとするのであると。玄瑞等之を危ぶみ入江を隨行させて舟行長州に赴かしめた。三月廿六日富海着、二十七日萩に到り前田孫右衛門の家に宿し、後花の江茶亭に居らしめ、相當手厚く待遇した。

入江はそれから直ぐに京都に歸つたらしい、然し四月十一日の男山行幸警衛の行列中に名が出て居ないのはおかしい、追懷錄に「余兄弟……四月十一日男山行幸を拜し……」とある。回天史には兄弟共に四月十六日久坂等と共に京都を發し、馬關攘夷の先鋒たらん事を乞ひ、二十四日富海、廿六日山口に着いたと云ふから、此頃迄は京都に在つた様にも思へる。

○馬關攘夷戰

馬關の攘夷戰は愈々勅命により五月十日に開始せられ、同日には米船と、廿三日には佛艦を、廿六日には蘭艦を、六月一日には米艦を、六月五日には佛國艦隊を砲撃した。

此間入江は恐らく光明寺黨として花々しき活動をやつたであらう、然し此時個人としての活動は知る事は出来ない。只入江は六月一日に馬關惣奉行所列座といふ役になつた。頗る重要な位置であつた

らう。又六月二日に入江と赤根と京都の姉小路公知卿遭難の報先づ馬關に傳はりしを齎して山口に來た事が回天史に記されてある。入江家文書によれば弟和作は此時(六月一日)に馬關を出發して東上したかの様である、兎に角兄と分れた事が手紙に見えて居る。

六月五日に長崎に使用して馬關に歸り、六月七日久坂高杉等と謀りて奇兵隊を編成した。入江は自ら役夫となつて前田砲臺營造に盡力したる事あり、すべて人に先んずる事斯の如し、六月廿九日士御雇無給通拜命、七月廿三日幕府の問責使を載せた朝陽丸が馬關に入港した時、入江は波多野や宮城や赤根など、共に應接役であつた。

八月の十六日に奇兵隊と先鋒隊との軋轢を生じた時に入江が飛出して行つて危機を一髪の間を救つたと云ふ事もある。當時の状況を追懷錄に詳しく述べてある。奇兵隊中數百の軍士先鋒隊の本營本行寺(回天史は教本寺)に迫り將に野砲を放たんとす、家大兄之を聞き走り到りて砲門の口徑前に屹立して曰く砲を發せむとせば先づ我を撃てと、是に於て將士始て火門を鎖す、家大兄又大聲「引き上げよ」と號令し玉ふこと一二回、衆肅然其命に従ふ、烏尾小彌太當時其隊中に在り、後余に語りて曰く、此時軍士二三百騷擾喧囂將に寺門に闖入せむとしたるに入江君が「引き上げよ」と號令せられし音吐鏘々恰も大鐘の鳴るが如く、今尙余の腦中に響けり、豪膽者にあらざれば安ぞ能く此の如くなることを

得むやと……」(天野御氏の防長正氣集には砲を抱く)
事を朝陽丸事件とせり、誤ならん

九月九日小郡に在り、此月政務座筆者助役、身柄一代無給通拜命、これで入江に取つてはまあ相當の位置に進んだ譯である。十月十四日小閑を得て萩に歸り、同廿五日家を辭し安藝國吉田に至りて毛利元就公の廟に謁し、廻りて馬關に出で、遂に家に歸らず、これが母及家人と永訣となつたのである。此間京都方面は形勢悪化して、幕府薩會聯合の威天下を風靡し長藩を壓し、八月十七日境町門の變あり、長州兵引揚げの事あり、七卿落の事あり、生野の義學あり、勤王黨の威全く屏息せんとして居つた。こんな事を耳にし乍ら只安閑としては居られない、入江は小閑を得てあるが態々毛利元就公の廟に詣でたのは何か決する事祈願する處がなくてはならぬ。故に「小春日や願ひなき身の神詣」ではなかつたのである。

(註)八月十八日乃美日記中の在京人名中に入江九一とあるは間違であらう。(回史)

十月廿五日井原主計は藩命によりて長藩の冤を訴ふる爲めに奉勅始末を携へて上京すべきを命ぜられた、久坂入江等が隨行の事も其頃きまつて居つたと見える。十一月二日附にて入江から吉田年丸宛の手紙は此兩人と久坂などの有様を物語つて居る。

晦日佐々並泊、昨晝時山口迄着仕候、久坂も歸居られ貴兄御託之言々相談候處、折角久坂も其含有、

之尤可然様子有之候間、明日中山口迄御出浮相成候様との事に御座候、近々の内井原豊前と申入

上京相成候由、爰元五日出足にて領分被寄、待合而直様上京之由相聞候、仔細は御出浮之上可申

談候 草々頓首

霜月二日 四時

二陳至極御面倒に候得共、山縣小介^{あわせ}御聞合、胴とかむり物と相調居候は、御荷物端に御付添

御出可被下候、心せき候間何分奉願候 以上

稔丸様

弘致

これによれば入江は萩から山口に出て來たらしい、(此頃政治の中心は山口にあり久坂は當時政務)而して久坂に會つて見て、年丸の事もどうにかなる様であるから(長幕融和問題の使節一件、別章に出づ)山口に出て來いといふ事、又入江も急に上京の事になつたから、出發準備品を序に持つて來て呉れとの頼みの様に見える。

追懷錄に入江は久坂と同行したとある、久坂は十一月八日に出發、十一日京都に入り後大阪に下る(回天史)と、入江は尙ほ京都に潜伏して居つたらしい。此頃は京都も大阪も險呑極りなく、幕府の警戒頗る嚴重で新撰組(壬生浪士)などを使つて長州關係のものと見れば遠慮なく逮捕した時であれば、

余程機敏でなければ交通も危険であつたのである。入江は此間にあつて井原主計の奉勅始末書を奉呈せんとする運動の助けとなつたのである。

元治元年入江年二十八、京都の情勢は依然として長藩に不利にして、正月十五日將軍入京し、遂に征長の師さへ發令せられんとする勢であつたが、漸く毛利父子召出から毛利支藩の召出となり、若し聞かざれば征長と云ふ事になつたのである。又一方には英蘭艦隊馬關襲撃の報があつて内外共に多事、長藩の上下は眞に粉骨碎身の時であつた。入江は巧に京阪の間に潜伏して時機の至るを待つ、二月二日には大阪に在りて高杉の脱走東上せんとするや極力歸藩を勸めて居る。其時の言に

「寺島入江等は上國の事は予等誓て之に任ず、君須く西歸すべし……」(回天史)

と、其後又上京三月廿一日吉田年丸より兩親宛の手紙に「年丸は先達より石山寺參詣に參り、昨日入江と同道して歸京した」とある、忙中閑か潜伏の手段か、それから入江は五月四日に京より大阪に下りそれより歸國し、更に久坂等と共に上京軍の編成に盡力す、隊士千有余名、益田彈正・福原越後・國司信濃の三大夫之に將となり、眞木和泉・來島又兵衛・久坂義助・寺島忠三郎及入江九一皆參軍となり、全軍六月十六日を先頭に相前後して舟行東上した。入江は此間六月十二日に山口に歸りて妹すみを永訣し、翌日湯田に於て弟和作に別れを告げた、此時の事である、和作が「今回の戦は必ず不利に

して十死に一生を期すべからざるを以て、兄は國に在りて尙ほ生を保ち永く國君と母君とに仕へ玉へ、余は代りて先鋒たらん」と然るに入江はじつと弟の顔を見つめ乍ら、「いや今度はどうしても己が行かねばならぬ、只母君を」といつたまゝ言葉が出なくなつて、熱淚潸然として坐を濡した。と野村の追懷録にある。

あゝ先きには忠孝の分任を期し松陰の不興を蒙つた入江兄弟も、今はもう一切を忠に没入して又他を顧みない。妹すみは恐らく母の意を受けて山口に來たのであらうが母もまた決して未練がましい事を云はなかつたであらう。

入江は六月十六日三田尻發上京中出原高吉郎と變名するつもりとの書面がある。(入江文書)

事件は段々進み六月廿二日には福原越後の軍(三百人)が大阪に入り廿四日伏見に至る、眞木和泉・久坂義助等の指揮する一隊(三百人)は淀川を廻り山崎に至り、久坂・眞木・寺島・筑前人中村・入江連名にて歎願書を關門に致し八幡社へ參籠を請ふた。

同日朝廷に上る歎願書にも同連名であり、又哀願書を在京諸藩邸に示したるものは眞木と入江との連名である。之によりて見れば入江は此軍中の主腦者の一人であつた事が分る。其後終始此軍を指揮し、久坂と行動を共にした。

防長回天史に「土佐の中岡慎太郎天龍寺に在り、七月一日往て眞木・入江・久坂等を山崎の營に訪ひ告げて曰く、聞くが如くんば會津侯頻りに征長の勅を下されんことを請ひ、一橋卿僅に之を抑止す、勢ひ斯の如し、事或は遽に發せん歟と、山崎營中乃ち會藩と對抗の策を講ずるに決し、二日急に中村圓太郎・渡邊新三郎を山口に遣はし、世子及び五卿の進發を促す……」と。

幕府頻りに長藩兵士の退去を命ず、よりて七月九日入江外四名連署にて、藩公より朝廷への歎願書進達せられざれば、一兵たりとも退去不可能の陳書を出す。國司信濃の兵八百は七月八日兵庫に達し直ちに嵯峨に向ふ。益田は六百を率ゐて十二日大阪着、是亦山崎に向つた。これで全軍京都附近に集りたれば一戰避くべからざる勢となつた。十八日幕軍との強硬談判も破裂して十九日の戰鬪となり、入江は戰敗れて鷹司邸に戰死した。當時の狀況は後年野村が當時の目撃者を訪ふて調査したる處によれば

「大田市之進御堀助は益田大夫男山の陣に在て最終の軍議に加はりしを以て余就て其景況を聞くに、大^{御堀}夫及參軍會同して進軍を議するに當り、久坂及家大兄は急に京師に入るの不利なるを論じ、先づ要地を占めて本據となし、條公及世子君の着陣を待ちて徐々に之を謀るべき事を説きたるに、來島之を聞きて憤涙先づ下る、來島は人と爲り武勇自ら任し膽氣衆に超ゆ、言行或は疎放なりといへども

誠心自ら人を服せしむ、且斑白の長者にして久坂等皆翁を以て之を稱す。來島乃久坂を叱して曰く玄瑞今吾れ此に來るは臣子の本分を盡さむと欲するが爲めなり、汝輩戰を知らず唯宜く東寺の塔に上り又兵衛が鐵扇を以て賊軍を粉碎するを眺むべし、吾れは則ち當に進撃して本分を盡すべきのみと、至誠面に溢れ辭色共に勵し、蓋し來島の意は條公及世子君の着陣に先ち一戰して賊兵を拂はむと欲するに在り、一坐蕭然敢て言を發するものなし、暫くありて久坂容を改め眞木に向ひて曰く、公の意果して如何と、眞木端坐言を正して曰く、來島君に同意を表すと、眞木當時最も年長にして衆人の推せる所なるを以て此一言に由り進撃の議復動すべからず、久坂・太田及家大兄は歸途互に今夕を以て永訣の期となし、溪水を小椀に盛りて路傍に堆積したる木材上に踞し、水杯を獻酬し相別れしと云ふ、太田之を余に語り壯士訣別の情意今尙ほ忘るゝこと能はずとて深く之を痛歎せり、又河北義次郎後改原彌當時家大兄に従ひ境町御門に戰ひしを以て、余の爲に其景況を語りて曰く、來翁已に斃れて蛤門の軍敗れ久坂及入江君等の率ゐる境町御門の軍も亦利あらず、君は久坂・寺島と鷹司殿中にて相謀り、兩人は天朝及吾公の爲に死して臣子の本分を盡し、君は軍を率ゐて再び天王山に集り後擧を謀るべきに決す、久坂將に君に別れむとするに當り



悲憤に堪へずして數行の涙を下せり、君之を見て笑を含み甲冑の間より一片の櫛を取り、久坂に向ひ卿の鬢太だ亂る僕請ふ之を理めむと、久坂の鬢毛を梳づられたり、敗軍の餘死別の際、其從容自若たる事此の如きは今人の遠く及ばざる所なりと、河北又余の爲に家大兄最後の狀を語りて曰く、入江君已に久坂寺島と別れて軍士と共に圍を衝き天王山に走らむと欲すれども、敵兵已に鷹司邸の四面に充滿し我軍躊躇進まず、君之を見命じて後門を開かしめ手づから鎗を取り吶喊して先づ進み敵兵を刺す、而して又君も亦眼球を傷つく、此機に乗じ我軍均く圍を潰て出づる事を得たり、君已に傷を蒙り退きて邸内土柵の側に坐し、自ら兜の紐を解かむとし玉ふものゝし、予之を見て走り到り介錯すべきや否やを問ひしに、君已に聲を發する事能はず唯手を以て予を推し速に去るべき事を示さる、余は教に従ひ倉卒圍を衝て走り其終焉を見ざりしは今に至るまで遺憾已むこと能はずと」

又野村後年日誌の一片に甲子の役に入江と奮闘したと云ふ彦根人の話を記して居る、大意に「彦根人の曾根佐十郎が鷹司邸の裡門の處で入江と奮闘し曾根が入江の左眼を貫いた、恰度其時流丸が自分の肩を貫いたので神尾總左衛門が代りて入江を殲した。入江が倒れんとする時投じた槍が彦根人石原徳三の腹を傷けた、石原は今でも其傷が痛むさうである、又曾根は其後四境戦争の時騎馬で小瀬川を渡つた處が、長州人の見知つて居る者が之を狙撃して斃した……」と

七月十九日京都にて戦死せし長州人の屍を當時の町奉行の命を受けて東山宇南無地藏へ埋めた、取扱主任吉川永三郎手記の寫しとて次の如き記録がある。

元治元年甲子七月十九日長洲人戦死、鷹司殿御構内

- 一 胴骸
- 一 白木綿筒襦袢 一 襦高袴
- 一 紺脚絆同足袋 兩足トモ長洲合印有之
- 一 袖印 入江九一源弘致

今入江の墓は甲子殉難諸士と共に東山靈山にある。又鞍馬通り上善寺域内に首塚がある、これ戦後越前藩士某の建つる處入江外七士の首を埋めた處である。

後十月廿四五日の頃野村漸く萩に歸り母に謁して兄が艱難の狀を物語つたところ、母はこんな世の中になりては二人共國の爲めに斃るゝも仕方がないのに、お前丈でも生き残つたは神佛の御助である此際であるから「汝能く先師及阿兄の意を躰し精思熟慮して報ゆる處あれよ」と戒められたと云ふ事である。

又明治廿年野村特旨を以て華族に列せらるゝや、母野村を戒めて曰ふ「汝が今日の榮あるは實に聖

天子優渥の教旨に由るといへども亦舊藩公及先師の賜なり、汝誠に能く心に銘して忘却すること勿れ……」と永く先師松陰を忘れない、母子の心掛け、それが矢張り教育の力でなくて何であらう。

明治廿四年四月八日聖恩枯骨に及び、特旨を以て入江に「正四位を贈らる、蓋し勤王の功を賞し玉へるなり、母君屢々朝恩の忝きを拜し切に感涙に咽び玉へり」(追懷錄)

結論

一、入江の素質は決して凡庸者のそれではない、のみならず其氣質が餘程松陰に似た處がある。其上生來の憂國者勤王家であつたに相違なく、松陰の門に入らざる前に已に一廉の尊王攘夷論者であつた。それが一度松陰と相會するに及んで意氣相投したるものである。然し乍ら入門後は一層その天賦の良質を刺戟され且つ精鍊された事は疑のない處である。僅々二ヶ月の接觸、多くて二三十回の面接でもつて入江を感動せしめた松陰の力も偉大には相違ないが、恰度時機に投じたからでもある。師弟相携へて同じ道に進む、其間に精神的一致融合が出来たのである。勿論其間には交通の効果は極めて重要なものであつた。就中入獄後は主として交通によつたのである。松陰は此點では非凡の天才者だと云つてもよいと思ふ。のみならず松陰の文章はさして名文ではないが、至誠の表現に於て獨特のものを持つて居る、入江は此文章によりて影響されたる事極めて大きい。松陰が東行後並に没後は主

として其遺文によりて教育せられたのであつた。

二、入江をしてすつかり松陰に敬服させてしまつた最も主要なる點は眞摯欺かざるの行であつた。其場合々々は已に述べた通りである。此誠意誠心は松陰に接すれば接する程、愈々輝いて來て遂に心服せざるを得ない様になるのである。只忠か孝かと云ふ問題では入江も松陰と争ふた、此時流石理想主義の松陰も一步を入江に譲つたのである。然し乍ら松陰の理想主義は松陰の没後再び入江の胸に蘇がへり、弟に先んじて死地に投じたのである、だから矢張り松陰の讓歩は實は讓つたのでなかつたと云ひ得る。

三、入江を偉大ならしめたものは松陰丈であつたか、それは勿論さうではない、入門前既に一通りの志士であつたからにはそれ迄に彼を育んだ家庭と學校と社會とが、最初の功勞者であつたに相違ない。特に彼の母・福原冬嶺先生、同僚の中谷・佐世・來原・楢崎・李家などの益友多きによるのである。更に又之を大局より見れば當時の時勢當時の事件が彼を偉大ならしめたといふより適切な語はないであらう。

又入門後と云へども單に松陰だけの影響ではなく、同門の人々の感化影響は頗る多かつたと思ふ。

松陰東行後並に没後の入江は同門の人々の誘掖に待つた事が頗る多い、特に久坂は其最も親しき兄

弟子であつた事已述の通りである。

かくして松陰が入江に及ぼした影響はどれ程であつたかを略ぼ了解し得たかと思ふ。

第三節 村塾の功勞者久保清太郎

松下村塾の教育があれだけの効果を擧げたのは松陰の力が主であつたに相違ないが、只松陰のみの力であつたとは云はれない。必ずや松陰の教育的活動を援助したものがあつたであらう。就中松陰時代の松下村塾興隆運動に最も力を致した者は、門弟久保清太郎でなくてはならぬ。

本筋から云へば自分が當然乃父の後を繼いで松下村塾の後繼者であるべき地位にあり乍ら、敢て之を松陰に譲り全力を盡くして松陰を助けて行つた久保の心境と意氣は貴ぶべきものではないか、松陰があれだけの教育的活動をやり得たのは、此忠實無比な久保の力が大に與つたのである。

松陰と久保とは親類關係からでもあつたが、文字通り本當の竹馬の友であつた。其互ひに信賴して隔意のない結果は、互に種々益する所があつたであらうが、久保から見れば松陰は年長者であり、兵學師範である關係上、其感化を及ぼした程度も一層深く且つ強いものであつたに相違ない。吾々は此點に就て資料の存する限り綿密に考へて見度いと思ふ。

一、久保清太郎の出生及家系

清太郎名は久清、後文久三年通稱を松太郎に改め、明治二年更に斷三と改む、號を涇東と云つた。久

保五郎左衛門久成の長子であつて、天保三年閏十一月八日萩松本村新道の自宅に生る。従つて松陰とは二歳年少である。弘化元年年十三にして家督を相續した時は、父は丁度四十一歳であつた。家は世々四十九石五斗を食み、八組の士席に列して居つた。父は何故に四十一歳で家督を譲つたか、今は之を確むる史料が見付からぬ。

久保家は慶安四年正月藩主秀就(元就より四代目大照公)の逝去の際、公の計を聞き石州より歸來りて瓦町明圓寺で殉死した烈士久保五郎左衛門宗久の後裔にして、清太郎はその第七代の孫に當つて居る。

(註)久保家は代々通稱を五郎左衛門と云つて居るから、字を云はねば當人は分らない。こゝの五郎左衛門久成は名は幾之進、時には五郎右衛門とも云つた。甚だ妙な事だが實際自筆のものに二通りあり、他からも二通り呼んで居た事の確證がある。然し公のものは五郎左衛門である。然るに問題となるのは、松陰の吉田氏略叙には此人を久忠としてあるが、久保家の系圖及過去帳には久忠と云ふ人はない。或は兩名あつたのか然らざれば松陰の誤記であらう。

又五郎左衛門の養女となつて吉田大助に嫁いた森田久満女即ち松陰の養母は吉田氏略叙に森田頼久女とあるも實は森田頼寛の女である。これもどうかして間違たのであらう。尤も頼久は久満女の祖父であるが父頼寛が祖父に先つて死んだから祖父が父と間違へられ易い場合はあつた。

宗久の事蹟は先づ文政十一年に山縣禎(後の明倫館學頭)の書いた肖像贊(略す)及同年吉田賢良(松陰の養父)の書いた祭文(吉田家文書寫)に具さに記されてある。即ち其後者に

孔子曰く、夫れ孝は徳の本也。又曰く孝は父を嚴にするより大なるは無しと、予が友久保久成、篤孝にして先王の道を喜び、其首祖宗久の事蹟に感じ、後世子孫或は怠り且つ忘るゝを懼るゝ也。乃ち畫く者を撰びて其映眸の貌を寫さしめ、已に成る。是に於て其親戚に請ひ祭りて其眞を致す。予も亦これに與る。事畢りて語り、因て其往蹟を叩く。宗久君始め奥の人たり。其先は藩に臣たるを以て、君も亦來り歸して大照公に仕へ、殊に恩寵を蒙る。一日公從容として謂つて曰く、國に大故あり而して汝去りて他邦に在り、亦來りて吾に殉ふか。君再拜稽首して命の辱きを拜す。君既に老ひて嗣宗信職を失ひて罪を得たり。是に於て君去りて石州に之く。公薨するに及び、君は津和野に在りて之を聞き、即ち歸りて直に有司に至りて殉ぜん事を請へども信ぜず。君曰く、公嘗命有り侍臣亦皆之を知る。豈公に負かんやと。議して之を許し有司をして臨んで監せしむ。慶安四年正月十二日也。是に於て官金穀を賜ひ以て其葬を資く。而して子孫に祿する舊の如し。大照公の忌日には今に至るまで饌を廟堂に賜ふ。予既に此言を聞くや悚然として敬慕兼ね至る。遂に詩一章を賦して以て其意を寓す。其辭に曰く

儼然として神在すが如く、笏を柱して青氈に坐す。顔色人を迎へて麗らに、腰間玉を掛けて鮮かなり、名は竹帛の裏に輝き、墳は公の祠前に陪す。幸に明禋の日に値ひ、追隨して豆籩を執る。

戊子初冬(文政十一年)

龍門藤原賢良拜

次に松陰先生が宗久殉死の時用ひた短刀に題した文章が又面白い(久保家藏)曰く、

此は久保梅心君諱は宗久が、大照公に殉ぜし時に用ふる所也。嗚呼君が節操の凛々たる、此の鋒鈍と共に永しへに磨せざる也。百歳の下聞く者感勵せざる莫し。況んや之が後たる者をや。吾が友清太氏は實に其後也。茲に裝を改めて以て請を筒に藏む(にあたり)吾に囑するに之が題を以てす。嘉永癸丑(六年)正月念三

吉田矩方謹識

清太の父久保五郎左衛門久成とはどんな人であつたか。弘化元年四十一歳で家督を十三歳の清太郎に譲つて、悠々自適手習師匠等をして道を楽しんだといふ、前述大助賢良の祭文中にあつた様に「篤孝にして先王の道を喜び」で、一風變つたといはんよりも餘程調子の高い人であつたといひ度い。松陰の丙辰日記には度々村塾に来て本を讀んで居るし、丁巳日乘(安政四年)には正月二日に松陰を訪れて一句やつて居る。

大君の厚き恵みは來し春のみにあまるなり月も日數も

誰か目にもよき事のみをみの春はあしてふものゝなきと祐きけ

又同四年の吉日録には、久保翁は曾て江崎の浦究役をした事があると書いてある。又松陰の武教講習録に「外叔衣食住儉素を好み、特に古器物名書畫等一も儲る事なく、蓋し其志將さにすることあらんとす……」ともある。

久保翁は十數年も家塾(久保塾後に松下村塾を襲名)を維持し、一時は七八十人(藤公餘影)もあつて中々盛大であつた事から考へても、凡庸の手習師匠ではなかつたらしい。故に同藤公餘影に「久保は學究にして單に讀書作文習字を教ふるに過ぎざりしも、其熱心なる教授法は當時長藩子弟の修學に與りて効ありしや論なし」と、伊藤博文は後年迄教授の特色を記憶して居つたものと見える。其教授法に就て今一つ馬島甫仙が多分久保幾次郎(清太郎の弟)に送つた書面の中に面白い事を書いて居る。それは幾次郎は明治の初年頃、馬島が松下村塾を支配して居た頃の門生であつて中々勉強家であつたらしい。然るに其割に學業が進まないといふので、馬島が云ふには、君は餘り一字一字の意味の詮索に拘泥するから大綱を掴む事が出来ぬのではないか、自分(馬島)は幼時君の父上重陌園先生に素讀を習つた事がある。其時僕は餘りに字音を詮索した爲に全體の意味が通じ兼ねたのであつた。すると御父様がそれではいけぬ、餘りに字音をやかましく詮索しては疑が生じて讀める者ではないといはれたので、其

後は大に悟つてよく讀める様になつた。今この秘傳を君に捧げようと。(福本氏文書)

五郎左衛門の教育にはかうした工夫のあつた人と見える。然し只教授法に熱心であつたといふだけの人ではない。即ち松陰の手記に

「久保先生の教育は人倫の道、書數の法を教へた」(意譯)

と記し、又

「詩書筆札を以て子弟を教育し、女子教育に熱心であつて、女誠譯述なども久保翁の勧めによつて出來た」(意譯)

とある。

尙ほ松陰が金子重輔の爲に編んだ冤魂慰草の中には歌を贈つて居る。曰く

金子重輔は道に志し深く、近世四方のゑみし等の我國にしばく來る事を愁ひておもへらく、彼國にわたり夷情をさぐらんにはしかじと、密に其策をなし、かども、事顯れ囚はれと成て、終に獄の中に身まかりぬと聞より、いとくあはれに其志の程の慕はれて、

異國にわたりもはてすわたり川たかゆるしてか船出しつらん

この翁は萬延二年二月七日五十八歳で亡くなつた。

清太郎字は久清、文久三年松太郎と稱し、明治二年斷三と改む。號は涇東と云ひ、明治十一年十月二日死去、時に年四十七。

弟幾次郎久誠 安政元年に生る、斷三の死後嗣子なく爲めにその跡を嗣ぐ。幾次郎の嗣子清一は今久保家の當主である。

(附)清太郎が會稽山人と稱せし事があつた様な記事あれど、之は鳥山新三郎の間違ひである事は吉田家文書安政二年十一月廿七日附鳥山より松陰宛の手簡にて明らかである。

二、吉田家との關係

松陰の養父吉田大助賢良の婦人は森田賴寛の女にして忠助の義妹に當る。賢良と縁組する爲に久保久成の養女となつたのである。これ森田家は郷士にして家格卑く吉田家は八組なれば、同じく八組の久保家に假りに養女となつて縁組したものである。蓋し吉田久保兩家は互ひに近かつた關係上前々から親密であつたらうと思ふ。

斯ういふ關係で久保清太郎と松陰とは名義上從兄弟となるわけであるから、幼より親密であつた事は察せられる。従つて互ひに相知り相許して居たのである。安政六年一月野山獄中より入江子遠に與へた書翰中知己門弟の評を下して居る一文は、能く久保を知る者の言にして且又その親密の程度を物

語つて居る。曰く

「……久保は通家にして幼より相親しむ、外は愚に内は明にして終始一の如し、吾始は則ち之を愛し中頃は則ち之を敬し今は則ち其善く勤苦に堪ゆるを畏る。言面幾微なく萬々及ぶ可からざる也……」(遺著、原漢文)

三、幼時

清太郎は幼い時誰に就て勉學したか、極幼い時は分らないが天保十三年十一歳頃からは玉本文之進の松下村塾で教はつて居つた。當時同窓の人々は杉民治・安田辰之助後の宍戸・吉田寅次郎・深栖多門・淺野往來等である。然しそれははつきり幾年續いたか分らないが弘化四年頃迄は續いて居る。弘化四年の正月に久保が同社の人安田信・淺野尙志・熊野忠恒・小野潔・吉田矩方・妻木順・杉民治・深栖幹・齋藤彦等と團子岩の杉家に集つて詩會を催して居る。これ恐らくは其頃玉木塾の連中ではなからうか、而して久保の當日の詩は

幽約の日に違はず、友を訪ふてさいくわい崔嵬(石山)を上る、偏に塵少き事を喜び、且つ賦才の乏しきを憂ふ。樽に盈つ百杯の酒、瓶に挿す一枝の梅、談笑又閑吟、半醒興盛なる哉。(原漢文)

それから兵學の方は主に山鹿流を修める爲に松陰の門下生となつた。松陰自筆の文書に久保清太郎

の名が見えるのは弘化四年の「稽古控」中、二月二日藩主の御前講演に出席した人名録中に見えるのが始であらうか、だから此時は既に兵學門弟として勉強して居つたのである。此頃の山鹿兵學は武教全書は勿論孫子や時には中庸等も論じたのであるから、兵學即經學のやうなものであつたらうと思ふ。現に當日の御前講演には松陰は武教全書を講じ、杉梅太郎は門人として六韜賞罰篇を講じて居る。又この日記正月の處には松陰は孫子始計篇を講じて居る。故に兵學の門弟と云つても單に兵術のみの研究ではなく大いに精神的のものであつた。就中孫子は此頃から松陰の得意のものであり、又久保の信仰して居つたものであつた。(孫子評註再跋に清太兵書に於て余の説を信ずる最も諸友より久し……)其後の日記によると嘉永元年も二年もよく出席して勤功特に優れたものとして御褒美に預かつて居る事が分る。嘉永三年は松陰がもう九州旅行に出かけた時で、其後は師弟又は同學の關係は中絶したであらう。

四、松陰屏居前後

嘉永四年に松陰は東上して江戸に來つた。それから松陰が東北旅行をなし、規則違反で譴責を受け歸國したのは翌年五月十二日であつた。此間久保との交渉は殆んどないと云つてもよい位である。手紙等も僅かに一二、それも家兄に托した傳言である。嘉永四年六月二日家兄宛書中

「淺野・齋藤・久保・佐々木諸子逐々學問進み候と奉_レ遠察候、御國の讀書何も都下の風に比し候得者粗漏に御座候、此段御致聲奉_レ願候、新見も有_レ之候は、承り度段是亦よろしく被_レ仰候様奉_レ願候：

特に久保を指したものでないが始終心にかけて勉學を勵まして居る。其頃は同じ四年の九月に家兄宛の書中、今度は特に久保を指して申し送つて居る。

「久保。生。出。精。に。御。座。候。哉、對_レ讀唐鑑_二妙々、しかし一夜に何拾枚程參り候哉、早く御運せ被_レ成候て他書へ御移り可_レ然候、相濟候は、言行録ども宜かるべく候、古賀説には史論を讀むは益少し、多く事實を覺え候方宜き由にて古賀は本史を甚好まれ、私にも讀候様進められ申候、如何様事實の始末成敗を熟覽仕候へは自ら論を待ざるものに可_レ有_レ之候、久保。生。など年少才富、二十一史を讀候様御す、め可_レ然奉_レ存候、尤申も疎にて別に卓識も可_レ有_レ之、卓識有_レ之候は、申聞せ吳候様是亦奉_レ頼候、二十一史の内三史(史二漢)五代史文宜しとか、尤數遍讀むべし、或人云漢唐明代の事最精しく記得すべしと、此亦其理ある事なれば御玩味可_レ被_レ下様同人へ御傳言奉_レ頼候、且日本歴史軍書類尤力を用ふべきもの、由或人に聞候得共未_レ暇及、其人云、御藩の人は日本の事に暗しと、私輩國命を辱むる段不堪_レ汗背候、此等の事承りながら火吹竹流にて直様人に譲り、人をして大名を成さし

め已遂に其が爲に鞭を取て従ふに至らんとす、遺憾萬々、然れども朋友の義難_二黙止_一仍如_レ件_一」

對_レ讀唐鑑_二は杉家兄と久保とが對讀した_一であらう。古賀は茶溪である。此頃の久保の勉學の様子が見える。兎に角此手紙は随分細かに且つ親切なものだ。自分の苦心した勉學の方法を從弟の参考にと申し送つて居る。從來互に研鑽した間柄でなければ斯うは云はれまい。朋友の義難_二黙止_一は松陰の本領である。又家兄梅太郎も随分清太郎の爲に世話をして居るらしい。宛名は家兄で久保へは傳言であるが、久保からは再三手紙を出して居る事であらう。久保は此年もう廿一歳である。誰に就てどういふ勉強をして居つたか、右文面に夜は杉梅太郎と對讀中とあるがそれだけであらうか。嘉永五年五月には松陰は譴責屏居の爲に歸國の途中にある。其の十二日山口から一書を清太郎に宛てゝある。曰く不忠不孝の重罪人無_レ恙今日歸着仕候、親類内兒玉歟久保歟へ着けと、江戸御留守方より相授申候間貴家御差問も無_レ御座候は、御厄介罷成度奉_レ存候、尤重罪人故平人の御引受にては迷惑仕候間其段御含可_レ被_レ下候頓首

如何にも悲しい哀願である。そして遂には杉家に落着いたが、先づ久保家(當時新道)に歸つたのかも知れぬ、八月四日には清水口寓舎に居つた事が當時の手紙に見える。清水口とは後の新道の杉家から二丁餘の處で、親戚高洲(須)家の在る處、杉家は嘉永元年以來此處に引越して居つたのである。

○所謂松陰塾時代

松陰は罪を獲て屏居中であるが、玉木彦介や口羽徳祐や佐々木小次郎や久保などがどしどしやつて来て本を教はつて居る。久保は多く夜分に來る様である。此事から推しても松陰は久保家には居ない様である。當時久保はどんな本を読んだかと云ふと、

鴉片隱憂錄・言行錄・八家文粹・孟子・駿臺雜話

等で、これがつつと續いて十二月中旬迄及んで居る。獨り此時に限つた事ではないが、此處では完全に兵學以外の教を受けたのである。

五、下田事件前後

松陰が再度漫遊の爲に萩を出發したのは嘉永六年正月廿六日であつた。癸丑遊歴日録に出發當時の様様が詳しく書いてある。

癸丑正月廿六日、雨、卯時萩城を發す、家兄伯教及佐々木小龜・高洲又、玉木彦吾を送る、赤川淡吾を天神祠前に迎へ相與に大谷繩手に至り別を告ぐ、獨久保清送りて三田尻に至る、此日雨寒く路滑る、經る所の諸地皆平日の熟路、別に記す可きものなし、酉時警固街飯田氏に投ず、普喜新熊亦至り同じく宿す。(原漢文)

廿七日には舟待の爲に滯留して居る、其間に久保及飯田と羽前庄内人の辻新内といふ人を訪ふて話を聞いた。辻は昨年から三田尻に來て造船と砲術を學んで居るのであつた。飯田主人は文學の士と見え詩を賦して居る、松陰はそれに次韻して「恩裁舊を捨て更に新を圖る、報徳他年何の因る所か、一語尙聞く古人の道、君の爲國の爲に身を知らず」と、此詩は蓋し當時の松陰の胸中である。廿八日松陰は尙留まつて居るが、久保は此日歸萩するので詩を送つて居る。曰く

會稽辱有り吾敢て忘れんや、笈を負ひて自ら憐む嘗膽の情、今君遠く來りて吾行を送る、別に臨み一語吾を評す、講學の徒と口舌を争ひ、盍んぞ經國の大文章を作らざる、人生の得喪一毛輕し、英雄は常に要す身後の名、嗟吾が微志或は成る有らば、巴城之下舊盟を尋ねん。

かくて久保を桑山下に見送り愈々別を告げた。友情の濃かなる此の如し。久保惜別の情止め難く三田尻まで來て、而も松陰の詩に答ふるでもない。詩が出來ぬわけでもなく、若し詩ができねば歌でもよいではないか、それも敢てしない、恐らくは別に臨んで一語吾を評すの外黙々として涙多く別れた事であらう。久保にとつて人間の眞情は言語文字の詩歌で盡せない。只三田尻迄參つたのが何よりの心からの詩であつた、之が久保の眞面目である。

又此頃如何に久保が松陰の爲に盡し、如何に杉家から信用されて居つたかを示す一の證據がある。

手形

子十二月

一銀八百目

但宮木茂方の貸附實物ニメ屋賃月々百三十拾目宛暮ニ渡方之分預置候事

丑二月二日

一同貳百目

但佐々木八郎兵衛方の預置候事

メ登貫目

右吉田方要用銀之内預置申候御入用之節は早速御返濟可仕候爲後念墨附進置候處如件

丑二月

久保清太郎(判)

杉百合之助殿

之で見ると松陰の父百合之助は松陰が浪人になつてから不時の費用に困るであらうと思ひ貯金をしてやつて、之を久保に預けてゐる様子である。久保はさうした親切者であり且つしつかり者であつたに相違ない。

其年四月廿九日に大和の五條驛から杉家に宛てた書中に「久保生亦如何、別に無書可然御致意奉願候」と家兄に托して居る。

五月廿四日江戸に入る、此夜の家兄宛書に「治心氣齋・來原良藏・久保清太郎等に可然」

と認め、翌日は直ぐ鎌倉行、六月朔日には江戸に引返し、同四日には米船浦賀に来るの大騒ぎで、松陰も浦賀に参り悲憤慷慨して居る。其狀況を六月廿日に家兄へ報じて居る。其の書末に

「僕の知る所は年少有志の者久保・中谷・宍道・諫早等に如くはなし。未だ一書を修むるに暇あらず、窃かに前書を示す亦可なり」(原漢文)

と、久保は年少有志者の第一人者であつたらしい。九月十五日の兄への書中にも「久保生如何西洋學共初メ候志ハ無之哉……」と。松陰自らも頻りに西洋學に心を傾けて居たのである。

下田事件の頃久保はまだ萩に居つた。松陰が下田事件に罪を獲て萩の野山獄に送られたのは安政元年十月廿四日である。それから久保は松陰に對して如何なる役目をなしたか、矢張り黙々として種々の援助を實行したであらう。松陰の入獄は讀書の好機であつた爲に種々の本を讀んだ。其世話が中々大抵でない。久保は多分杉梅太郎と共力して本の貸集めや差入に盡力したに違ひない。十一月一日杉梅太郎より松陰宛の書中「書物の入用有之候はゞ久保清周旋可致との事」とあり、松陰の答に「難

有奉存候、宜敷御致意、清太氏學長進可畏」などある。又十一月五日松陰より家兄宛に「令延喜式一見仕度又本朝の史、年表ものにて委しき分一見仕度候、史徴とか申もの久保氏曾て見居候、是は如何か、同人御相談奉頼候、三書此度少々筆録仕懸候もの考據にいたし度候……」ともある。

同十一月廿七日の家兄宛の手紙にも

久子(久保清太郎也)に御傳へ奉頼候、鳥山新三郎は定めて轉宅するなるべし、土谷に問べし、鳥山宅へ弟柳箱壹つ置申候、其中に故紙堆くしてあり、どうぞ取寄度候、又文章軌範正編三冊是は松代藩醫北山安世が持本に御座候、安世に弟が本山陽評を記したる分をかし候て、かへて見居申候、此等面倒事にて頼みはならぬかもし思出ともせば夫々落付所へ落付かせ度もの也……

江戸番手も一年や二年は如飛に相過候ものゆゑ、萬端油断なく手廣く手を延し心を配り、珍書珍本等取集め又名士に交るべし、かく申候へば時好に趨り候様にも候得共、是は其人の志一つに御座候、又讀書の暇をさへ候様にも候得共、くすくす(珍の意か)陳編をさがし候よりも、却て勝る益を得るものに御座候、又筆こまめなる事甚妙訣なり、弟筆ぶしようにて今更の後悔先にたぬ事共多く御座候忠告忠告」

何と丁寧親切な忠告ではないか、江戸番手は江戸藩邸勤務の事である。文意によれば久保は當時江戸藩邸勤務の事が決まつて居つたらしい。遠からず出發するので松陰は依頼事やら忠告やらを云ひ送つて居る。又翌二年正月廿五日附家兄より松陰宛の手紙に、「久保は來る二月十七八日頃發足の豫定」とある。

安政二年の正月に久保から何か結構なものを貰つたと、或は食物かも知れぬ。一體松陰の野山入獄以來久保が萩を出る迄の凡三ヶ月は、随分そはくとした落付のない日が續いたであらうと思はれるが、其間に久保は松陰の望みもありてせつせと作文(勿論漢文)を書いて獄中に送り、松陰に添削をして貰つて居る。作文の題目も至つて落着いたものだ。試に其數種を舉げて見ると、

厩戸皇子論、讀三善清行封事、木曾義仲論、北條時宗論、題赤穂義士復讐圖、三國正統論の如き史論もあれば、時世を戒むる爲に、與相成兵書の様なもの、さては讀書之要、謝人惠_三牡丹、蚊説などの子供らしいものもある。松陰はそれを喜んで見、丁寧添削を加へて「清太の本領」とか「至論」「起手甚好」とか或は又一予史を讀むに最も心を地誌に留む清太先吾心を獲たり」等と賞めた處があるかと思へば「コネイナ語ト云モノガドウモワルイテヤ、ナゼナレバ當路ノ人ヲシテマア今ノ政事モコレ位ナラエイワアト云セルノ端デハナキカ」と延喜天曆の治をくさして居る、如何にもかけ隔てのないものだ、而も亦

「久しく清太の文を読まず、今乃此の卷を観るに稍舊觀に異なるを覺ゆ、篇中往々佳なる處あり、れども用意精鍊の處なく文氣亦少しく弛む、之を思へく」(原漢文)(安政二、二、四)と遠慮なく激勵叱咤してゐる。

安政二年二月十九日松陰より久保宛

「呈寸楮候、貴兄發程も日々近寄御繁劇の程奉_ニ想像_ニ候」

とあれば出發前間もない頃であらう。續いて

「先以劣生歸着以來書籍一事不_ニ一方_ニ御周旋被_レ下感銘候、一聲の謝も不_レ陳不本意高許是祈」

と、果して久保は一方ならぬ書籍の世話をして居つたのである。そして一聲の謝も陳べないところから面會はして居ないらしい。當時在獄者の面會は中々むづかしく家兄梅太郎でさへ正月廿五日頃獄へ行つて窺かに對面したのが始めてであつたらしいから、久保等は勿論面會出來なかつたのであらう。

「扱御東行に付劣生舊友左に條録いたし候、御閑暇の節夫々御尋被_レ成候はゞ亦足_レ慰_ニ旅況_ニ乎」

と記して在江戸の學者友人を詳細に説明してあるが、隨分思ひ切つた批評も加へてあるので他見を憚ると見え追書のところに

此書兄深く諸_ニ胸臆_ニに藏め切に泄露すること勿れ。(原漢文)

とある。以て内容を察すべきだ。然し其故に又久保には良い参考となつたであらう。久保が出發の日には、杉梅太郎や佐々木龜之助が郊外迄見送つて呉れた事が久保の日記に見える。松陰の野山獄文稿中久保清太郎の東役を送る序(原漢文)は此時の作である。曰く

「吾清太氏と通家の儀あり、家居又近し、同學相益し、兒たりし時より甚だ馴れ今已に十數年なり……」事實此通りであるが、松陰の方が一日の長であり、又兵學の先生であつた。次に清太の持長を賞した箇所がある。

「而も未だ嘗て喜愠の色を見ず、吾固より之を異とし吾常に嘆ぜり。後世文教日に隆え、士論日に密に、善は輕々しく嘉せず、禍は苟も恕せず、是を以て士風漸く刻薄に趨く、才を忌み能を害し甚しきは善類相賊ふに至り、其禍の底る所誠に寒心すべきのみ、噫其善く是の如くならざる者吾獨り清太に望むあるなり。清太氏將に江戸に役せんとす。吾曾て清太氏の爲に大都交遊の盛を道ひ悉せり、今乃ち此行あり、亦何ぞ嘔々せん。行け清太氏、往いて刀嶺の背に跨り、右に三峯の秀を撫し、左に八州の廓を俯し、浩然長嘯すれば或は自得するところあらん」

と、之も適切な獎勵狀だ。清太たるもの奮激せざらんや。然し清太は徒に感激し早熟早冷の青年ではない。感激しても熱しても外に現はす如き男ではない、相不_レ變默々として去つた事であらう。

六、久保東上江戸大番手

久保は安政二年二月廿三日に萩を出發し山口、三田尻より船にて多度津を過ぎ大阪に上陸し、東海道を経て三月廿三日には江戸に着いた。此事は久保の日記「御在府番手中日乗」に記されてある。

「甲寅(安政元年)十一月八日夜組頭益田豊前證人河野惣右衛門より御番手觸有_レ之總人數……」
と今度江戸勤務に指令された人々の姓名が記されてある。其内に「二十四歳四十九石五斗久保清太郎久清」とあるも面白_い。

二月廿三日晴曉七ツ時出足、佐々木龜之助・杉梅太郎其外金谷迄送り來る、佐々並午飯未半時山口着宿_二井賀屋_一詣_二大神宮_一、夜總人數桂氏之宿中座ニ會して酒を飲む」

之が日記の書き出しである。そして江戸着の日は

三月廿三日晴七ツ時出足、六半時過御家形着、即時交替二番手當番、乃美廻番酒出す、と記されて居る。着府當時は多忙に取紛れて居る様子である。

四月十六日には學者鹽谷甲藏(岩陰)・蟻川賢之助(信州人)を訪問した事が見える。鹽谷は追々師事しようと思つて居たからであらう。蟻川は松陰の知人で象山への連絡を頼んであつた人である。

江戸の状況を久保から松陰に知らせたのは何時であつたか。六月十七日杉梅太郎宛に手紙を送つた

事は、松陰の七月十七日附久保宛の手紙で見られる。(遺著)それに依つて察するに久保は餘程しつかりやつて居ると見えて「壯志奮然人をして意を強うせしむ」と松陰に云はしめて居る。一體大番役といふものは只徒らに藩邸の雜務に追はれて兎角情け勝のものだから餘程しまつて居ないといけない。其手紙には次に象山先生の近況は分つて居ないだらうか、近頃の自作の文章を送るから象山に届けて評を乞ふ工夫はあるまいかと云つて居る。更に又例の幽囚録が象山に届いたかどうか蟻川氏に聞いて見て呉れよとある。此事は幽囚録の例言に吉田庫三氏が「乙卯(安政二年)會姻戚久保清太_三江戸に祇役す、乃ち詩句を篇首に録して思慕の意を寓し密かに託して象山翁に贈る。時に翁も亦幽屏して郷に在り、清太は松代の人北山安世に附して之を致す……」(原漢文)とあるから、久保東上の際托したる事になつて居る。

又同年八月三日の松陰より久保宛の書に、今回湯淺祥之助東上につき面倒を見て呉れる様にと云ひ、更に追_二和象山韻_一詩(詩集)と文稿一冊を象山に送り度いから世話を頼むといふのがある。續いて八月五日附の手紙もある。相變らず本や地圖などの依頼と友人鳥山の病氣見舞の事である。久保の誌の七月廿四日に鳥山新三郎(確齋)を訪問した記事がある。此人は松陰在江戸中の親友だから松陰の紹介であらう。尙ほ八月廿一日に久保が鳥山へ行つた時は、鳥山は母の病氣で歸省して居て留守であ

つた。それから其日は古賀(茶溪)に行き羽倉(簡堂)にも行き東條(英庵)塾では江畑(松陰の親友江幡五郎か)に逢つたとある。此頃はこの邊に往來して勉強したものらしい。

廿三日 鹽谷・蟻川へ行く

廿五日 江畑、淡水(姓は赤川松陰の友人)と萬年町へ行

廿七日 鹽谷へ行初而和蘭文典を讀む……

和蘭語をやり出した事が分る。

九月七日 鹽谷・長原(武)へ行。(長原は名は武と云ひ美濃の人で山鹿兵學者である。松陰の親友なれば久保を紹介したものであらう。)

同十八日 郡司熊二郎湯淺祥之助着……

同廿一日 郡司・湯淺同道目黒不動神明寺に參る

十月一日 湯淺・郡司同道にて蟻川長原へ行(湯淺は松陰から紹介の人である)

これで松陰の手紙と久保の行動の連絡が分るであらう。

九月廿六日の松陰よりの手紙には、象山との連絡に當つて呉れた蟻川に感謝し、更に一封を象山に届けてくれる様に頼んで居り、日本全国の人口を調べて呉れよとの依頼もある。斯うして始終色々の

依頼が故郷の松陰から江戸の久保に達して居る。

十月二日の江戸大地震には久保は櫻田邸に在つて大に働いた。(日記)

十二月廿七日には松陰は兄梅太郎の名で出獄の事を知らせて居る。その序に象山の近況を聞いた事幽囚録を直して貰つた事の感謝を、取り次いで呉れた北山・蟻川にくれぐれも申し傳へて呉れと頼んで居る。次に意見書がある、確に久保宛らしいが前後缺になつて居て詳しくは分らない。

扱かゝる無前の變災なれば無前の處置も可有之事なり、禍を轉じて福となすも今日にあり、胸中思ふことあれども只今人材職に當り且在邸志士不尠、何ぞ囚徒の云々を待たんや、且三百里を隔て、は何事も機會に後れ候故無益なり、されどこの事を申す。

一ハ冗兵ヲ汰スル事

縷々詳説したる趣意は江戸藩邸の冗兵を減じて精兵を置けよといふにある。

二、屋舎ヲ減ズル事

要は現在の屋舎は大き過ぎるし立派過ぎるといふのである。この文意より察するに、久保よりの問に對する答ではなからうか。

○安政三年 久保はもう江戸に来てから一年にもなる。江戸の事に慣れるに従つて多少餘裕も出來

たであらう。従つて松陰からの頼み事も多くなつた様である。此頃から二人の間の往復文書もめつきり多くなつた。

安政三年の一月廿一日に松陰は久保五郎左衛門久成に書を送つて江戸の烏山(會稽山人)に傳言を頼んで居る。多分五郎左衛門から清太宛の便があるからとでも云はれて書いたのでもあらう。文意は桂がこの五月七日に萩を發する時に簡諸友爲澁木求挽詞を托したのである。(註冤魂慰草の材料を指す)又、先年江戸獄中で獄外より援助を受けた水戸の櫻任藏や小田蓮藏に宜敷傳言を頼む事、長原武より隱憂録寫本を送つて呉れた御禮の傳言などもある。

(註)久保は日記には安政二年十二月十日飛脚立に付書狀仕出す、杉(へ)隱憂録贈る……とあるに相對するわけである。此書は遺著に安政四年とあれど種々の點より安政三年なる事明也。

久保日記

安政二年十二月十二日……外出永鳥・烏山の行、詩語玉屑を貰ふ

と、一見何事もなき記事なれど、久保にとりては作詩に精進して居る事が興味ある事である。

十二月廿四日 鹽谷・長原へ行く……

安政三年二月一日 鹽谷へ行丙丁炯戒錄(鹽谷著)を借、烏山へ行、留守

二月七日 永原にて正武記(聖武記也)四冊貸る……

二月廿五日 鹽谷・烏山の行皆留守

二月廿七日 ……武教全書を買

四月十五日 鹽谷へ行、烏山へ行、不寢(根津)へ行櫻任藏の行皆逢、原城紀事を頼む……

五月十一日 ……烏山へ行、病伏す……

この報が松陰に届いて、七月十九日松陰から久保宛の書中烏山の事に及んで居るのであらう。(手紙後出)

五月十三日 ……□□へ行、先生反故持歸る

之は烏山の居所へ行つて松陰から頼まれた反故を持歸つた事であらう。(此依頼狀前出)

四月十九日附松陰より久保への書に

「近文二篇致録上候、外廿一回猛士説・三餘説の二篇は客秋白井小介に致附贈候文稿中に有之故略之、文稿は既に信濃に往き候はゞ特妙、若未に候はゞ共に四文信に遣し、且三餘讀書と七生滅賊との八字を四字宛半截の剝紙半截より小なるも亦可也、紙にも剝籐を必とせず隨便爲妙揮毫の事、象山翁に御頼み遣し被下度切願に御座候間、何卒蟻川子に御商議、北安世迄仰遣候はゞ何幸尙焉、至囑至囑……」

この外陳化成の書を版にしたから三葉送る、一葉は象山に、一葉は長原に、一葉は清太君にと、信濃への通信連絡は始終久保の世話に依つたのである。

遺著に三年五月廿五日と考定してある松陰の左の手紙は實は二年であらうと思ふ。其文に

「平生の交友御知せ被下度候」

と、之は二年七月十七日の書に

「書中不言_レ師_レ誰友_レ誰、是甚可_レ怪、後信幸及_レ焉……」

より推して了解の行く事である。即ち

「清太郎兄 套語は略す 五月廿五日 寅拜 幽囚録の事に付ては不_レ二方_レ御周旋被_レ下候趣、不_レ

淺感抔仕候、尙此上宜しく御頼仕候」

と、幽囚録は二年二月東上の際清太に托したか、或はその後直に送つたか、兎に角二年の早い頃のことである。それを三年の五月に更に持ち出す事はない。次に手紙は尙續けて

「貴兄稽古事の道も開け候趣、是可_レ賀」

三年ではあまり後れすぎる事柄である。更に又

「別紙は烏山新三郎氏に御相對の事御座候は、宜敷御取計可_レ被_レ下候……」

之も三年ではない。烏山は三年五月十四日頃は病氣であつたから、此文意では餘り香氣過ぎる、又別紙中の

「赤川二生齋藤生桂小五郎など逐々東行、互に御切瑳相成事なるべし」

と、桂は安政二年五月七日萩發、六月十四日浦賀着、之も安政三年の事ではない。之を三年の事とすると、前日に手紙を出し、すぐ翌廿五日に又出した事になる、それも少し變である。つまり此手紙は安政二年五月廿五日としなければならぬ。

同三年の五月廿四日に久保宛の一書がある。内容は來年歸國の際、水戸・日光・相模・伊豆・伊勢・大和・京都・大坂等を歴遊してはどうか、特に大和の谷三山には是非會へといふのである。

「……何卒大和八木^{高取の近所}にて谷昌平と申擧にして學ある人あり、^{海外異傳商確(權)の作者}此男兒の死なぬ内に、十日十四五日なりとも其談御聞被_レ成候は、鴻益可有_レ之存する故なり、僕見_レ此人三四度のみなれども聞きしこと今以_レ耳に残り、讀書中往々思出し、何に付け發明有_レ之候様覺ゆ、由_レ是申上候事なり如何々々」

このあとに此旅行は百日位かゝるつもりで御暇を頂く事、一人よりも二人の方がよいなど、云ふ事も書添へてある。之は清太の父五郎左衛門久成の手を経て、清太郎に達したるものらしく、五郎左衛門

は此手紙のあとに

「前書先生之氣付預ニ相談ニ候處、未熟之其方他所へ行候而も覺別修行にも相成間敷と存候へ共、又と申儀も六ヶ敷ニ付何卒序に參候様にと連而申事に付、家内ハ至極不同意にて候得共、其方次第都合續之事に候得ハ夫も一益と存候、□□之物吉ハいかゞ可仕哉、兩人にて候得ハ安心致候、彼方と合よく申候、先生氣付之通荷物ハ歸る人に相頼、僕も暇を遣し候へハ道中之雜徒入も無之、其金を以大方可相濟、尙足らぬ處壹兩位にて相成事に候へは、最安き事に而候、何卒齋藤を勧め同意ならば思立可被申候、只一人ならば餘り好まぬ事ニ而御座候已上

廿五日

△△△△
五郎右門

尙々百日と申ハ余り日數懸り候に付、五十日位にて可然と被存候

清太郎殿

(註)五郎左衛門は後五郎右衛門と云ひしと云ふも、何年頃か不明、今安政三年五月に自ら五郎右門と記してある、衛を略したのかも知れぬ。後年安政五年に清太が父五郎衛門と書いたものもある。當時は色々に書いたらしい。

斯の如く父も許したに拘らず、實際清太の歸國に際しては、松陰の勧めた處へは全然どこへも寄ら

ず眞直ぐに萩へ歸つてしまつた。何か理由があつたのか、此事に關しては久保より松陰宛の手紙があつたであらうけれ共、今は残存して居ない。

七、松下村塾時代前後

松下村塾々舎の新設や増築や、松陰が公然と主宰した時代の研究は別に述べる。何れにしても其初の頃には久保清太郎は江戸に在つて居合はせて居ない。清太郎が歸つたのは安政四年四月廿九日であるから、安政三年の秋松陰が杉家で武教全書開講の時集つた親戚子弟の内にも、其名を列ねて居ないのが當然である。従つて當時松陰塾(幽室)の起原には關與して居ない。只父の五郎左衛門は從來自ら松下村塾を經營して居つたに拘らず、後(安政四年冬頃)之を喜んで名義上孫に當る松陰に委ね、表面は自分が塾主でも實際は松陰に主宰させた。その盡力と心情とは誠に見あげたものである。松陰が御咎の身であるから幽居中の會合も「窃かに」であつたらうし、況んや塾舎を獨立させて此處で窃かにやつて行く事には、随分心配もあつたに相違なく、杉百合之助・梅太郎・玉木文之進などもよく相談の上で後援した事に相違ない。故に松陰の丙辰日記及丁巳日乗を見れば、久保翁は安政三年八月二十三日の開講以來始終やつて來て居る。

久保は江戸に居つた爲に何等松陰を助けなかつたか、否、松陰は自らの研究の爲、又門弟への教科

書等の購求の爲、或時は時事問題の情報を得る爲に、始終久保を煩はして居る。久保は是等に對し相變らず黙々として盡力して居る。

○久保日記

久保の日記は古い處では前述安政元年十一月から同四年四月迄(二冊)丁度在江戸中のものである。之によりて所謂江戸出張中の事がよく分る。第三冊は安政五年七月十日より同六年及萬延元年を経て文久元年に至つて居る。此方は萩に居る間の事であるから、安政五年六年に於ける松陰の活動時代が分るのである。只久保の日記は恰も物理學者の日記の如く淡々として事實の外には何事も無い。月出づれば月を見、花を見れば花を見るとある丈で、感想もなければ詩もなく歌もない。従つて誇張もなければ縮少もない。

安政三年

六月十日晴 孟子字義寫初る、炎無風。

同十一日晴 先哲叢談續讀終炎し。

彼は江戸藩邸にありて藩務の餘暇に文を學んで居るのである。

同十三日晴炎し、寒暖計に而此節九十三度之由寢苦し。(寒暖計は此頃では珍しいものであつたらう)

同二十二日 鳥山え行病み伏す

七月廿日晴 暑氣復す午々鳥山を見舞す 病氣依然なり、夫々神明前え行、七半時過歸る

(註)神明前は芝の神明前であらう。

實に簡單だ、而して冷靜だ、簡單冷靜な處に此人の面白味もある。

發信受信の書狀は皆書き留めてある、其内に杉より來るもの杉宛の者は大抵松陰より又は松陰へのものであらう。飛脚毎に必ず杉よりとか杉へとかある。松陰の名は一度も出て居らぬのは憚つてであらうか文通の回数概ね一ヶ月一二回位である。

七月廿五日に小田村(松陰の妹婿)が來た事が書いてある。當時小田村伊之助は浦賀の警備に參つて居つたのである。

一月九日晴炎し、晝々外出鹽谷・長原・蟻川え行、先生頼之品相渡す、南風

之は何の品か、松陰の手紙で考へ當らぬ。或は四月十九日の手紙の文稿と書を象山に頼む事、陳化成の版書を象山に贈る事かもしれぬ。序に左の手紙の用件も果したであらう。

七月五日松陰々清太郎宛

「先師(山鹿素行)の文集可有之事に被_レ存候、是亦長原に御聞合可_レ被_レ下候、總て先師赤穂謫後のも

の尤も難得様に被_レ存候、兵法神武雄備集・自得奥義集・山鹿語類内山鹿自警・兵法或問・武教要録・聖教要録・配所殘筆は家藏するも……」

中に欠本もあれば寫し取つて呉れといふ事、其他の著述はないから古本屋で探して呉れ、長原にも相談して貰ひ度いとの手紙である。

八月十四日晴 蒸暑し、七月十九日之狀來る、松野・佐々木_ノ來ル、回番、口羽(德祐)氏より狀來ル 今日暑_ヲ到而甚シク人々大ニ勞ル、夜檜崎氏咄ニ行、夜八ツ時_ノ大雨 同十一日朝雨晝前_ノ止、晝飯後麻布_ヲ玉打(小銃射撃ならん)ニ行、其間不_レ降、一一一〇〇〇、夕歸り懸 少々雨大分涼し、杉より狀來ル、山内より同斷、平川_ノ同

此日の杉よりの書狀が遺著にある安政三年七月十九日杉梅太郎の名によつて久保清太郎宛てた松陰の手紙である。松陰は時々斯ういふ事をやる人で、實際借名の必要なき場合でもやつた。八月十日に七月十九日の手紙が届いたのであるから、日記の十一日に見える杉よりの書狀は矢張り七月十九日出の書であらう。

七月十九日杉梅太郎_ノ久保清太郎宛

「五月十四日の書來り未だ答書不_ニ差出_一内、六月廿二日の書來る、因て兩書の御答乍_ニ延引_一申上候

……」

とある。今六月廿二日を久保日記で見ると、

六月廿二日晴、暑大分復ル、朝小石川火事、昨日中村誠一來る、明日_ノ水府_ニ歸ル由語ル、去ル四月廿三日英吉利箱館_ニ來ける、龜田村七重村等亂妨仕、五月九日漸出帆_ニ而大安心之段彼所詰之者_ノ申遣を聞由語る、又一説_ニは三陸_ニ而藥園を荒候故、奉行某命_ニテ兩三人を縛セシム、左候處酒狂之由斷り、奉行を船_ニ連歸り餘程持なし音樂を以送り歸候由、此方眞之様に申候、又四月廿七日朝鮮_ニフランス船廿七艘渡來合職_ニ及由、薩侯_ノ之御届持來ル、是も虚妄之由故不_ニ寫申_一候、」去年風説書寫終ル、晝過_ノ外出、鳥山_ニ行病ミ伏ス」

之を讀んで續いて前の手紙の先を讀めばよく分る。

「……寫本類追々御運び被_レ成候由、勉強可_レ畏、小早川公傳・遐邇貫珍等孰も落手致候、水府の雷震大愉快、どうぞ是にて雨かやめかしと存候……」

此處迄は日記にない處で、其次に

「南部の御届書一讀、是も朝陽の鳳鳴と可_レ申敷、併是式の瑣事を天下の人籍々傳説するとは皇國の武威扱々に御座候、諺に云百姓か人を切た様など、是を今日の事に喩へばいかん、朝鮮の事萩

にても頻に致_二風説_一候、群犬吠聲可_二一笑_一也、
鳥山の病誠に憂念候、寸翰問、病度候へ共幽囚中故不_レ敢候間、御序可_レ然御傳可_レ被_レ下候、……長原
都合達者にて御座候哉、是も鳥山に匹敵すべき病容、三百里外兎角按勞仕候、當次雖_二囚居_一健啖豪
談前日に比すれば更に甚し、二君に此趣御傳被_レ下度奉_レ存候、且又長原に象山の文の禮克々御申可_レ
被_レ下候

以下別啓

別啓は象山がまだ幽囚を許されない事を聞き坪井水哉に談じて何とか放免運動をして呉れといふのである。追申の處には「尊大人不_二相替_一御壯榮文學甚御勉強、爲_二道喜幸此事御座候、併吾輩青年生
恥へし畏へし」と、尊大人は云ふ迄もなく清太の父五郎左衛門である。此人中々文學好きの人であつ
たと見える。恥つべし畏るべしとは、自分はまだ幽室に蟄居中勉強もまだ思ふ様にならぬ事を云ふた
のであらう。それから又鳥山宅へ置いた荷物の事や唐詩選掌故中巻を貰つて呉れとの依頼文である。

安政三年八月廿三日は松陰が幽室で武教全書開講の日だ、會するもの久保五郎左衛門・家兄梅太郎・
佐々木兄弟・高洲・瀧生・從弟彦介とある。前述七月五日の手紙に山鹿の兵書等を頼んだのも一つはこ
の前準備であつたらしい。故に此次の手紙には何か開講に就て久保に知すべきである。又久保の日記

にも何か記述があるべき様に思ふ。然るに此頃の手紙や日記にそれらしいものがない。

九月四日は松陰が松下村塾記を書いた日だ。其内に

「去年余獄を免かれ松下に家居す、外人に接せず獨外叔久保先生及諸從弟時々過訪せらる。因りて
共に道藝を講究す。家嚴家叔は家兄と與に又從つて之を奨勵す。初め家叔先生の徒を集めて教授す
るや、其家塾に扁して松下村塾といふ。家叔已に官と爲り其號久しく廢す(原漢文)」

家叔は即玉木叔父にして、初めて村塾を開きたるは天保十三年頃とある。(杉民治著玉木文)松陰十三歳

(之進正編概略)

清太郎十一歳の時に當る、而して其後仕官したるは翌十四年以來度々であるが此處の仕官は嘉永二三

年頃の仕官の事らしい此邊の事は別章松下村塾來歴の部に詳説するであらう。

次に村塾記の「外叔已に邑子弟を會して而て之に教へ其號を沿用す」中の外叔は五郎左衛門久成で

ある、弘化元年四十一歳で十三歳の清太に家督を譲つた。安政三年恰度五十三歳だ、早くから子弟を

會して教へて居たといふ、多分隱退後間もない弘化二三年頃からのやうである。

村塾記の「頃る余に命じて之を記さしむ」とは外叔の命でこの村塾記を書くといふのである。又余
は罪囚の餘にして言ふに足る者なし、然れども幸に族人の末に居る、其子弟を糾輯して以て二先生の
後を繼ぐが若くんば則ち敢て勉めざるべけんや(原漢文)で、將來家叔外叔の後繼者となる様な事が

あればといふのである。だから此頃はまだ村塾が久保家にあつたのである。

松陰は九月十七日にも十八日にも江戸の久保清太郎宛に手紙を送つて居るが、一言村塾記や開講の事に及んで居ないのは不思議である。恐らくは此事に關する手紙があつたのであらうが、まだ發見できないのであらう。

然し此事は松陰から當時相州宮田に出張中の小田村宛の手紙中に述べてある。

「老兄も來春御交代之由可賀、何卒疾速歸國松下ノ村學ヲ起シ玉ハ、と奉待候、僕近爲久保翁一作、松下村塾記略言所志、此事老兄之歸ヲ待ノミ、來春清太も歸ルヘシ、夫迄には有隣も運ヒかし、左候ハ、旁一振ノ機到來と幽囚生ノ心匠御察可被下候」(安政三、十一、廿)

以て村塾記が久保翁の村塾の「爲めに」書いたものであり、十一月廿日にも久保翁の塾であり、將來斯うあり度いといふ志を書いたものであつた。明春即ち安政四年にでもなつて小田村も久保清太郎も歸つたら大にやらうといふ意氣である。

安政三年十二月十三日松陰より秋良宛の書中に「近日松下一邑奮起の機會、同邑久保翁など頻に勵精に有之候」……と、此際富永を出して教師にし度いからと松下村塾記を添へて富永脱獄の周旋を頼んで居るが村塾獨立の事はない。之もまだ村塾が獨立しない反面の證據にはなる。それから例の松下

村塾聯と云ふものである。

萬卷の書を読むに非らざるよりは寧ぞ千秋の人たるを得ん。一己の勞を輕んずるに非るよりは寧ぞ

兆民の安きを致すを得ん。(原漢文)

詩集には年も月もないが本物は丙辰秋日とある。是が今久保家の所有になつて居る、當時塾が久保家に在つた證據の一つではないか、之は長六尺幅七八寸の大きさに二行に大書して、久保翁自ら執刀彫刻したもので昔より久保家の所有であると、(横山健堂氏民治翁の説として松浦) 後村塾獨立後のものではないのである。

安政四年

正月十五日久保宛の手紙には「中風不發用心藥」や辨當箱を注文し、(遺著) 歸國の時持戻つてくれとの事それから「新年萬福千里同風」とやり、中朝事實の届いた(松陰丁巳日乘に) 御禮を述べて居る。此中朝事實の事が久保日記には、昨年十月七日に長原より借りて來て、同廿四日に昨日中朝事實下卷成就したとある。恐らくは筆寫し終つたのであらう。それを送つて來たのである。此事尙ほ次便に明である。

同月廿六日久保宛の書中には例の梅田雲濱が萩に來て村塾の額を書いて貰つた事を述べてある「去

臘京師梅田源次郎來遊正月頃迄致_三逗留候、滿城心服の様子に相聞候、松下村塾の額面も頼候而出來申候」然しこの文が自分が書いて貰つたとすれば塾が久保家から獨立して居た事にもなるし、久保翁が書いて貰つたとすれば、久保翁の塾であつたわけである。どちらとも讀める。たゞ此事が松陰の丙辰日記にも丁巳日乗にも書いてない事が不思議にして、松陰自身が尙幽室にあり、額は久保の村塾の事故記して居ないのではないか、何れとも此額が残つて居れば分るかも知れないが今は残つて居ない。尙ほ額といふ意味が門札様のものとも室内用の額ともいづれともとれる。之も亦不明だ。

其次に「中朝事實追々研究感激之至罷居申候、謄寫の勞御歸郷の上拜謝可_三申上_二、原本借出被_レ吳候永原氏の恩難_三黙止_二、因て拙抄一本淨寫させ差送り申候間、同氏へ右禮として御贈り可_レ被_レ下候」と

久保の日記はそれから松陰との關係を物語るべき何物も記して居ない。只一ヶ月に一二度杉から書狀が來又久保から手紙を出した事位である。而して遂に二月の廿八日に江戸を立つて、甲州路木曾路を経て近江に出て、京都大阪經由、船にて三田尻に着、三月廿九日に歸宅したとある。

八、久保萩に歸る

久保は萩に歸つてから四五日の間はかくして日記を書いたが、それから日記を書く事をさつぱり止めた、以後翌安政五年七月五日迄は何等の記録もない。松陰先生とは隣合で始終交渉はあつたに相違

ないが手紙を往復する迄の事もない。故に松陰より久保宛の手紙も五年十二月八日松陰嚴囚中に至る迄は、たつた一つ次に述ぶる病氣見舞狀の外遺つて居ない。その代り松陰より久保以外の人に宛てた手紙や隨筆中によく見えて居る。

安政四年十二月松陰より久保宛病氣見舞狀の大意を述べれば、御病氣はどうか昨日の詩經會は僅に六名だつた。詩經の悲泉篇を讀んだのが、吾等平生無學にして書を読む事粗函の爲にこんな古書を見る力がない、甚だ面目ない次第である。君はよく木を精讀して居るから來てよく教へて呉れ、尾寺は盛に米を舂いて居る。齋藤は三見に歸省して居る。年の暮だから仕方がない、高杉は昨夜やつて來たが家では夜の外出を禁じられたさうだ、氣の毒の事だと、久保は自作の詩も歌も僅かしか遺つて居ないので著明だ、然し詩を解せざる者ではない。彼は大詩人たるが故に詩を作らないのではないか、松陰が、詩經の解釋に閉口して、久保を引張り出した處を以て見れば、久保の詩は確に無言の詩であらう、其學力も決して侮るべからざるものであつたに相違ない。

久保に取りては村塾は親護りの大事な事業である。故に塾の事では一生懸命である。在江戸の間にも松陰とは此事に就て文通したであらうが歸國後は一層眞剣に畫策した事と察する。それに就て第一考へなければならぬ事は村塾舎の獨立と塾師富永を連れて來る事であつた。

○富永の免獄運動

松陰はお咎の身であるから表向に出る事が出来ない。だから表向きの事は總て久保がやる。況んや松下村塾は父五郎左衛門の經營しつゝあるものである。故に富永を塾師として連れて来る爲に先づ免獄願を藩當局に出したのが乞富永彌兵衛免獄狀(閏五月)及上國相益田君書(六月七日)である。實は松陰が書いて久保の名で提出したのである。尙安政五年五月五日の評暢夫讀折煙管記(漢文)中に「有隣獄を脱す、艱難萬般、三無身を抜いて上書す」とあるから松浦・増野・吉田の三人も同時に上書したらしい。其次に「家嚴久保翁と保證す、政府兩相協議して之を斷ず」と、

富永の免獄に就ては右上書と保證許りではなく、當時藩吏たりし松陰の友人中村道太郎の盡力及兵學門人にして藩國相たる益田彈正、手元役前田孫右衛門、富永同郷の士秋良敦之助等の助力もあつた。(與富永有隣七月四日)尙免獄に就て小田村の盡力を請ふた事もある。而して富永は遂に七月三日に免獄となり、同廿五日に塾に呼んで塾師としたのである。

當時富永の脱獄するや之を其家に迎へて歡待至らざるはなく、隣人を集めて孝經を習つたものがある。名は權助、此人前に松陰を江戸より護送し後獄卒となつて松陰及有隣を尊びて師となしたといふ特志家である。(函文)

○村塾の女生

村塾は安政四年閏五月にはまだ久保外叔の主宰であつたらしい、當時松陰の書女誠譯述叙に「翁廢後詩書筆札を以て邑中の子弟を教育し、最も意を女教に留め、女大小學、女式目より、讀書次を以て授け女徒之を讀みて尙未だ足らずと爲し、余を促して之を成す……」と、以て當時女生徒が居つた事が分る。

安政四年九月十五日送富永有隣叙を讀めば「同社之士十有一人吾が松下村塾に宿會して送別す……」とあり。此時の塾舎が何處にあつたかは明瞭でない。恐らく久保家であつたらう。でなければ杉家である。

○孫子評註 同書の跋によれば安政四年九月十五日、前三日の孫子講義に久保が列して居つたか疑問である。暫く疑を存して置く、安政五年八月の再講の時は無論久保は列して居つた。

十一月廿四日與松浦無窮書(漢文)中「久保氏新塾果して本月五日を以て開く」と云つて居る、もう此時は塾舎が獨立したので、「富永儼然之に主たり」と云ふから久保翁が主ではない様である。何故松陰が自身「主だ」と云はなかつたか、年配からも又塾師として連れて來た關係上からも一步を譲りて賓師としたのであらうが、松陰は云つて居る。「此塾の興るや實に富永に基く、而して富永の出る

や實に三無(松浦無窮、吉田無逸、増野無咎)拔身の力に由る、則其の興るを助けずと雖、首功は寧ぞ三無を外にするを得んや……」富永の來るを以て村塾興隆の基として居る。兎も角も村塾興隆運動の一つは成功し、又十一月五日には獨立の塾舎に移つたのである。其間の畫策經營の主たる者は勿論松陰と久保清太郎とであつた。だから後安政五年に、

「外弟久保清太夙に育材之志を抱き三友と謀り富永有隣を獄より抜き、又松下塾を増廓して以て邑人を教ふ、其志甚銳……」(戊午陶文)

又

久保氏塾を翹めて年に益々盛を加ふ、乙卯の冬、余甫めて歸りて此邑に囚せられ嚴に交遊を絶つ、其後塾生竊かに來りて業を請ふ者あり、遂に久保氏と與に力を戮せて新塾を營む、是に於て邑學稍振ふ(戊午陶文贈中村理三郎)と、主働者は松陰と清太であつた。二三友は前の三無即ち松浦・吉田・増野であらう此三人は富永免獄の首功者を云ふもそれは一時の事、長く終始一貫の功勞者は久保でなければならぬ。然し次の文にある様に久保は表面上松陰は事實上の塾主である。二者共に功に居らざるは又立派なものだ。此際小田村の功は無視する譯には行かない。小田村も此頃は萩に歸つて居るから當然盡力したに相違ない。歸國後直に明倫館の方に勤務して居つた爲に、多忙で直接の援助は出来なかつたか

も知れぬ。併し何と云つても小田村は學者であり松陰の最も信頼せる人であつたから、陰に陽に盡力したであらう。偶記に「余塾を松下に起す、方に士毅と謀りて健作を迎へて其師と爲さんと欲す……」(原漢文)と其證左の一つである。玉木などは特筆しない處に無限の援助があつたわけである。新塾が出来てから清太の熱心盡力は又一層であつた。寡黙斷行の彼は「清太寢食と沐との外亦在らざるな」と松陰の感歎も尤な次第である。村塾に於ける久保の任務は經營上の雜務は勿論だが、其他は尙ほ富永や久坂等と同じく先輩格であつた。故に「有隣・清太・實甫専ら讀書に精しく、以て諸生を導く、其之を講ずる亦詳なり」と、清太は決して學力に乏しい先輩ではなかつた。

久保は四年十月廿八日に中谷と一緒に南郡の方へ遊歴して口羽の處へも立寄り大に時勢を論じ、先づ村塾の教育よりといふ様な事を語つたらしい、事は松陰の復ニ口羽徳祐書(安四、十、廿八)にあり。尤も久保は同十一月十三日の松陰より久保宛の書には、「僕此頃清太・榮藏諸友と物翁の書を読む……」と、もうその頃には歸つて居つた。

安政五年の春(?)年改りて松陰より清太に贈る處の詩がある。

聞く子新年小病に罹ると、看ざること三日なれば思ふ所多し、幾時か刮目して高業を窺はん、且く吾家擊壤の歌を寄す。と、

村塾の最盛期は安政五年である。生徒數も増して十餘名に達し、塾舎狹隘を感じ増築を始めたのは多分五年の中春からで、其三月半には粗完成にあつた。増築と同時に又大いに外部に向つて思想運動を擴張しようとした事が分る。その一つの現はれが嵩佐(須佐)塾との連絡である。其運動の張本人は富永と而して清太であつた。前述外弟久保清太、夙に育材之志を抱き云々の書の續きに、「二三友と謀り富永有隣を獄より抜き、又松下塾を増廓して以て邑人を教ふ、其志甚銳なり、生徒日に集り、有隣清太隱然として謂ふ吾の志以て漸くにして成る可しと、會々嵩佐の荻野時行常に其邑の振はざるを慨き、歳の三月に策を決して來遊し、二子と交を結び益々其の合するところあるを喜ぶ。行くに臨で終に二子及び塾生十數名を誘ひて去る、蓋反りて其邑を震はせんと欲する也、吾幽囚と雖素より二子と志を同じうす、助けて之を成さしめんと欲す……(松陰より小國剛藏に與ふる書中にも同意味の事あり)

故に此の場合に方ては松陰は主働者にあらずして寧ろ援助者であつた。近頃久保は母病氣の爲に村塾へも毎日は行かれず、二三日に一度位參るとある(六月一日)それにしても熱心の狀が察せられる。(久坂宛書)

此運動の後松陰は益田國相(安政五、六、廿六)に書を送つて居る。(戊午幽文)その内に「前日僕の同友久保清太・富永有隣貴邑に往き、貴邑の子弟亦弊塾に至る者あり、是に由りて頗る相交通するを得

たり……」と、それから長藩の急務三ヶ條を述べ、銃陣を興す也、航海學を講ずる也、開港通商兼ねて士をして海勢に習はし針路を曉らしむる也。先づ之を益田の領邑須佐から試みて貰ひ度いと云ふ意見述べて居る。而して之はもと富永の説であり、清太亦以て深く然りとなすものである。今清太が謁見を乞ふは此事である。書に盡さざる事は清太に尋ねて頂き度いといふのである。

斯う云ふ事が因をなして益田と愈々益々接近して來たものであらう。益田が藩公江戸より歸城の翌日即ち六月十六日に松陰の著狂夫之言・私擬對策・愚論等を上覽に供した處が、藩主が寅次郎の意見は皆よく聞いてやれ其採擇はこちらにあるのだから少しも差支はないと、益田大に喜んで屬吏周布政之助をして之を松陰に傳へしめた。其時呼び出されて此旨を承つたのが家兄杉梅太郎と久保清太とであつた。「政之助家兄杉梅太郎外弟久保清太を召し之を余に至さしむ」(戊午幽文)之から松陰は公然と意見を上申する事になり、門弟等も亦一層時事問題に熱中して來たのである。

安政五年四月に塾生に與へた作文の問題はよく此頃の模様を示して居る。

村塾策問一道 (原漢文)

恭しく今茲に三月廿日の 勅諭を捧讀するに 天情 皇神を畏み 列聖を重んじ、幕府墨夷と交通するを恨み給ひ、因りて更に幕府に命じて三家諸大名をして心を竭して建言せしむ、事已に行は

れ下る、思ふに幕命日ならずして吾公に下らむ。吾公奉答固より當に賢籌あるべし、何ぞ微臣の過憂を待たんや、然れども事實に國家の安危興替の界と爲す、凡そ臣子たる者、義として然然傍觀すべからず、若し或は下問を辱くせば亦將に何を以て爲さんや、諸君生平書を讀むは志固より皇室に在り、情常に夷虜を慨く、其嘗て見る所を疏し盡さざることある勿れ、以て下問の日を待たん。

戊午四月十二日

而して之が實際運動に具體化して來、遂に京都視察團六人の派遣となり、大原下向策となり、遂に血盟團の編成となつた。

是より先藩政府の役人と松下塾の連中と意見の衝突があつて僧月性に調停を頼んだ事がある。之は當時村塾擴張運動の餘波が勢餘つて藩府の人々と衝突するに至つたのであらう。月性此間に立ちてよく調停の任を盡したらしく、松陰の言に「上人なかりせば政府は吾黨を以て狂妄輕鋭事を解せずと爲し、而して吾黨遂に政府を以て宴安姑息國を恤まずと爲し、二者之際其孰れか之を釋かん」と云つて居る。之が又其後一層兩者の接近となつたであらう。安政五年二月十二日、高杉宛に「清太等が甚過激論者である」云ふ文句がある。それも此頃の清太の事であらう。

一〇、松陰嚴囚投獄事件前後

久保の日記は歸國後中絶して居つたが、久保が安政五年七月に又藩の役人となるに及んで書き始めて居る。どういふ譯合で役人になつたのか、どうせ進んでやつた事ではあるまい。此頃は指名とあれば辭するわけにも行かず、又下級の士は生活上家庭の經濟を助くる爲に役に就くといふ事もあつたのである。久保も大方其孰れかであつたに相違あるまい。只此日記は後年に本人自ら淨書したものであつて當時の日記其物ではない(當時のものは今存せず)。同日記を見るに、安政五年の十一月に松陰が再び嚴囚さるゝに至るまでは、久保と松陰との關係は別に記すべき事はない、多くは役所の事と家庭の私事に關して居る。恐らくは公私の務めに忙殺されて松下村塾に力を盡す暇がなかつたであらう。就中此間父の病氣、自分の病氣は一層沈黙憂居に陥らしめたに相違あるまい。然し又何事があつても成るべく書かぬ云はぬのが久保の本性だ。だから記事なき事が無事の證據ではない。七月十日御藏元順番檢使當分暫役拜命、恐ろしい長い官名だ。物品出納の検査官であらう。暫役とは當分の意か、日記にはないが七月廿日の辭令書によれば、久保は役人になつて多忙だからと云ふので、從來其職にあつた明倫館の山鹿流軍學稽古場頭取を止めて居る。尾寺が其代りとなつた。此時止めたのであるが、是迄も久保が村塾許りではなく、松陰の家學の方にも随分盡力して居つた事がわかるのである。父は八月の末から當時流

行のコレラ（鶴亂ともあり）に罹つた爲に、大に看護に力めて居る。其内に自分も罹つて病氣引籠の屈を出した。處が其日に父の病氣が悪いので、引籠中であり乍ら自分の病氣を押して醫者に参つたと云ふので御咎を受け、始末書を出させられた事が日記に書いてある。

十月十七日

拙者儀先月八日より腹痛相煩候段御届申出引籠保養仕居候内折柄父五郎衛門流行之霍亂相煩看病に頓着仕居候處同十二日又々劇症相顯候に付下人を岡田以伯方へ差越候得ども尙又父之煩悶見るに堪兼前後之考無之自身近所罷居候六戸美濃殿家來醫師松浦其春方駈付候其明日も又々危篤之症に相成候故様體彼是相談之儀使之者口上書面等に而は何とも無心元候故及夜中自分以伯方え罷越候儀も有之候此段急場頓着之中とは乍申御役所勤之身柄として病氣御届申再度迄他出仕候段不都合之次第今更氣毒千萬恐入存候依之身柄差控罷居候事

右書面綿貫より下御用所差出候處先平體之儀渡邊伊兵衛より進藤迄傳候事

平體とは其儘で居れといふ意味であらう。久保は寡言斷行の人であるが、親に對してはよく孝養を盡した人である。今回の父の病氣にも痛々しい孝養振りが遂に茲に至つたのだ。松陰との交渉も常に此の氣質を以てして居る。右書面中父の名が五郎衛門になつて居る、官に差出すものだから之が本當か

も知れぬ。

十二月六日添下り、昨夕吉田先生再獄御沙汰有之に付夜佐世・岡部・作間・有吉・杉藏・榮太郎・彌次

郎等周布・井上は行先生罪ヲ尋問ス、先生父病氣ニ付投獄延引、

十二月廿七日 昨廿六日吉田先生投獄

相變らず極めて簡單な記事だ、而も此の間に種々の出来事があつた。第一は大原下向策である。松陰が九月廿八日に大原三位に呈したる「謹白……」の書は其策を詳説してある。又十二月廿一日「大原三位卿に上る」の書によれば久保も亦此議に参じて居つたのである。即ち「此の地にて僕輩の密議に参し候者久保清太郎、佐世八十郎、岡部富太郎、三人大番士入江杉藏、吉田榮太郎、兩人輕卒仙吉、僕と七人外に在官人來島又兵衛・來原良藏・桂小五郎此三人僕大知人物皆妙前田孫右衛門・六戸九郎兵衛・兼重讓藏・中村道太郎・儒官にては小田村伊之助皆可與議者に御座候、門下少年輩僕と死生を同くする者又十數人も有之候、人物の品題は後便委細可申上候へども、其内例の一策は僕か若くは前の七人より添書先容不在者へむざと御沙汰必御斷り仕候……」尙以て久保・佐世・杉藏・仙吉身命を擲ち相働き頼母敷候……」書中第一に久保を擧ぐ、誠に密議に参したる片腕であつたに相違ない。

次は久保が間部要撃策の血盟團には加はつたであらうか、之は右の書に依ても勿論密策に参じたに

相違あるまい。元來此策は十月末頃から起つた事であらう。十月下旬松陰が小國剛藏に與へたる書中に「存念有之同志の士と相談致度……」「不_レ畏_レ死少年三四輩弊塾まで早々御遺可_レ然候……」とは此事であらう。而して此事は大原下向策でない事は「大原三位の策は奸人遮りちとゆとりが行き候其の内に江戸の事(井戸大老討取りか)起り候へば宜敷候江戸の事不_レ振時は必前策を果すなり」でよく分る。それから十一月二日大野村の生田良佐に與へたるものにも此要撃策の相談の爲め出萩を促して居る此事を決定したる時は十一月六日であらうか(同日上家大人玉)十一月十五日には十二月十五日出發と迄きまつて居る事が同じく生田に與へた書に見える。(遺著)此の事が失敗に終つた経緯は嚴囚紀事及安政五、十一月某に與ふる書に明かである。「書中に僕輩密議に參し候者久保清太郎云々」と云へば是丈の事に參加して居ない事はない筈だ。

十一月の廿九日、松陰嚴囚の命下る日には「松陰置酒高會し、文を作つて由を諸友に告げた」日だ。「是日會者久保・佐世・岡部・福原・有吉・作間・杉藏・直八・榮太郎・彌次郎共十人、嗚呼匹夫も志を奪ふ可からず、況んや十志士をや(嚴囚紀事)と、然るに久保の日記にはこんな事は少しも書いてない。又投獄紀事(幽文)には十二月五日投獄令再下の時には例の十志士連が又集まつた。但時山直八は不在、「久保清太郎巡番檢使たり、故有りて病と稱し、家居日久しうす、是日甫めて出で直に藏元に在り、

故を以て二人皆會はず」と、有_レ故は前述始末書一件であらう。此日遂に又岡部・有吉・作間・佐世・福原・入江・吉田・品川の八名が藩吏に迫り、松陰の罪名を尋問したる爲めに、皆家に謹慎を仰付かつた。けれどもこんな場合に此位の事で屁込む久保ではない。だから、投獄紀事には「是に於て小田村・久保益々罪名を問ふを以て自ら任ず」と、而して又「余書を作りて二人に與へて曰、政府僕を以て獄に投ず、而も罪名あるなし、僕却て謂ふ、天下眞勤王あり、僞勤王あり、不肖矩方同志諸士と與に皆眞勤王也、政府各位は則ち僞勤王也……」と、右書を作りて二人に與ふとは、十二月八日附兩人宛の手紙の事である。以て松陰が久保を信賴して居る程度を知るべしだ。久保は直に書を藩府國相手元役の前田孫右衛門に送つて此事を論じて居る。此手紙は投獄紀事中に引用してある。

「佐世八十郎以下八人、皆家に囚はる。而して其罪名を載せず、八人は皆僕の門人朋友にして具にその平生を悉くせり。決して不忠不孝罪を名教に獲る者に非ず、罪を獲る所以の由甚だ怪しむ可き也。聞くが如くんば前夜八人、均しく井上周布に造り寅次の罪名を問ふ、是其罪也、果して是を以て罪と爲さば、僕と雖切願する所、切に願ふ、速に八人の罪を免じ、且寅次の罪名を暗示せよ。二者皆聽かざれば、願くば僕の罪を議せよ、僕の義獨り完了す可からざる也、此事原當に之を井上、

周布に問ふべし、而して井上・周布吾輩を待つに仇敵を以てす、往くと雖面せず、是を以て諸を足下に請ふ足下其れ之に處するあれ」と、自ら前田に行き委細を開陳したが前田も明答を與へなかつた。前田は松下塾連中には好意を以て居る人であるから此人に頼つて參つたのである。

十二月廿六日松陰投獄送別の宴には、勿論久保は列席して居つた。而して獄迄送つて行つた。松陰の所謂我を送る十四(三)名の一人であつた。將に獄に赴かんとして子遠に贈る詩中に、「保子温なると玉の如く、佐世利きこと劍に匹ふ、人舊く且つ親しむ、汝戒を得たり恤る勿れ……」と此處では久保と佐世とを紹介して居る。

第一の大原下向策と第二の間部要撃策は已述の通り、第三の清末策は如何、清末策の事は小田村の處で述べる。これにも久保は參畫して居るらしい、左の手紙は之を示すものである。

「清末論ハ清太・八十ヲ不孝ノ子ニスルニシカズ、急ニ小田村ヘ會シ大議ヲ發スベシ、足下歟清太カ僕信ニ清太ニ如シ前夜之言、別番足下ヘ見せ候事清太ニ負ク事甚シ、但足下清太ヲ知ラザラン事ヲ恐ル……」(野村家文書)

第四は要駕策である、之が最後の策である、此場合久保は如何なる關係にありしか。

(註) 水戸藩士弓削、三好(實は矢野・關)の來萩には何等關係がなかつた様である。

松陰は入獄以來一週間、一月三日に思ひ出した様に久保に手紙を書いた。云ふ事は決まつて居る。

「清太足下新年俗吏の光景如何、門毎に刺を投ず、不平の狀想ふべし」に始まり、村塾の主持は馬島に頼む、富永が逃げたさうだ、怪しからん奴だ。投獄紀事が出來たから見て呉れ、何か字を書いて呉れとお頼みは紙が來れば書かう、歳首新年の詩歌は杉に送つてあるから見て呉れ……といった様な割に平穩な氣分であつた。然し此頃も胸中何事かを策しつゝあつたのである。幸に正月中旬に大高・平島が萩にやつて來たので、それ! とばかりに檄を飛ばして二氏の議に對應せんとした。之が要駕策である正月廿一日諸同志に興ふる書中、何分二客に心靜に事を謀り候様御傳可然候、二客より浦國相に書を奉り國相より君公に直達の策如何」など種々苦心擬策の體想像に餘りある。然るに大高・平島は何事も爲し得ずして廿三日萩を去つた事を聞き、又桂が玉木叔父と謀つて文通遮斷をすゝめたので大に憤慨し、遂に月の廿四日から絶食して死なんとするに至つたのである。

要駕策の働きの者となつたのは入江兄弟であつた。此際久保はどういふ働と援助とをやつたか、分つて居ない。然し只傍觀して居た譯ではあるまい。從來もさうであつたし、又後に述ぶる如く松陰は如何なる機密の事でも久保には相談したらしいのであるから。絶食一件は從來何度か述べた、只此事を聞いて久保の驚きは容易ならぬものであつたらう。早速久

保から手紙が届いたらしい。同廿九日松陰が復々清太書(幽文)中「書を辱くし一字一涙、讀み去りて慄然……」と、久保の文章はこれといふものが今残つて居ないが、此文を通して頗る心情を穿つたものであつたやうだ。「老兄鐵心石腸僕素より之を信ず、この鐵心石腸こそ松陰の最も頼りとする處だ。但前日憤鬱之餘り老兄の一言に渴想なき能はざる也、太氏老兄の書意、僕が粒を絶つるの志と所見甚だ遠からず、然るに岸獄の人粒を絶つに過ぎず、外にある人は則尙策ある也、鄙見具に小田村士毅に陳ぜり、老兄幸に一日八十・子遠と約して謀り、士毅氏に會して其可否を議せよ、斯うなつては最早誰でもよいといふ譯には行かぬ。「政府及諸友、皆深く議するに足らず、但八十・子遠語る可きのみ子楫無咎輩は口舌喋々、老兄を知る能はず」と、此信頼を見よ、「老兄外愚内明、貌寛にして中窄る彼の喋々者を喜ばず、自然と鴻溝を爲す、詎ぞ傷むを庸ひん、但喋々も亦才也、誠に獲易からず、僕故に之を愛す、然して安ぞ愛する所を以て而てその信ずる所を疑はんや、老兄幸に察せよ」

六年四月二日の事、野村に與へた書中に誰も彼も信頼するに足らぬが只久保だけが手頼りになると「吾が平生久保を信仰するは爰じや、獨立で何の功能もなき男なれど決て邪滌は遣らぬ、此の事は僕も不及也……」と(遺著)、邪滌とは人の純潔を裏切りたるを云ふ、これ程確かな人であつたのだ。此手紙の内容から久保の手紙を想像すれば絶食などして何になるか、策はいくらでもあるではない

か、とでも云つた様である久保の性格から見てもさう察せられる、不屈不撓、斃れても止まざるものが久保の鐵心石腸だ、どんな場合でも信頼し得るのは久保である。然し久保は和作脱出の事に就ては充分に同情はして居つたが、賛成はしなかつたかに見える。入江杉藏が和作脱出の事に就て人質の如く投獄を命ぜらるゝや、松陰より杉藏に與へたる書に(遺著)

如何如何僕已に狂人、孔孟流義の忠孝仁義を以て一々責められては一句も無し、只時事切齒流涕何事も他は暗やみ也、足下の書を見て始めて人間父子の情あることは且々思ひ出でたれど、如何にしても今世の人へ對し子遠は斯様じやと不能申、遂に足下の書と僕が復書と一卷にして久保に與へ一涙せよ僕心如此、子遠心如彼也と申し遣し候、久保も有心人なれば定めて一涙はしたろう、不知其淚向誰洒之否……」

三月十五日に松陰は久保の堅實自重に慄焉たらず、皮肉の數々を列べたる書がある。其内に「老兄は果斷僕の所素服今日乃如此、老兄靜くと檢使共勤めて往々手元にとも成て然る後一死を致す積りか、結構の思召と存候……要之舍身報國の志なく徒に求安逸なり、可嘆可嘆家兄不取杉藏、小田村も同意と相見え候、老兄も必同意なるへし、隨分安坐して時を俟つべし、僕は死すべき時を失ひ殊に鬱々なり」

而して遂に三月の末か四月上旬には「何卒一死ヲ賜フ手段ヲ乞フノミ」(榊取文書)と、小田村と久保とに宛て死罪の周旋を頼んで居る。此間の眞意は六年四月野村和作に與へたる書中に「三友(小田村、久保、久坂)に激論を仕懸又誠意を通するも死罪の周旋を託する積なればなり……」と、考ふる所ありての事であつた。又其間に清狂文稿の保存を頼んだり、和作が出發前に預けた金を又久保に預けそれを又品川に渡して呉れた請取證様のものもある。雑務は雑務、議論は議論だ。

一一、松陰東行前後

松陰東送の報が未だ到らざる五月十日以前に、孫子評註の原稿を久保に贈つた。其謂はれが現存久保家所藏の原稿内表紙に書いてある。

余の孫子を評註するや首より其説に信從する者、久保・中谷・尾寺・高杉の四子なり、而して久保最能默識冥契す、余の説を聴く又最久し、今評註脱稿す、將に寄せて中谷諸子に示さんとす、願るに此の初稿は塗抹紙に滿ち往々讀過すべからず、是宜しく破棄して、之を烏有に歸するも可なるべし、然ども輯めて之を觀れば亦鷄肋の志を免れず、遂に工に命じ綴束して冊と爲し、久保に寄せて之を藏せしむ、其改本は別に存すと云ふ(原漢文)

己未五月

二十一回生誌

又此事を再跋として別本に附記してある。

再跋

原跋に云ふ、随つて讀み随つて評す、三日にして訖る者なり、傍註も正文も簡略にして粗脱、觀るに足る者なし、故麗に棄去りて復顧みず、後乃ち正文を分析し、挿むに評註を以てし、此の書様の如くす、戊午八月に至りて成る、終始余が説に信從し、相共に商量する者清太・正亮・新之・晋作・而して有隣は與からず。清太兵書に於ては余が説を信する最も諸友より久し、故に評註原稿の塗抹改竄せる者を以て之を清太に歸し、之を藏せしむ。今余獄に繋がれて三友處を分つ、他日或は能く一堂に會聚して、各其所謂因るところの原稿を把り出し、之を較ぶる亦快ならずや。(原漢文)

己未五月十日

猛士

以て久保が孫子に精通して居つたであらう事が分る。宜哉、文久三年中谷と共に此の孫子評註を校正して出版して居る。

(註) 文久三年と云へば長州は内憂外患で、一方馬關の攘夷と京都の動搖とで大騒の眞最中である、こんな騒動の中によくも本の出版等をやつたものである。久保の日記には「七月朔日に講習堂(山口)にて孫子評註を讀合す……」七月八日孫子評註大阪へ送る、飛脚便りを以たり、夜杉を訪問同道にて中谷へ行……」と但し此

の出版事業は久保・中谷許りの仕事ではなく、久坂も盡力した事が久坂の日記に書いてあり(文久二年二月十二日)、杉梅太郎も大樂源太郎も共に盡力したのである。文久三年六月七日大樂(在京都)より杉梅太郎宛書中「河吉に逢候處松陰先生の孫子評註一日も早く御上せ被_レ成候様申上吳候事に候實は板木皆々調ひ居候て調師より甚急ぎ候様子也、なる程彫刻の請合は澤山有_レ之候間御校讐すみ次第御上可_レ被_レ成候云々……」

彼是して居る中に松陰東送の報が来た、されば松陰は夫々の人に色々の遺言をし後事を托した。其内に入江杉藏に與へた手紙がある。この手紙は久保が如何なる人物なるか、又數多き門弟知己の中で松陰と如何なる關係にあるかを示すものである。

久保・天野來る、吾所見恐らくは違はず、是は高杉の東歸を待て決すべし、久保は眞に吾を知るも、今更申に不及、爰に一落涙したる事あり、久保は吾非_レ不_レ欲_レ往_レ塾實に暇なし、只一の彌二時々來て先生杉藏の事を通するのみ、彌二眞に不_レ惧の奇人云々……嗚呼清太固知_レ人思父も人を知るといふべし、塾中喋々の人不_レ勤、却て一默然の清太を敬す、是等の隻眼思父亦吾輩の人なり——中略——足下若し吾を惜まば久保・久坂と三人赤心相示せ、三人和協せば事不_レ足_レ憂也、高杉・佐世其外も追々歸來すべし、同志一塊とならば自ら強し、久保・久坂已に了_レ此意_レ矣、情緒亂出筆不_レ可_レ書也。と、

如何に此三人に望を屬し又三人を結合せしめんとしたかゞ分る、又同五月十七日子遠に宛てたる東行書感の詩並書(入江の部に抽出)も此事を裏書するものである。

同日久保にもこの東行書感の詩を送つた。

其次に

此詩別に子遠に寄するものは吾保兄を汝弟兄となす、此意切に諸友に洩す勿れ、擾騷すれば反つて事に益無し、然れども僕萬一有らば、人皆余欺かれ易きを譏らんや必せり、故に豫め之が爲に此事を謀る、相信する者老兄及子遠のみ、と

江戸着後高杉宛の書(七月)に「余去るに臨で曰、杉藏之思、玄瑞の才、久保の知皆吾以上の人なり、三人親善せよ……」が之に當る。

「相信するもの老兄(清太)と子遠のみ」は實に二人の人物に就て千金の重味ではないか、松陰の門弟知己多しと雖此程の信用はなかつたのだ。

尙ほ永訣の賜として久保に與へた楊椒山先生の語は、其昔清太と共に語り深く感じたものであると、夫れ人の一身、親に於ては則之を子と謂ひ、君に於ては則之を臣と謂ひ、均しく之れ逃るゝ所なき者也、然るに其の君に仕ふるに方_たりてや、其親を忘れざるあること鮮く、其親に事ふるに及んでや

又其君を忘れざるあること鮮き者、是君に忠にして孝衰へ、親に孝にして忠廢するものにして、又焉ぞ之を忠と孝と謂ふを得んや、斯く忠孝一本を永訣の辭となした。

○久保日記

五月廿五日 波多野實方之姊勝木尙妻昨夜死去に付忌中屆、今日吉田先生江戸被_ニ差登_ニ付昨日杉_ハ連歸り通宵談シ福川へ行、右一件ニ付扣申出ル左之通」と云つて申出書を附記してある。

拙者儀親類杉百合之助育吉田寅次郎事先年御咎之趣有_レ之公儀_ハ百合之助へ御引渡蟄居被_ニ仰付置_ニ候處此度於_ニ公儀_ニ御吟味筋有_レ之ニ付江戸表連出相成候様にと町奉行所_ハ御達有_レ之候付江戸被_ニ差登_ニ候段百合之助へ御沙汰相成不_ニ容易_ニ御厄害之事奉_ニ恐入_レ候依_レ之身柄控罷居候間此段御沙汰可_レ被_レ下候以上

證人殿

右ニ付先平體之段沙汰相成出勤不_レ致候事

如何なる場合でも久保の日記は感想を書いてない。然し「通宵談シ」たのである。「朝福川へ行」は一

緒に見送つたとも見える。

六月七日 伊藤源衛門妹おすゞヲ連來渡邊新衛門中人ニ而妻に貰_レ之積ニ而内盃ヲ致ス歳十六結婚の記事も至つて簡單だ。

松陰が江戸着後はいろいろの事で、八月十三日迄通信がなかつた様だ。此日久保と久坂に宛た書は萩出發以來獄中の事などを書いてある。同じ日附の書中に八月四日の朝と日附を書いた處もある。其處に詩がある。

國に許すの身敢て親を顧みんや、 安然として獄に坐す亦吾眞、 忽父母痾勞の日に逢ふ 復西風を被り愁み人を殺す、

其の次に「父母兄弟に不_レ呈_レ書候此詩にても御見せ健在の狀御語可_レ被_レ下候十圓金の事家大兄に御謀可_レ被_レ下候」とある。十圓金とは入獄の時使用する雜費の爲の請求である。此事久保日記に「十月七日吉田先生へ贈金十圓爲替トシテ札銀七百四十四匁上納」と、又別章に述べた様に九月十一日同囚堀江克之助に與ふる書に松下村塾の後繼者として小田村・久坂・久保の名をあげてある。

○久保日記は其後十一月廿日松陰刑死の報至る迄は松陰關係のものはない。相變らず御役所が忙しいらしい。

廿日曇 飛脚来る 去月廿七日松陰先師死罪に被_レ處候由……

廿二日 朝杉_レ行、夜塾_レ行、先師死處傳馬町上り屋にて小塚原_ニ葬候由……

此邊で普通人ならば何か感想のある處だ。然し久保は何にもない處がよいのだ。それが久保らしい。

(附)松陰刑死の場所小塚原説は誤で、正しく傳馬町なる事此日記を見ても確である。

十二月十六日 先生四十九日當り日に付杉_レ夜食_ヲ喰_ニ行雨

簡單なれど哀悼の意味が充分だ。「夜食を喰_ニ行_ニ」久保でなくては斯は思切つて書けない處である。

一三、松陰死後

松陰死後の久保はいかにも物寂しい、所謂俗務や俗事に汲々たる許りだ。かくて安政六年も暮れ超へて安政七年(萬延元年)となる。

一月三十日 松陰先生墓ノ事ニ付兩度玉木_ヘ行、夜杉_ヘ行。

これが久坂の日記では

…午牌村塾に到り、先師築墳の事を謀る、會する者清太・八十・子楨・子徳・思父・松洞・徳民・直八等也、夜に入り歸る……(原漢文)となつて居る。久保は又記して居る、

二月七日……吉田先生百ヶ日當り日に付前髪ヲ團子岩に葬ル、杉_ヘ燒香に行、

久坂の日記

「是日先師百日辰に當る、乃ち杉に至る、諸子に同じて先師の鬢髪を收む。是日會する者賓卿、清太・八十・暢夫・子楨・去華・子徳・子大・思父・松洞・徳民・清三・直八等也、夜賓卿と談ず」

今の團子岩の墓下には松陰の前髪が埋まつてある筈である。

二月十二日晴 朝塾_レ行夜會有_レ之。

久保は其後村塾へ行つた事が書いてなかつたが、此處に始めて記載してある。

三月十六日晴 今日俄に御寄合、昨日之飛脚に而過ル三日朝五ツ半時、井伊侯登城之處、松平市之正殿屋敷横に而、七八人打寄駕籠ヲ刺首ヲ取御屋敷前ヲ通候由、其節大雪に而前後難_ニ見分_ニ候由、其以前水戸三浦太一郎ト申者亡命ス、結黨ニ而も有_レ之歟……

久坂の日記

「三月……人あり來り報ず、江戸義士ありて彦根の老奸を擊殺すと、一坐快然を稱呼す、其事意確かならず、皆以て謬傳と爲す」

此時久坂は恰度宮市に行つて中谷と一緒に岡本三右衛門を訪ひ、大樂源太郎など、自ら携へた松陰

先生自贊の肖像や、大樂が持つて来た梅田と頼の書三幅をかけて、大いに事時を論じて居つた最中であつた。

彼(久坂)は十八日に萩に歸つて、十九日には早速杉へ行つた。即

「十九日晴 杉氏に至る。先師の靈に告ぐるに關東の報を以てす……」
之が又久坂の特長である。

(註)此報十三日間で江戸より萩に達した。最急行の飛脚便であつた。普通ならば約一ヶ月又は廿日を要する。
久保の日記に曰、

萬延元年(閏三月一日)五月廿七日晴、練兵場へ行、夕先師墓參。

五月は特に思出深き月だ、其命日に墓參をして居る久保の心はいかに。

七月十日晴、於御城是迄之御役被_ニ差替、御米方檢使役被_ニ仰付一段、越後殿被_ニ仰渡……
即ち久保の役目が變つたのである。

八月四日雨、定扶持拂早出、松陰先師誕生に付杉ニテ鮮子馳走ニ成。

誕生日は死後も祝つたものであらうか。又久保は食物に興味を持つた人であつた事がこれでもわかる。鮮子と松陰先生これが久保の記憶型である。

十月廿六日晴、松陰先生法事三人案内也……

之は明廿七日の招待状の事であらう、又三人とは父母と清太とであらうか。

文久元年久保は年三十だ、相變らず御役所勤めであつた。其間移り行く世相に就て心を痛まし、政治運動への關心を有つて居つたらうが、何と云つても小役人であり、日々の仕事に多忙でもあるので、積極的の活動もできなかつたらう。特に萬延の十月、村塾の中心久坂が去つて江戸に行つて以來は一段と物淋しくなり、久保が之に代るといふわけにも參らなかつたであらう。然し久坂が又再び萩に歸つたのは文久元年十月十二日である。それからといふものは又活潑に動き出した。さうしてその年の暮に出来上つたのは一燈錢申合と云ふものである。久保は翌年になつて始めて記名して居る。此時の連中は久坂・中谷・佐世・檜崎・岡部・福原・寺島・品川・山縣・馬島・瀧・山田・堀眞五郎・入江・久保・松浦・前田孫・大樂・南・高杉・小(尾)寺・伊藤・野村・桂等である。久保日記には
十二月五日 夕東光寺の先生墓、渡邊へ行、十二月十三日御忌の由御到來有_レ之……
など、記してある。

文久二年春頃の事は久坂の日記がよく語りて居る。して此頃の久保は從來の自重家になく積極的に活動した様である。久坂の日記には斯う書いてある。

二月の三日 午後清太來る、江戸の報信なる事を言ふ。感奮に堪へず、去月十五日安藤對馬守の登城を擁護せんとて水府義士事不_レ成とのよし、六人の外一人内田萬之助なる者桂小五郎を訪ひ有備館にて割腹のよし……

十二日 ……清太・徳民來話

十五日 詩經會、久保・寺島・天野など來る……

廿四日 ……松洞・久保を相訪。白石（馬關の勤王家白石正一郎）の様子を報す、久保大に決心、何共感涙に堪へぬ事なり……

廿六日 早朝久保より書來る、直様中谷に相托し久保を兵庫と京師へ出さるゝ事を、福原翁に論じて呉る様相願、夫より中谷彼翁を叩き論候得共、中々行はれ候様不_三相見、罷歸被_レ申候事……

廿七日 ……是日血盟を作る、中谷久保及余血判せり。

此邊の事は廿三日及廿六日久坂より久保宛の手紙（久保家所藏）にも見える様に、藩の有志は島津三郎の上京を期とし、一大運動をやらうと云ふ下相談の最中であつた。されば薩州樺山三圓の使者田上藤七や土佐の坂本龍馬・吉村寅太郎などが萩へやつて來たのも此比である。これに對して所謂村塾の連中は、要は

「御國數百年來勤王の御家柄に候處、此度薩に先鞭を被_レ着候事、固遺恨千萬に候得共、中々此節の勢にては、本藩にて勤王を任ずる事は不可に見候得は、僅かの同志なりとも彼藩の大儀をお助け候て、少々にても報國仕度先七人申談候事」である、これが遂に血盟團を作つて潛行運動を決心したのである。

（附）廿三日の書中近頃久保が譴責中であつたと、何の爲の譴責であつたのか、職務過失でもあつたのか、それとも政治運動の爲か。

尙ほ久坂の日記は續いて居る。

三月一日……久保へ往く……

十八日 久保・佐世・松洞・彌二・檜崎・寺島など逐々來話、酒肴を出す、放聲嘯歌稍愉快を覺ゆ、既にして來原より來吳候様にと岡部富太郎申來る、因て檜崎・佐世同道罷越候處、明日より江戸へ參るとの事にて彼是時事を議論、余輩快々として去、訪_三陸山、余輩上京の事を嘆願せり、承候處毛利將監大夫浦靱負大夫など兵庫罷越候て後、天氣御伺として上京のよし也、今秋より山田亦介馬關へ罷越、竹内庄兵衛兵庫大阪へ參る、杉梅太郎之に屬す、余因終夜寢るを得ず……

かくて遂に久坂も久保も中谷も浦に從つて兵庫に參つたのであつた。

四月十九日には京都に於て久坂・佐世・檜崎(兩)・中谷・久保の六人が連署して長井の公武周旋論を彈劾して居る、其内に「吉田寅次郎赤心誠忠の者に候へば雅樂樞密に居いか様にも取斗ひ振も可有之候處關東え引渡候事」といふ箇條が特記されてある。松陰が東行の時藍面人あるを疑と云つた事が強く彼等の胸に響いて居るのだ。

四月廿三日には久坂・寺島・入江・中谷・穴戸等と共に薩藩士と義學の企をなし、寺田屋の變に關係した。此事は是等の人々にとりて始から豫定の企であつた。

次は五月十二日に、久保は檜崎・尾寺等と文學修行の名目で京都を發し江戸に向つた。其意は京都の事情を齎し、長井の非行を君前に陳述しようといふのであつた。それから久保は何時京都に歸つたか、八月十五日には京都に居つた。而も其時は京都代番の資格であつたらしい。此頃折悪しく病氣であつた事が日記に書かれてある。處が此頃の日記は今迄の日記とは違ひ、和歌が澤山と云つてもよい位に記されてある。名句でないが久保にしては珍しいものだ。

終夜曇りの懸りければ

薄雲の晴るを待て夜もすからけふの夢をも結はさりけり
思ひきや故郷人の打つとふ今宵の月をこゝに見んとは

妻や子の見てや思の増るらん都の方に出る月影

十六日月いとさやかに見へければ

九重の御階を照す月影はさやけさいとまさりけるかな
思はじと思ひつめたる故郷を思ひ出けり秋の夜の月

字句不齊に候へとも記し置他日添削すへし 云々

九月廿九日久保萩に歸る、萩に歸つてからは隠然村塾主でもあるかの如く、十月の三日に「玉木彦介・國司仙吉東行史略を讀」とか、「廿九日駒井政五郎來り新論讀初」と云ふ様な風である。

此頃京都の勤王運動が着々効を奏して、國事に斃れし人々の大赦の中に吉田松陰も含んで居つた。其内に吉田家復興の内意が來て、其願書を差出す事になつた。此事が彼の日記に記されてある。

十一月十六日……吉田家跡式相應の者申出候様杉叔父平生の隱居被仰付候由内意有之今日より、
十七日……昨日の杉吉田家の事御沙汰有之夜歡に行、

廿六日……吉田跡式杉の叔父に決し、願書玉木と連名として明日差出す様に内決す。

斯の如く、始めは從來隱居の杉百合之助翁が、自ら吉田家を繼ぐ事に願書を出した様であつたが、然しそれが遂に民治の子小太郎が繼ぐ事に變更されたものであらう。何れにしても吉田家は餘程重大

視した事は明かである。

廿七日先生墓参る。

其他も多く讀書と交友との連続である。

文久三年久保三十二歳、その三月九日明倫館檢使役となり、六月廿三日には山口の明倫館出勤となり、六月廿六日三田尻講習堂出勤となつた。多分教授の役目か事務かであつたらう。それから政事堂出勤となり、九月十九日松太郎と改名、九月の廿五日舟木の代官となつた。其後慶應に至る間に馬關の攘夷戦や元治甲子の變があつたのであるが、此際久保は主に民政の方に働いた爲に、花々しい外部の働はなかつたと思ふ。

此間に只一の挿話が残つて居る。それは馬關講和の時伊藤俊輔（博文）の談として傳ふる處によれば（防長回天史）元治元年八月十日であつたらう、……久保三（當時は松太郎）が船木御代官だ、久保が高杉と吾輩に一寸來て呉れと招いた、何だと云ふと、いや大變な事が起つた、今足下等を暗殺すると云ふ者がある、……吾輩と高杉は大に驚いて久保に政府の者は何と云ふて居るか尋ねると、唯政府では困つたものだ云ふて居る、それで高杉は是は不可ん、政府の奴等からしてそんな事があるものか、今から逃げようと斯う云ふ話だ。久保も其方がよからうと云ふ事で、全體自分が代官管轄の

中だから百兩宛遣らうと云ふので、それを持って直ぐに脱走した、どの位の路程であつたか知らぬが、闇の夜で二人がどん／＼逃げた。さうして久保の周旋で、田舎の百姓の可なり金持の家へ潜む事になつた……と、

慶應元年二月十九日吉田代官役兼帯、同年三月廿日遠近方、同十二月十四日上關代官役。

三年十二月二日伊崎御代官兼帯

明治元年六月廿日同本役、七月七日企救郡御代官兼帯、十月九日會計主事

二年十月斷三と改名

三年閏十月八日 小參事として會計部内の事務（名東縣か）

四年四月四日 權大參事

六年 參事

七年頃迄 名東縣（今の徳島縣）參事か權令か

八年 度會縣（今の三重縣）權令

九年七月廿日 職を辭し八月廿四日引繼を了り東京に隱退

十一年十月二日 麴町番町の自邸に卒す

第三節 松門の柱石久保清太郎

死するの日親友杉孫七郎を枕頭に呼び、次の詩を代筆せしめ溘焉として逝いた。

(嚴) 嚴師殉_レ國入_ニ黃泉、我幸_ニ偷_ニ生_ヲ二十年、病革_リ嗟_リ臍_ヲ慙_ハ甚、更無_ニ一事_ヲ慙_ニ師前_ハ。

松陰先師死_ニ於_ス江戸傳馬町獄、距_レ今_ハ二十年、故_ク云_フ、斷_ス三

此詩を見ると、回顧すればあの國事多難の日に、あゝもすればよかつた、かうしたならば尙よかつたと後悔する事もある。然し大體先師松陰の理想とする處はやつた、自分としてはあれでベストを盡したものだ、これで思殘る事はない。いざはやく九泉に參つて先師に面會をしようとしても云ふ様に思はれる。尙ほ生前好んで揮毫せる一幅は今尙ほ嚴として久保家の壁間に懸つて居る。

朝華之花、夕而零落

松柏之葉、隆寒不變

久保の面目はまさに此の通であつた。これを見る時に恰かも久保在すが如しである。

第四節 松門の柱石小田村伊之助

偉人の出現には必ず之を助けた隠れたる偉人のあることを忘れてはならない。我が松陰にも父母兄弟は勿論伯叔の外にも幾多の後援者があつたのである。

安政六年の五月、松陰が愈々東送せらるゝと云ふ時に、村塾の連中が「何か村塾の大眼目になる一語を残して貰度い」と申出でた。其時松陰先生の答はかうである。「それは外の事ではない塾政の大眼目は小田村先生を尊奉する事だ、と(後に詳出)。以て小田村が松門の柱石たる所以は分るであらう。

又安政六年九月十一日、松陰は江戸の傳馬町の獄舎にあつて、同囚堀江克之助と文書の往復をして居る。堀江は松陰が平常欣慕して居た水戸の義士である。當時來朝した米國公使ハリスを暗殺せんとして旅舎に忍び込み果さずして捕へられて入獄して居つた。此人に宛てた松陰の手紙に

「御細書拜見一々御厚情の段感銘仕候、弊藩の事情同志中の事など後年の爲めに申上置候」とて色々と藩の事情を説明し、昨年水戸の密使弓削・三好兩氏來萩の時の模様や、赤川淡水が水戸學出身の事などを述べ、さて「小生住居は萩の東隅なる松本と申所にて、同志の會所を松下村塾と申候、小生實父杉

百合之助宅なり、小生投獄後は妹婿小田村と申儒官是を主り居候、久坂玄瑞と申すのも小生の妹婿也、從弟久保清太郎と申もの隣家也、此三人とも村塾にて小生の志を継ぎ候也」と、その次に藩府の重役連の話がある。この書翰中の小田村とはそも如何なる人であつたか、昨年即安政五年十二月松陰が入獄してからの松下村塾は、頗る暗澹たるもので且つ又頗る動搖して居つた。然るに其の後を引受けてよく其の門弟の信望を一身に負ひ指導を完了した人が即ち小田村であつた。彼は松陰の妹壽子の婿であるが、歳は一年上であり、幼より儒家を嗣いで藩學の儒官となつて居つた丈あつて、名實共に遙かに松門の濟輩を抜いて居つた。安政五年末迄は村塾に直接教授した事はないが、間接には始終松陰を輔佐して塾の爲に盡力して居つたのである。従つて松陰との關係は恰も骨肉の如く、學問や政治上に於ては實兄梅太郎以上に力になつて居たやうである。松陰は曾てその家兄への消息中に小田村の恩を謝する意を述べて居る。(榎取家文書)

辱く文侯(小田村)の詩並に跋を示さる、文侯自ら謂ふ、栖々遑々志業成るなし、家拏を擧げ君が家を煩はすと、文侯兄弟は學問夙に成り寅等常に切磋の益を得たり、寅郵獄(傳馬町の獄)に繋がるゝに及び、兄弟周旋甚到れり、則ち文侯吾家を煩はすにあらず、吾家乃ち文侯を煩はすのみ、然れども親戚の義は相愛相助を主とす、吾彼を煩はし彼吾を煩はす亦何ぞ較べん、但吾家にして學問文章文侯の

如き者を婿と爲すを得たり、永く斯の義斯の美を失ふ無からんことを、寅一語を裁きて向きに文侯を煩はせし者を謝せんと欲す、而して身申狴(獄)に在り未だ敢てせず、願くは、大兄幸に寅の爲に此の意を致せ、不乙

正月念六日

頑弟矩方白

此の手紙は下田事件から江戸獄の事だけを云ふて居るから、安政二年の正月であるかと思ふ。小田村も亦後年松陰遺稿に序して曰、(原漢文)

……噫山口藩士氣の奮ふは義卿之を首に倡へて晋作(高杉)義助(久坂)の徒之が後たり、闔藩翕然向ふ所を知り絶藩更に之を欲望し、能く意を皇室に専らにするを念ふ者は、毛利氏士を養ふの素ありしに由ると雖、義卿首に倡ふの功竟に多きに居るなり、然して義卿の徒は陸續事に死して今日維新の盛を観るに及ばず、豈遺憾に非ずや、夫れ高山正之の義を天明寛政の間に倡ふるや、不幸にして西海に客死す、朝廷其志を嘉し近く贈位の典あり、義卿に至りては身刀鋸を冒し、門人子弟其説を遵奉し、膏血地に塗れ、死に抵りて變せず、遂に闔藩の士大義明分の所在を知る、其功烈之を正之に視るに、大小輕重果して何如ぞや、而して廷議未だ之を追褒するに及ばず、甚だ惜むべき也……(榎取家文書) 時に明治十二年にして松陰の贈位に先つこと十年である。思ふに是等の名文が因をなして、遂に贈

位の事が行はるゝに至つたのではあるまいか。
尙ほ同十三年には中尾某に宛たる書中に「吉田は天下に名ある人物西郷隆盛と相比較候共不倫には無_レ之公評も有_レ之位」_一とも書いてある。

松陰と小田村とは斯くの如く密接なる關係あるを以て、小田村を研究することは松陰をより明らかにする所以である。

一、小田村の出生及家業

小田村は文政十二年三月十五日萩魚棚沖町藩醫松島瑞蟠の第二子として生る。通稱は久米次郎又は内藏次郎と云ひ、小田村家に養子となるに及びて伊之助・文助・素太郎と云ひ、慶應三年九月二十五日損取素彦と改名した。元治慶應の際一時鹽間鐵藏と變名した事もある。名は哲字は士毅、諱を希哲と云ひ、號は耕堂・彝堂・晚稼・棋山・不如歸耕堂等種々ある。

長姉は長藩士作間瀬兵衛に嫁す。次姉早世、兄松島姓を嗣ぎ通稱虎太郎（文政八年生）瑞益後剛藏と改む。諱は久盛後に久誠と云つた。弟は通稱百合熊（天保三年生）名は乾作（又健作）後に謙三と稱した。小倉家に養子となつた事もあつたが、後出で、松田を名乗つた。

久米次郎は天保十一年に十二歳で小田村家の養子となつた。當家は享保明和間に名高い山縣周南の

十哲の一人なる小田村郷山の後裔で、世々有名な儒官であつた。久米次郎は幼時から秀才であつたので、見込まれて學者の家を襲いだものであらう。

二、始めて松陰と交る

（一）小田村は弘化元年十六歳で明倫館に入學し、居寮生として學舎に寄宿して居り、同四年二十歳にして司典助役となり助講を兼ねたといふから、元より秀才であつたらしく、且つ學館の役を勤めて居る關係で、松陰とは互ひに相知つたらうけれども、交はなかつたやうであるが、恰度此年養父が亡くなつて松本村に轉居した爲に、自然と松陰に近くなりつゝあつたかと思はれる。嘉永二年（廿一歳）には講師見習となつた。而して例の周布等の文學結社嚶鳴社の社友となつた。翌三年（廿二歳）大番役として江戸藩邸に勤務し乍ら、村田清風の紹介で安積良齋の塾に入り、又佐藤一齋の門を叩いて教を受け、兼ねて有備館稽古掛を勤めた。四年四月には松陰も江戸に出て修業したのであるから、又互に近づいた事であらう。特に兩人共有備館は勿論良齋にも入門したからには相近づかさるを得ない筈だ。

（二）松陰が曾て小田村は童年の時は親しくなかつたと云つて居るから（幽文）、小田村の名が松陰の遺墨に現はれて來るのはあまり早い頃ではない。嘉永四年（松陰二十二歳）四月九日、遊學の爲に江戸に上つて間もない五月十三日附に、玉木叔父に送つた手紙には、途中旅行の様や江戸の様子を

知らせて居る中に、まだ何彼と忙しく學業に手が着かないが、「実道恒太や小田村伊之助等學者衆幾輩も有之都合可宜哉と奉存候……」とあつて、當時既に小田村の學力は相當知れ渡つて居たに相違ない。次には同年五月廿日萩の家兄宛の手紙に、小田村の弟小倉健作に御無沙汰して相濟まぬ、母堂が病氣で嘸心配して居るだらう。小田村には時々逢つて母堂の病狀を聞いて居ると。(註、實母野村氏、嘉永四年五月十六日歿年六十とあれば此の頃から病氣であつたかと思ふ。)

小田村の日記によれば、當時小田村は麻布の檜屋敷に居り、松陰は櫻田の上屋敷に居つたので、面會の時機は少なかつたらしく、六月十一日に始めて松陰の名を記して居る。其の後小倉が八月頃に江戸に登つて來たので、喜んで此事を萩の父に書送り、

「小倉健作到着同人英氣勃々切悞の益を得此節も一入申候

一貧一富浮雲の若し、短褐長衫亦詎ぞ分たん、任重く文を修め兼て武を講ず、

業艱くして審思と多聞と、良朋悞(強)切怠惰を鞭つ、疑義推究糾紛を解く、

斯會斯時寧ぞ失ふべけんや、遠遊何ぞ曾て郷粉(亂)を憶はん

右健作が詩の韵を次候處、如件御鞞眉の程にのみ録上仕候。(遺著) 此等に見るも小倉の方は前から親しかつた様に見え、小田村は此頃から往來して居つた様に思はれる。

同九月廿五日玉木叔父宛に

小倉生至て出精仕候、しかし稽古の致方小田村伊より共氣付申候哉に相見、終日終夜孜々兀々として四書集註へ諸本の細註書入のみ仕候處、此は得心不仕候、尤此事は毎々相論じ候に付面從後言の罪は免れ可申候得共、人の悪口に當り候故聞た事は御聞すてに被成候様祈候、全く以他へは御沙汰御斷仕候、吳々も田舎へ不滿なる事を三千里外より申越候事は、内省して甚恥ケ敷武士道に非すと存候、知らざるには無之候(遺著)

と實際小倉は始終兄の處に參つて教はつたのだ、又松陰はかく學習法に就て意見を書いて居るのを見ても夤勉強は好まなかつたらしい。要領のよい學習經濟を考へて居つた人である。世には先生の讀書抄録法などを笑ふ人もあるが、古人の經驗にも聞き、又自分も實驗し、成程有効と確めた上での意見であり、同時に實行でもあつたのである。

松島瑞益は小田村の兄で、此人と松陰は中村道太郎や來原良藏よりも先に知合になつたといふのである(幽文)。中村は既に嘉永四年六月廿七日頃から文書の往復があり、來原は同年十二月に東北旅行の時骨を折つて呉れたものである。だから其れよりも以前からの知己である譯である。同四年十月廿三日に家兄から松島の言傳があつた。

松島瑞益より健作御世話に成可申に付序の節加筆仕吳候様毎々及_ニ挨拶_ニ候事
と、之に對し松陰の答は「御相逢の節是こそ世話に相成候段御傳奉願候御熟存のすべら者故同舎
人の世話に相成候事不_ニ容易_ニ候」(遺著)と云つて居る。

小田村の日記を検するに、六月以後兩人が面會をしたのは、九月二日に松陰の固屋で中庸會をした
時と、十二月七日に松陰が小田村を訪問した時と二回であつた。

(三)次は松陰の東北旅行である。

嘉永五年一月十八日に水戸に於て、前日小田村と林(壽之進)から手紙(連名ならん)が届き其の返
事を出した事が見える。是が松陰の遺墨中松陰より小田村宛の最初の物かと思ふ。小田村の手紙は殘
つて居ないから詳細は分らないが、日記と松陰の返書により察するに、松陰が江戸出發の前々日(十二
月十二日)に麻布の藩邸に行つて小田村と林に此度の旅行の事を告げ今は只過書の下附を待つて居る
のだと云つた。(小田村の日記には當日は不在で松陰には會はな
かつたとあるから林だけに會つたのであらう)

これは亡命の決心をありの儘に話さうものならば、後に調べられる時に、二人も議に與つたといふ
ので、罪に問はれ迷惑するだらうと考へたからだ。處が此の二人は其れを曉らず、何故にあの時實を
告げなかつたかと云ふ詰責の手紙である。然しこんな事はどうでもよい、小さい事だ、大義に關係が

ないから辯解はしないが、只其の文中に自分を誤解して、國家(藩)に負いて功名を僥倖せんとする
者であるといふ文句がある。これは是非誤解を釋いて置かねばならぬと思つて、返書を認めたと云ふ
のである。(原漢文)

書を辱くし、責らるゝに僕の逋亡を以てす、僕の家國に背く其罪固より大なり、必ず區々縁飾を爲
さざる也、僕嘗竊かに君子の教を奉ず、天下君なきの國なく、又父なきの郷なし、安んぞ永く君父を
棄て以て利を謀る者あらんや、但門を出づるの日自ら誓ふ所あり、知己の爲に之を一言せざるを得ざ
る也、夫れ尺を枉げ尋を直くするは孟子の取らざる所と雖、然れども小を忽にして大を謀るは、則ち
孔門の教也、僕已に尺を枉げたり安んぞ能尋を直くせんや、(註、滕文公章句下、陳代曰、諸侯を見ざれば
小の若く然るべし、今一たび之を見れば大は則ち王たらしめ、小は則ち以て覇たらしむ、且つ志に曰く、尺を枉げ
て尋を直くすと、まさに爲すべきが若くなるべし)

但孔門の教を奉じて自ら効め、以て前罪を贖ふべし、今二兄乃ち噓すに速に歸るべきを以てす、大
に知己に望む所にあらざる也、僕驚下と雖亦人也、僕をして成るなからしめば則ち何の面目あつてま
た郷國に還りて故舊を見んや、萬一迫らること甚急なれば則ち僕は首を刎ね心を刺して自ら贖ふを謀
らんのみ、又安んぞ永く君父を棄て以て利を謀る者あらんや、抑も林兄國に歸り僕が父兄師友を見ば

僕の爲に言へ、二郎亦男兒のみ、願くは過慮する勿れ、靦縷絮談は家國に益なし、多く及ばざる也。
矩方再拜（東北遊日記）

この手紙によれば辯解の當否は別とし、小田村との關係は相當親しかつた様である。然し來原などの様に密事を談る程でもなかつたのかもしれない。でも速に歸れとすゝめた處などは親切なものだ、處が松陰は「強いて追及し歸邸を迫るならば自刎する」と云ふから、追及しなかつたらしいのである。其後松陰が再び江戸に戻つて來た時には、「藩人來り、懇に歸邸を勸む……」と、藩人は恐らく小田村や山縣・井上・土屋等ではなかつたらうか。偶記（幽文）中に「小田村士毅……亡命入海之二變、其弟健作と周旋救護甚力む、亡命の如き健作實に之が爲に連坐す……」と明かに小田村が盡力して呉れた事が記されてある。尙又與三子遠（幽文）に「吾前後三厄、小田村皆之を救護す」と云ひ、東行前日録の跋賀三小田村米甥詩には「吾曾三たび罪を獲君皆其間に周旋す、吾再野山獄に繋がるゝに及び、君力を致す最多し……」ともある。

三厄又は三罪の第一は此の亡命旅行藩籍剝奪でなければならぬ。故に小田村が盡力した筈である。之に依つて嘉永六年八月十五日の松陰より家兄宛の手紙中に「小倉の事甚難、堪次第なり、可然御致意奉願候とは即ち小倉連坐の事であらうと思ふ。

（四）小田村と杉壽子との結婚

小田村と松陰の妹杉壽子と結婚した年月は精確に分らないが、次の家郷への手紙によつて略々嘉永六年七月廿六日頃であつた事が推し量られる。

「前月念六の御手誨、本月仲四（註、八月十四日）接手、久振りに得郷音、繰返し卷返し熟復仕候處、彌御舉族様御多吉奉珍喜候、是日私事遠行七つ過歸家仕候、瀬能より御書を送り且今日より御飛脚立候由申越吳候得共、遂に作一書候暇無之、御答書延引仕候、

一、壽妹儀小田村氏へ嫁せられ候由先々珍喜此事御同慶仕候、彼三兄弟皆讀書人、此一事尤も弟が所喜也（嘉永六年八月十五日）

松陰は嘉永六年の正月に再遊學の爲に東上して江戸に在り、當時烏山氏の家に同居し盛に同志と交り頻りに海防策の研究中であつた。

小田村は嘉永六年四月、一旦歸國して明倫館に勤務し、同年の暮には又江戸に上つて居る。（註、小田村年譜に東上の月日なきも長男篤太郎が翌年六月廿五日生より推算して早くも九月上旬迄は在萩の様に思へる）壽子との結婚は此の間に運んだのであつて、丁度松陰は一月から萩を出て旅行中であり、七八月頃は江戸にあつた。然るに其前後の消息にこの結婚に關する事が少しも現はれて居ない處から見て、此

の相談には與かつて居なかつたと思ふ。殊に此の手紙の書き振りも其の傍證となる。由來松陰は自分に相談がないからとて頭を曲げる様な人物ではない。否却て非常に喜んだのであつて、最も嬉しかつたのは小田村兄弟の學者たる事であつた。即ち「彼三兄弟皆讀書人此一事尤も弟が所喜也」である。一體松陰の一家は皆學問好きであり、學者好であつた。即ち「賀外侄篤太降誕」の詩に

汝が父は儒と爲り夙に群を絶す、 汝が二叔は皆名文あり、

汝の外家世々學を好む 汝の生るゝや宿因あるが如し、

正にこの通りである。姻戚となつてからの交情は一層親密であつた。

三、下田事件

小田村は嘉永六年の年内には江戸に赴いた筈であるから、其の後下田事件が起る迄には松陰とは度々遇つたであらうし、投夷策なども語り合つた事であらうと思ふ。然るに幽囚録にも回顧録にも小田村の名は見えない。往復文書にも其れらしいものは見當らぬ。此事から直ちに斷言は出来ないが、小田村は常に「持重家」にして引止め役であるから、始めから相談を持ち込まなかつたのではあるまいか。特に當時は兄梅太郎も江戸に居た爲に、小田村にまで相談の必要がなかつたのかも知れぬ。吾前後三厄小田村皆之を救護す、蓋外常に吾狂暴を抑へ、而して中心遂に吾を棄てざる也。(幽文)の如く

小田村は常に止役であつた。然し一旦事件が起り松陰が傳馬町の獄に入れられてからなどは、彼は懸命の盡力をして居る。入獄と同時に必要なのは金である。當時の獄内は何をするにも賄賂が先で、金さへまけば待遇もよく、同囚者も面倒を見て呉れる。文通などわけなく出来る、従つて金の入用は豫想外である。金は友人から出して貰ふにしろ、其の友人は皆書生でそんな金のある筈はない。梅兄は間もなく歸國したし、結局小田村が一番よい相談相手である。小田村は姻戚の關係で嫌疑を受けて、思ふ様に助力も出来ない乍ら、弟健作と共に一生懸命の盡力をした。小田村が後年の書き物の中に「甲寅四月義聊事を以て獄に下り、象山亦坐す、會々鼎藏江戸に在り、余と謀り財物を獄中に歸し以て之を救賑す、未だ幾もなく鼎藏西に歸る、余孤立して且貧なり、甲冑を以て金數枚を獲以て存問す、(楯取家文書)。又他の書には、

當時余藩邸に在り、邸吏連累を畏れて、固く余輩を鎖し外出を禁ず、而して舍弟健作書生を以て外に在り、故に獄中之往復は余弟に托す、而して贈遺品の如きは則ち余爲に親ら之を辯ぜり、(楯取文書)

松陰の書によると小田村、小倉の外に在江戸の連中鳥山・宮部・白井・土屋などが金品を贈つて呉れた、其の他相模成兵に行つて居た、來原・桂・赤川・井上壯・中村士恭なども贖金して土屋に托し、櫻

任藏は鳥山に頼んで贈つて呉れた。白井が一番先に贈金したので罪を得たが、一向平氣で怨む色が無いとて松陰は感心して居る。其の後宮部も白井も江戸を去り、鳥山は罪を得獨り小田村が藩邸に在り、土屋と小倉とが邸外に在りて協力し援助して呉れたのである（幽文紀往事）と。それでも獄中は中々不便多く、小田村や友人達の盡力につき何か不満の事でもあつたのか、安政元年十一月附梅兄よりの手紙に「汝武昌在獄中の書、當地へ田生（小田村）倉生（小倉）輩送り不_レ吳留置可_レ申杯蕭海へ被_レ申越候處中々左様にても無_レ之、獄中の状態幕議の様子迄細悉申越候、書翰は尙更相届き候、田生（小田村）も嫌疑多く百喙喋々の中處事實難、用心實苦、春來周旋大に有力、愚以爲報_二田生之功_一、百万周旋するも愚か力の能堪る所に非ずと、然るに汝渠か所置を以て爲_レ不_レ慊_レ心乎、再思せよ……」（遺著）と。松陰は之に答へて「弟過矣々々、然郷書遺度候間取次吳間布やとて起伏に故郷思ふ吾心文みる人は知るや知らずや」と申遣しき、小倉答書云、郷書の事は御見合可_レ然也故與_二蕭海_一書云々、然今知其過也、晋王導疑_二周顛_一事甚相類、他日可_レ爲_二田倉兄弟_一語也……詢然々々」（同上）と。この「他日田倉兄弟の爲に語るべし」が前掲安政二年一月廿九日の書となつたかと思はれる。

四、平穩時代

小田村は安政二年の四月に歸國して明倫館に入り舎長書記兼講師見習となつた。左の詩は小田村の

歸宅を聞いてと題してあるが此頃の松陰の作であらうか。（松陰詩集上）

世事全く雲雨を追ふて更る、身縦すとも何ぞ萬枯の榮を恠まん

想ふに君は伸べ盡す千程の脚、笑つて妻兒に向ひ旅情を説く

其の後安政三年二月迄は松陰との交渉も特別重大な事はない。安政二年七月十四日松陰より小田村宛の書には村田清風翁の傳を書くやうに、實は土屋にも頼んだが、心元ないから是非小田村が主となつてやつて貰ひ度いといふ依頼状がある。

又安政二年十一月の松陰の手紙には支那の古事を諮問應答したもの、文章の批評を乞ふたものなどが見える。又此頃から在獄の同囚河野數馬の放免運動を小田村に頼んで居る。此の人は後安政三年十月には免獄となつた。次は安政三年春二月、小田村が相州成衛の爲に東上する事となつた時贈つた詩は、其の頃の兩者の關係をよく物語つて居る。内容は出獄を許されたが嚴に御譴の身禁錮中であるから、世間とは全然交通を絶つて居る。だから故い友達なども勿論往復もしなければ手紙のやりとりもしない、只獨り小田村士毅は堂々たる文傑で、自分の姻戚になつて居り、交情特に懇切である。始終詩文を直して貰つたり、議論等をして大いに切磋琢磨して貰つた。然るに今日君は東征してしまへば僕はどうしようか、恰も鶴が群を離れたやうなものだ……（松陰詩集）と。送序の方には明倫館の書生

が別を惜んで留まらん事を乞うたが許されない。別に臨んで小田村兄が成衛地に行つたら何が一番大切かとの間に、我これに答へて敬と義だ。軍隊で此の二つが出来さへすれば大丈夫だ。兵器や訓練や行儀などは末だ。つまり貴兄が明倫館でやつて居られた通りにやればよいと思ふと。(圖文)

尙同安政三年の春小田村宛の書、之は小田村が相州に着いた頃かと思ふ。鎌倉瑞泉寺には藏書がいろ／＼あるから借覽が出来るとか、浦賀方面の自分が知つて居る事を知らして参考に供して居る。

同じく三年の十月廿一日小田村宛には「近日例の婦人會の節、武家女鑑を讀申候御一咲、阿座上勝佐々木謙歸着、老兄の近況相聞殊に安悦云々」と。次に八月廿五六日の關東大風雨の御見舞と、文章の批評を謝し、在獄人十二名中七人脱獄放免になり、河野も本月十六日に出獄して郷里に歸つた。富永は依然放免されないと云ひ送つて居る。

安政四年の正月小田村の歸國も近づいたので、歸途清三朝實錄採要を教科書にし度いが、萩には無いから、購求めて來て呉れとの依頼狀がある。「小兒輩に十八史略元明史略の次に此冊を與へ度奉存候……」

小田村は愈々同年四月に歸國して明倫館の助講となり、松陰は「竊に學ぶ者あり」の時代から四年十一月五日に松下村塾新築成るの時代に當つて居る。

要するに此の間の小田村との關係は極めて平凡で松陰は教育と修養に専念し、小田村は成衛に助講に孜孜として勤めて居る。小田村が歸萩の後論語の釋解の事で松陰と往復した文書がある。(原漢文)

前日老兄と論語を論じ、子是日に哭すれば歌はずと云ふに至り、徂徠は乃ち東坡に與みして伊川を排す、夫れ伊川の意は則ち善し、而して其の引く所當を失す、是東坡の嘲を招く所以也、東坡は強辭して理を奪ふ、或は以て勝を一場に制すべし、然れども復して之を論ず、慶弔混淆甚だ人情に忤ふ、情の至る所は理も亦至る、禮何ぞ此に外なるを得ん、夫れ伊川辨を當時に失ひ、局に當りて迷ふ、固より咎むるに足らず、獨り未だ得る有らず、昨郷黨を讀む、乃ち曰はく、羔裘玄冠して以て弔せずと、孔安國曰く、吉凶服を異にすと、服且つ之を異とす、慶日弔を行はゞ果して何如と爲す、則ち此語固より伊川を助けて東坡を排し、以て徂徠を服するに足る也、陳同甫曰く、天下の事未だ曾て奇策なしと、僕經義に於て亦云ふ、知らず老兄以て何如と爲す。(註、論語述而第七、同郷黨第十、十八史略宋哲宗、論語微參考)

再び按するに、梁武は春祠二廟既に宮を出づ、有司馮道根の計を以て聞ず、梁主中書舍人朱異に問ふて曰く、吉凶日を同くす可ならんか、對へて曰はく、昔し衛の獻公柳莊の死を聞き祭服を釋かずして往いて之を哭す、道根王室に勞あり、之に臨むは禮也、梁主即ち其の宅に幸して之を哭して慟す、嗚呼凡ての事に禮あり、然れども禮は文也、誠實也、實なくして徒らに文をのみ講ず、是れ叔孫生の

爲のみ、喪は其の易きと寧ろ戚せんと、聖人固より苛敷を以て人を責めざる也、偶朱異の論に遇ひ、禮に違つて權に通するを覺ゆ、故に諸を餘楮に録す、己未四月七日（註、綱鑑彙纂卷七梁紀高祖武帝禮記禮弓下參考）

始の方は、要するに人情の至極は又合理的のものだと云ふ事が松陰の主張である。東坡や徂徠は人情を無視して無理である。伊川の方が合理的だ、併し伊川の言ひ方が、悪かつたのだが實際局に當つて見れば迷つたのも無理はない。老兄も此の論に同意して、何か東坡を一撃する経語がないかと言はれたが、昨日郷黨篇を読んで祭禮の服を着ては弔する者でないとおる。孔安國の言にも吉凶は別々の服がある位なんだ。目出度い時に御悔みを云ふとしたならば誠に變なものではないかと、是等の言東坡や徂徠を一撃するに足らうと思ふのである。再按以下は安政六年の四月に追加したもので、梁の武帝の例を引いて更に之を證明したものであらう。

眞に學者の問答らしい落ち着いた學究的の手紙である。此の手紙にもある通り、兩人は互ひに問題を出して論究したに相違ない。學力も互ひに伯仲して居つたかの如く見える。然し何と言つても一方は生えぬきの經學者であり、一方は兵學がいくらか専門で經學は素人だから、小田村の方が垢抜けして居る處のあるのは當然であらう。故に松陰の「文侯兄弟學問夙に成り、寅等常に切磋之益を得たり」

は偽りのない實際であつたと思ふ。

五、第三厄嚴囚投獄

松陰は安政二年十二月出獄後、始めは悠々讀書三昧に耽り、傍ら子弟を養つて他年一日の御用に立つ様にと願つて居たが、安政四年も過ぎ五年の始めから將軍繼嗣問題條約勅許問題等が紛糾して、益々危急を告ぐるにつれて落着いてじつとして居られず、だん／＼興奮し始めた。當時堀田備中守正睦について、間部下總守詮勝は、條約の勅許を得んが爲に上洛して居るが、中々思ふ様に涉らず遂に君側を拂ふて正義を開陳せんと稱し、井伊と協力して所謂安政大獄の魔手が愈々峻棘になつて來た。久坂・中谷・桂・松浦の輩は江戸京都間を往來し六人（伊藤利輔・同傳之助・岡・杉山・山縣・惣樂）のものゝ上京も此の時であつた。

併し七月頃は松陰の頭はまだそれ程の赤熱化もして居ないらしい。只一、二月頃でもあつたらう。明倫館の書生が連名上書の事件に小田村が骨を折つて周旋し、月性も中に立つて漸く事が落着いた事件がある。又二月に竹島論といふ事がある。長府の人興膳昌藏が鬱陵島を手に入れようと計畫した事件で、松陰は之は面白いとて幕府及藩に上申して實行しようとしたのである。久坂・桂など之に與つたが小田村は關係して居ないらしい。（松門烈士遺墨集、榊取家文書、遺著）次に當時東上中の久坂宛の手紙に入江杉藏

を片山（儒者）家の養子に世話をしよう。之は小田村も同意だなどと云つて居る。割合に呑氣な手紙もある。

然しその三月勅諭渙發して國策を輿論に問はるゝに及んで、松陰は慨然筆を投じて決心する處があり、七月に入つて幕府が去る六月廿一日勅許を待たずして通商條約に調印した事を知り、松陰の頭は猛烈に赤熱し始めた。されば七月十三日に長文の意書を藩に上り、切りに献策をして居る。又八月十九日には所謂戊午の密勅の事を聞き知り、これは天下の一大事、この非常時に處するには何を措いても人選であるとして、斷然藩府官吏の更迭を主張し、意見を益田彈正に贈つた。而して又九月廿七、八日には大原三位に書を上つて下向策を献じたが、その十月に尾・水・越・薩の四家連合して井伊大老を打果す計畫が進行して居る事を聞き愈々堪り兼ね、「頑兒之を聞き、距躍三百、曰、神州正氣遂に未だ消蝕せざる也」(上家大人玉叔父家大兄書)で我藩も如何でか之に後れんやと。間部侯及内藤豊後守(伏見奉行)要撃を計劃した。この要撃の計畫は何日に決心したか、十月下旬に須佐の小國剛藏宛の書は簡單に大原策から此の事件に至る迄の消息を敘して居ると思ふ。

天下の形勢甚切迫に相成候故、態と岡部・品川二生差出し御報知申候、此の内より度々江戸飛脚來り長井も歸り候、未だ屹と相決し候には無之候へども、尾水越薩合從襲撃奸大老之策と相聞え候、

近日山縣半藏歸着候へば愈々の儀相聞え可申候也、果して然らば、天下瓜分すべき今日に付、吾輩中々非可凝滯、京師にて間部下總守殊の外の邪説、大意違勅の事は水戸堀田兩人の罪と申候由、内藤豊後守頻に兇威を振ひ正論有志の者召捕候由誠に可惡事に候、江戸にても土州宇和島隠居の内意あり、是等も黙しては居り申間敷存候へば過疑致候へば面目を天下に失ひ候事不_レ少、政府も殊の外奮激可_レ喜事に御座候。右に付僕存念有_レ之同志の士と相談致度、半藏歸着の上は世間甚沸騰被_レ思遣候に付、其節に至りて御報知も間に合ひ不_レ申候間、旁々不_レ畏_レ死_レ少年三四輩弊塾まで早く御遣し可_レ然候。申上殘し候事は委細二生の口述に附し候、大谷茂樹に内密談じ置き候、大原三位の策は奸人遮りちとゆとりが行き候、其の内に江戸の事起り候へば宜敷、江戸の事不振時は必前策を果すなり……(以下略)もう此の時は決心して居る様である。其の後十一月の二日には大野の生田良佐へ、同四日には山代の増野徳民へそれ〴〵密書を遣はして居る。

六日に有名な家大人・玉叔父・家大兄に上る書を書いた。此の時十七名の血盟團を作つたと云ふが其の姓名の全部は分らない、今迄自分の知つて居る者は岡部・有吉・作間・小國・生田・増野・品川・久保・佐世・福原・入江・時山・吉田榮太郎位であとの四名は分らない。或は杉山・岡・荻野共ではないか。

七日に土屋に與へた手紙によれば、土屋には資金調達の遊説役を頼んで居るが、彼は先鋒隊々たる

血盟に加はつて居るかどうか。

小田村はどうして居つたか、此の血盟に加はつて居たか、若し加はらないとすると、一應の相談に與つたかどうか、之が疑問である。併し自分の察する處では一應の相談はよし受けたにしても加はつて居ないと思ふ。何となれば小田村は矢張り「持重家」であり、いつでも「抑_ニ吾狂暴_一」の方であつたから、今度もさうであつたらうと思ふのである。但し之は推定で今後證據があればいつでも改める。同年十一月の某に與ふる松陰の書中に、「小田村京都遊學の志は頗によりの事に御座候處、只今の勢迎も御許容は出來申間敷候へ共申上置候。小生より又候書を呈候事六ヶ敷と存候へばなり……」と。小田村が京都市行を志して居た事が分る。松陰の間部要撃の計劃は之を堂々と藩府に申出て、公然でない迄も少くとも黙認を得て決行しようと思ふのである。藩府中には賛成者もあつたが勿論不賛成者が多かつた。おまけに、切りに官吏の更迭を論じた爲に、一層藩府諸公の感情を害し、遂に上京一件は差止となり、ついで投獄の命令が出る事となつた。其の後一時緩和されて嚴囚となつたが、とうとう又投獄となつたのである。

此の投獄に至る迄には、兄梅太郎や玉木叔父の外に小田村の盡力が最も多かつた。小田村と云ふ人は、始めに相談を受けなくとも、事が起り又敗れた時には一生懸命に救済して呉れる人だ。下田事件

なども其の一例だが、今度もさうだ。愈々投獄の令が下つた十二月五日の晩には、非常な憤慨非常な權幕であつた。投獄紀事には「是より小田村は反復政府に往來し、劇論抗議實に下獄を以て自ら期す。」と或は又偶記には「死力を出して余を救はんと欲し、重ねて罪を獲るとも顧みざる也」とある。十二月廿六日愈々投獄の日などは、親戚故舊二十餘名で盛な別宴を催し意氣昂然たるものであつた。然るに小田村のみは諦めがつかないと見えて「獨り小田村別筵中に在り、悲惋慷慨頻りに大杯を傾けて曰はく、是は大不平の酒也、百杯醉はず、義卿は忠義の士也、上は 天勅を奉じ、中は公旨を仰ぎ、下は胡虜の塵を掃ふ、是其素志のみ、翻つて奸吏之齒牙に觸れ、身を岸獄に投ず、吾自ら其罪名を白_{あきらか}にするに任ず、罪名を白にせずして義卿往く、吾は其れ何如……」と更に又

別筵 作

胡塵漢々盡く冥濛、 天下人の聖躬を護る無

九闕宅年吉夢に遭ふべし、 金剛は野山の中に在るを

松陰と別れ是夜歌々として眠を成さず此を書して自ら遣る

臣にして幸に死せざれば、 報國復爲すべし、 岸獄は何物ぞ、 牛舎天騏_{くら}を難しむ

天道非か是非か、 屍錯_{ちやつそ}身を謀らず、 忠冤一夜の涕、 何の時か帝宸を灑がん、

畢生王事に竭す、嘗て盡す乃ち苦辛、然諾姑らく相許す、耳を掩ふて鈴を窃むの人

○

歳は杪に乾坤は雪滿城、悲歌一闕離情を割く

酒醒め半夜夢を成さず、燈火時に爆竹の聲を爲す

と。其眞情亦察するに難からず。この人ありて松陰も亦幸福である。

(附) 十二月八日松陰より小田村久保宛の書は天下眞勤王と偽勤王とあり、我等は偽勤王共の權幕を恐れて、早々獄中に逃込む様では同志の面目にかゝはる、此際罪名を正さずしては入獄せず御意見はどうかといふ意味のものである。

小田村は此の手紙を受取つて其の寫しを久保に送つた、而して其の終りに左の通り認めて居る。

「前書寅次郎より拙者迄遺候書簡の寫也、原書は拙子許に留置、後日御互に大志を遂げ候證據にも可相成故、一通を所持いたし置度候以上」と。小田村は松陰の文書を保存するに注意周到である事がこれでも知れる。其他吉田家又は村塾にあつた松陰文書保存に就いても始終世話を怠らなかつた。

六、村塾の後繼者

松陰が村塾を去るに臨んでは、例の「松下雖陋村誓爲神州幹」や送吾十四(三)名、離別易多情……の二詩を留めて居る。然し村塾の主持は誰に頼んだか。正月の三日に與清太の書中「村塾主持僕深く馬生に望む」と希望を述べ尙ほ其の五日には馬島に書を送つて「甫仙足下、村塾主持、僕實足下に委ぬ々々果して能く之に任ゆるか」と云つて居る。又或る處では「甫仙には頗る塾事を託す」(幽文)ともある。どういふわけで馬島を撰んだであらう。丁巳幽室文稿に「年甫めて十四、讀書極めて敏、余深之を愛す」と又「僕常足下を待つに塾中第一流の才を以てす」ともあり。東行前日録に「村塾年少中、最讀書を好む者馬島甫仙に若くはなし」ともあれば此人を見込んだのであらうか。併し何と云つても馬島は年少若輩で(安政六年は十六歳)先輩をさし置いて塾の主持などは出来る筈でない。だから自然の情勢で何といふことなしに、學力名望共に高い小田村に歸してしまつたらしい。

(註、馬島は後慶應元年頃先師依託を重んじて村塾に歸り子弟を教へて居つた)

小田村も亦、どの道後を引受けて、始末をしなければならぬ事を覺悟して居つたものと見え、例の八人組を藩府に辯護するの書に、「八人は皆性忠義にして利害を顧みざる者なり、速かに犯す所の罪を減ぜざれば、僕は當さに寅次に代り益々其性を養ひ、以て國家に報すべきなり……」(投獄紀事)と。

松陰は安政六年正月岡部に與ふる書中「與子遠書、篤と御考合の上福原・佐世・松洞と相謀り一

日集會、村盟主の評を乞うべし……」(註目、村盟主は小田村)と、又要駕策主意下に、余之獄に降る士毅余に代り村塾を幹る、且勤王の事を主張す……」とあり。或は又安政六年四月野村和作に與ふる書に「今義卿下獄村子主盟れば三人と伏策に與する人なし……」及び前掲の堀江に與ふる書中「小田村伊之助と申儒官是を主り居候」も、すべて村塾自然の歸趣を示すものである。

かく小田村が村塾の統領たりし事は獨り文書のみならず、實際の事であつた。故に松陰東送の豫報があつた時にも、村塾を代表して、塾の今度の方針を師に問うたのである。

「……塾は御統緒を彌増可相勵之處、塾政並に教諭方何卒御氣附は無之哉、大眼目に相成候處一言被仰置度、永く遵奉繼承爲仕度候、今日に到り此を問ひ候も迂濶に候得共、御開創の場所故有志維持仕り度志にて御座候、一言の賜を得ば難有奉存候」と、

署名は村塾受業生中とあるも、實は小田村の筆跡にして、小田村の考であつた様に見える。これに對する松陰の答が實に小田村をして千金よりも重からしめて居る。

「村塾には舜堂先生あり、何ぞ吾が言を待たん、塾政の大眼目は唯先生を尊奉するにあるのみ」(藤田精祐氏藏)と、

舜堂は即ち小田村の號である。

七、水戸密使と要駕策

(一) 水戸密使

松陰入獄前後の小田村と久保との行動は持重家に似ず過激であつたらしく、却て松陰が心配して「老臺と清太當分鋒芒を御收め不被成ては不捌候、此の事申上度如是に御座候……」(十二月二十九日)によつても知られるのである。

水戸の密使が來るであらう事は十一月十四日當時江戸にあつた久坂玄瑞の手紙でわかつて居つた。讀餘雜抄に「水戸人住谷某大胡聿藏又一人は失姓名、三人此内亡命中包胥之積にて越前か我藩へ參るべし、此内水戸人鈴木安太郎來る、玄瑞十一月十四日之書也」とある。然し愈々やつて來たのは關鐵之助(後櫻田變に加入)矢野長九郎の兩名で各名を三好貫之介、弓削三之允と變じ十二月二十九日に萩着、要路に面會を求めたけれども、幕府の嫌疑を恐れて誰も面會せず、空しく一月七日に萩を去つた。この時である、松陰は小田村から密使來ると聞き、非常に喜んで「是誠に大機會也、此の機を取失ひ候様にては大原策行はれ候ても果々敷は參り不申……」(一月七日岡部宛書)と、而して何とかよい工夫はないかと周旋を頼んだ。

「弓削三好に御面會被成候哉、ちと御力を御添被成度奉存候、人物如何、胸中確乎に御座候はゞ

吾黨の心事打明け候も不苦と奉存候、大原策は私心如始難被行次第有之候は御知せ可被下候、又々案を加へ可申候也……」と、小田村も周旋したらしいが藩府の意見は嫌疑を懼れて遂に松陰をして「水府の義士放逐は實に一好機を失す……」と嘆息せしむるに至つた。其の後小田村に兩人を引返さず良工夫はないかと相談でもしたらしく、正月十二日に小田村宛の書(函文)には小田村兄の御手紙によれば水戸の密使はもう引返さず事は出来ぬ、大原下向策も至難だ。藩政府の連中が吾々の行動を非常に怒つて居るから當分鋒芒を收めて時を待たらよからうと、佐翁(佐世彦?)が云ひ、塾の連中も亦是に賛成ださうだ。併し僕は何故か其の理由を解し兼ねる。吾々正義の士は藩府の役人共を恐れて居る時ではない。目下の急務は天子の勅を奉じ、君公をして勤王の意を達せしむるのではないか、死生を顧みて居る様では何事も出来ない……」と。先きに小田村・久保に鋒芒を收むる事を勧めた松陰が、今度は旬日ならずして驀直進前を云々する、又時勢の急變でもあらう。

(二) 要駕策 前半

要駕策は元來播磨の大高又次郎備中の平嶋武二(次)郎の策である。此人々は從來京都に居つて梅田雲濱などに師事し勤王運動をやつて居つた人々である。今度内々大原三位の意を受けて(野村追懷録)正月十五日に萩にやつて来て、要路に面會を求めたけれども中々都合よく參らない、此間小田村は入

江と共に盡力した事は入江の處で述べたが、只小田村の盡力を主に述べては居なかつた。其邊の事は次の入江筆投獄日記に詳しく記されてある。

「正月月中旬播州人大高又二郎備前平嶋武太郎兩人萩ニ來リ、政府ノ御役人へ對面ノコト切ニ願ヒタレドモ不ニ相捌、余兄弟時ニ幽囚ニテ對面ハ出來ザレドモ、小田村先生其外諸友ハ滯留ノコト杯色々心配シ玉ヘドモ、是モ六ヶ布テ空シク歸國シ、又其節和作へ書翰ヲ殘シ置ケリ、其文ニ吾等遙々來レドモ誠ニ已ムヲ得サルコト有レハナリ、然ニ政府君子へ御對面不ニ相捌候へハ空布歸ルナリ、御參府ノ節ヲ待伏見ニテ御願可仕トイフ文言アリ、又諸友へモ重疊其事ヲ言置タル由、其後諸友モ大高輩ノコト色々苦心シテ居ル内、松陰先生ノ謙遜策政府へ建白相成候ヘドモ行ハレズテ下リ、又所詮政府ニハ不審ニ思イ玉フ様子ノ由ニ付、和作へ殘置タル書翰ヲ小田村先生ヨリ政府へ上ラレ、頻リニ謙遜ノ策ヲ主張ナリタレドモ終ニ行ハレズ、先生ノ謙遜ニ行フヲ願玉ヘドモ是モ允ズ、諸友モ洵々ト苦心シテ居ル計ニテ誰サヘ身ニ受テ按ル者ハナシ……」(註)(謙遜策は大高・平島に特使を遣し其の勢に酬む要駕御斷りの策である)

又藩吏前田孫右衛門が小田村に與へた手紙(正月十七日)によれば、小田村は大高・平島の二人を入江兄弟に對面させ度いと云つてやつたものと見える。前田からは「杉藏兄弟は此節の事故相對仕らせ様

無_レ之、其上大高なるものは梅田源次郎知己と申尊有_レ之候付、當節爰許滯留仕らせ候而は何か嫌忌之趣も有_レ之候付、格別用事も無_レ之候はゞ早々出足仕らせ可_レ然との事に御座候……」とある。この情勢であるのに、松陰は正月二十二日入江・作間の書によつて、大高・平島が志を得ずして明日萩を去る事を知つて愈々焦慮つた様である。従つて藩吏や小田村や其の他吾黨の人々にさへも少からず不平であつた。又正月廿三日松陰より小田村宛の書中には「子遠書來云、大高・平島二士至、老臺周旋甚勞、而事遂諧はず則諧はずと雖勞則甚多し……」(幽文)と。而も小田村は何か快からぬ事があつたと見えこの頃當分手紙の往復が絶えたらしく「之を家兄の言に聞く、老臺頗不平之意ありと、僕切に惧る、是を以て書を致さざる也」と、(同上)

此の日は松陰にとつては散々の日であつた。家兄が来て「昨日桂が玉木叔父と何か相談した後で、叔父から松陰に一切外部との書信を絶てとの事だ」と傳へた。小田村の無言は之と關係があるか否か分らない。桂の忠告は決して悪意ではなく、江戸に於ける同志と相談の上の事であつた。次の連名血判諫告書は此の事を十分に説明してゐる。

十一月廿四日之貴翰昨日到來同志中難有拜讀、先此度正論赫々御苦心之程誠以奉_レ感激候、然處天下之時勢も今日に至り大に變、諸藩斂_レ鋒旁觀仕候事甚以歎息之至に候得共、將軍宣下も相濟人

氣稍靜候得は義旗一舉實に不_レ容易事にて却而社稷之害を生候事必然之儀に御座候、雖然幕吏猖獗有志之諸侯に令_レ隱居候乎、或交易開け候上には、必旁觀成ぬ勢に相成可_レ申候、方_レ此時實に御互爲_レ國鞠躬盡瘁可_レ仕、夫迄は押_レ胸斂_レ鋒何にも社稷之害仕出ぬ様爲_レ國萬々奉_レ祈候、急便早々不_レ能_レ縹緲、尺寸之愚札に候得共同志中熱血之所_レ瀝に候得は能く御熟察奉_レ冀候以上、十二月十一日、高杉・久坂・飯田・尾寺中谷、(連名血判)松陰先生宛、

こんな事で松陰先生はすつかり悲觀してしまひ「君子吾を絶つ、吾道非邪」(幽文)と叫んで絶食をしたのも此時である。然し大なる悲觀は、大なる怒氣に轉じて來た。先づ玉木叔父に猛烈なる返書を認め、其他の諸友をも手當り次第に罵倒した。併しそれでも小田村との文通は絶えなかつた。「此節諸同志と絶交せよとの桂の言なるを以て勉強守_レ之なり、深愛の無逸にすら不通_二一書、小田村と子遠とは由ありて書を返す」(遺著)といふわけで、茲にも小田村との關係の密接さが見える。

八、清 末 策

之は元來先年十二月入獄以來同囚安富惣輔の發案である。松陰より江戸への書中「清末策は元來同囚安富惣輔と申すもの、案付也、此男吉田人にて清末の事詳に話居候……」(楳取家文書)とある。此案の要領は、有志の士が清末に集り、清末侯を動かして君公を動かさうと云ふものらしい。一月廿

三日には此の策の事を入江に告げて居る。而して小田村にも相談したが同意しない。要するに小田村は餘り正直過るから困るとも云つて居る。「此一應小田村へも申候へ共同意にもなし、小田村爲人正直すぎるに因る、憤激の餘りには心事を奸吏へ吐散して却て奸吏を怒らし、益々備をさするの弊あり、中には此事同志の妨に相成事あり、併權謀なき所は天地に對すべし」(榊取家文書)。此書は小田村の性格のよい處をよく見て居ると思ふ。又二十日に「夜始與安富高橋會講左傳」(幽文)とあるのを見ると此策は入獄より此の間に出で來つたものであらうか。

此の策は始め入江・佐世・岡部・福原などに謀り、後小田村に謀つたらしい。一月廿七日頃清末の人船越清藏が來萩したのを好機として小田村に書を送つて居る(榊取家文書)。其れには小田村・佐世・久保など一緒に清末に出かけてはどうだと云ふのである。小田村の返書は残つて居ないが彼の性格としては即應する様な事はない。然し不同意と云つた形跡もない。だから松陰より一月廿九日久保に送つた書には、「鄙見具に村士毅氏に陳ぶ、老兄幸一日を約し、八十・子遠と士毅氏に會ひ、其可否を議せよ……」(幽文)とあるのも分る。

九、要 駕 策

松陰は二月三日に小田村に書を送つた。藩府や諸友を罵倒した事に就て、漸く悔恨の情に堪へ兼て

か、「呼嗚吾過矣、吾過矣」と云つて藩府の役人が自分を投獄したのも、桂が諸友と絶たしめたのも全く好意からであつた。自分は馬鹿な爲に之を察する事が出来なかつた。今やよく分つて見れば政府猶友兄也、特に吾儕を弟畜し……投獄絶交は實に己を得ざるの慈計であつた。かく始終政府の保護の中にありて自ら覺らなかつたのは慙愧に堪へない。どうか老兄の力によつて藩府諸公に宜く謝罪して呉れと頼み込んで居る(幽文)。此頃はよほど平靜に歸つたらしい、併し君公參府の期が近づくに隨つて、要駕策の事が氣にかかつて仕方がない。大高・平島は長州人に構はず斷然毛利公東上の駕を要して事を謀ると云ふのである。之は何とかせねばならぬ。乃ち種々入江兄弟と相談した結果、入江が東走して此間を周旋しようとして決心したらしく、要駕策上(幽文)には、二月十五日には旅費まで出來たとあり、其の附記には、二月七日の夜とあれど文中に二月十五日や廿四日の事が書いてあるから二月廿七日の間違であらう、小田村には毎々から相談をして居つたが遂に賛成を得ない、二月十九日に再び正式相談をかけようとして手紙を書いたが、とても賛成して呉れさうにもないから止めた(漢文)。とある。要駕策主意下にも同じ様な疑問がある。即ち附記に此の書は三月十九日に書いたとあるが、これを小田村に送つた日附は二月四日とある。三月四日でも合はない。四月四日なれば合ふが文面から見ても如何にも變である。

此の策動は諸友に不評判であつた。第一小田村が賛成しないので手を引いた人もある様だ。其の結果遂に事敗れて入江兄弟が投獄される事となつた。併し幸に松陰が心配したやうに大高平島二氏の策動も實現されず、伏見要駕の事もなくて済んだのである。此の間の消息を簡明に記したものがあつた。要駕策主意下の附に（原漢文）

「初め和作の發するや、交友皆知る者有るなし、佐世八十偶之を漏れ聞く、八十崎（長崎）に往く、別に臨んで之を岡部子楫に告ぐ、子楫之を小田村士毅に語る、士毅即ち之を政府に白す、政府遂に和作を追捕し、其兄子遠を逮ひて之を揚屋に降す、是より先余の獄に降る、士毅余に代つて村塾を幹し、且つ勤王の事を主張す、然れども士毅は持重にして余が粗暴の見と往々異同あり、要駕策に至りては遂に全く柄鑿す、子遠兄弟見る所素より余と同じ、但其父早く没し、幹蠱（扶養）に人無し、家又老母あり、故に忠孝を分ちて各家國に任ぜんと欲す、因りて謀りて余に及ぶ、余兄往いて弟住るを勸む、兄弟之に従ふ、已にして士毅諸友と反復子遠を沮抑す、子遠遲疑し和作慨然代り往かんと請ふ、子遠之を許す、……八十子楫亦皆豫じめ要駕策を知る、初余の策を是とし終に士毅に與す、是非の心人各之あり、何ぞ必ずしも人の異を絶ちて之を己に同ぐせんや、然れ共政府に告發するは則ち太甚しきものに非ざらんや、莊四反覆小人にして吾固より之を數中に措かず、士毅三人に至りては君子人也、君

子にして小人の行を爲す、吾之を憎む小人に過ぐ、又無窮なる者あり、吾素より亦君子を以て之を待つ、和作の去るや、余に託するに赤根武人の事を以てす、余之を無窮に任す、無窮受けず、且つ曰く、和作脱去憎むべし憎むべしと、此八字吾骨に銘し髓に徹し、忿恨姑くも忘る能はず、其後子楫及福原又四の書來る、余各要駕の事を論じ之に答ふ、二子皆回音なし……獨子大・無咎・思父穉弱爲すある能はずと雖、心は吾説を是として和作の志を悲しむものにして、吾をして絶つに忍びざらしむ……」

楫取家の原本には其の次に「村君要駕不同意ハ成敗ノ論ナリ、僕其意ハ深ク解ス、僕要駕ノ論ハ義ニ於テセサルヲ得ズト申事、向與_三子楫_二書御覽被_レ下候哉、僕意ハ君モ御解シ候哉承リタシ」とある。

察するに此書を送りて三月十九日以後に復同意を求めたものらしい。向與_三子楫_二書とは復_三子楫_二三月三日附の書であらう。是の事に就て當時小田村の意見を窺ふべきもの一つは松陰が要駕策主意上の後に書いて小田村に送る所の文である。即「拙策御不同意多し、獨り評詁策御同意、是非未だ曾て雷同せず云々、知己之感何ぞ止まん、但小生策を立つる時未だ當否を期せず、自謂らく、玄齡善く謀り、未だ必しも皆當らず、果して能く皆當らば、何ぞ如晦の能決を待たんや、今より後老臺を擁して杜公と爲さんのみ、一咲」（遺著）といふのである。

松陰の議論は成程暴風の様である。一過すれば忽ち晴天白日で、罵倒追究止まざりし當の相手に對

して杜如晦を以てし、自ら房玄齡に擬してゐる。他の一つは、小田村即ち後年（明治二十三年九月）の楫取素彦が松陰要駕策後に書したる文である。

此一篇は是松陰畢生の大策也、尙ほ當時を記す、余其の議に抗し極論數回にして議遂に諧はず、松陰密かに和作に諭して京師に之かしむ、而して篇中士毅之を政府に白し和作を追捕し、其兄子遠を逮ふとは固より事實と爲す、其君子にして小人の行を爲す、吾之を憎む小人に過ぐ云々の言は、余憐るなき能はずと雖亦必ずしも之を辨せず、蓋松陰平生の議論峻嚴なること此篇の如し、是其本色なり、然れども松陰此を以て余を斥けず、余の言を以て成敗論と爲す、余亦深く其公平に服す、松陰の余と論議して合はざる者毎々此に類す、而して終始交りを全くする者は、其局量宏遠にして余の愚を容るゝに非んば安ぞ能く此の如くならんや、卷末手簡に房杜の文あり、戲言に似たりと雖、亦前日抗論する所此の結局に至る者、磊々落落眞に丈夫の氣象あり、嗚呼是れ松陰たる所以なるか。とまことに肝膽相照すとはこの事であらう。兎に角此の頃の松陰の筆鋒毒舌は猛烈極まるものである。「此度の臆病論佐翁より出て小田村已下諸同志皆々雷同の事と覺候、何分極論せねばいかん……」（三月十二日家兄宛）とか、久保に向つて「老兄靜く」と檢使共勤めて往々手元にども成て然る後一死を致す積りか結構の思召と存候」と役人生活を嘲り、「小田村も挫折の様子佐世・岡部も是に同じ候哉と被_レ察候」政

府逆焰など申事小田村より申來候得共、僕一向信ぜず」「要_レ之舍身報國の志なく徒に求_レ安逸なり、可_レ嘆可_レ嘆、家兄不_レ取_レ杉藏、小田村も同意と相見え候、老兄も必同意なるべし、隨分安坐して時を俟つべし、僕は死すべき時を失ひ殊に鬱々なり」等と云つて居る。察するに玉木叔父・桂等は勿論、梅兄も久保も小田村と皆同意であつたらしい。

三月廿二日には和作も遂に野山獄に投ぜられた、當日小田村と岡部に宛てた松陰の手紙には「心思錯亂して語に倫次無し」と冒頭してゐる。其内容亦察すべしだ。次に「罪を蒙れば志決す怒猪の如し、怒猪となればおそろしきものなし。十數人も怒猪あれば後來少しは頼あり、今は頼なし、勤王は逆も長藩にては出來不_レ申（長藩のみならず諸藩皆然り）事は僕疾より承知也、然とも出來ぬながら十數人も勤王事に而奪祿投獄等の人あらば天下後世へ對し少も面目もあれど、役人一人の黜免なく、投獄せらるゝものは御家人被_レ召放_レたる吉田寅次郎と、匹夫の傳之輔・杉藏・和作三人而已矣、長門無_レ義士_レ如此、子楨尙蝶々伏見策の是非を辨ず、可_レ憎々々、僕が心は決して然らず、一人にても罪を蒙るものあれば是江家の美事、朝廷への御奉公なれば、正義不_レ磨、吾則欽の七字、一向不能_レ改候……」（楫取家文書）

かう云つても窮して頼るものは小田村である。「……爲_レ杉藏母子一屈一節于足下、足下尤と御見定

被成候は、前手元か玉叔などに逐一の次第御談じ、彌々和作上京不義にて杉藏の連坐不可免とあれば夫にてよし、若和作雖可惡、杉藏可憐とあらば仁慈の一處置を御請可被下候……」(遺著)と杉藏の爲に依頼して居る。又小田村・久保連名にして藩府より松陰に死を賜らん事を周旋して呉れと自ら頼んでも居る(幽文)。小田村はこれには相手にならなかつた様だ。松陰は猛烈な興奮が發してしまへばすぐに沈靜する事を知つて居るからであらう。即ちその四月十四日には更に小田村に宛て、自分の自暴自棄を愧ぢ且つ悔ひ、加之今迄の狂暴なる失言を諸君にも侘びて貰ひ度いと頼んで居る。これでも小田村の寛容と知己の情とに信頼して居た程度が察せられる。

「寅百事瓦解して寸心措き難し、乃ち此の如くして遣り去る、老兄幸に憐みを垂れよ、向きに老兄及保・坂二子に求むるに死を賜ふ事を以てす、今にして之を思へば僕亦死を怖れて自ら死する能はず、翻つて人に我が死を致さんことを求む非情の甚しきものなり、人情死を怖る、人の死を怖るゝは更に自ら死するより甚し、宜なる哉老兄・保・坂の明答なきや、僕復坂・世・岡・浦を罵り、吾及子遠兄弟を惡むを以てす、是皆憤懣の餘なり、深文苛論にして今は則ち悔ゆ、然れども憤懣此に至る、僕の大病と雖自ら謂へらく亦以て狂狷たる所以也と、諸友孔門の遺法を以て之を恕すや否や、諸友若し能く恕せらるれば僕坦懷相待素より願ふ所也、老兄願くは此の意を致せ」(幽文)

(註) 論語里仁第四、曾子曰夫子之道忠恕而已矣。

松陰の虚心謙遜さと、小田村の快くそれを容れて行く態度がよく見える。先の松陰の房杜の手簡と云ひ、小田村の書要駕策後と云ひ、又此の一文と云ひ兩々玲瓏たる大丈夫の心境ではないか。これこそ眞の知己、松門の大柱石である。松陰は實によい義兄弟を有つたものである。

十、松陰の東送

松陰にとつては何と云つても要駕策が棹尾の大策であつた。この事件以後はもうすぐ東送となつて来る。東送の報來りて後は極めて落着いた氣持で、飛び立つ鳥の後を濁さぬ心得、諸葛孔明が退陣に際して塵一つ止めなかつた用意を思出して、獄室の掃除をして居つた。

門弟知己も之が或は永訣になるかも知れぬと思つて、大風一過却つて懐しく惜別の感に満たされた。東行前日録には其の悲壯を描いて餘す所がない。最後かと思はるゝ面會やら遺言狀の認めやらの多忙な中で、小田村に對しては最も丁寧な書翰文四通にも及んでゐる。其の第一は全く感謝狀である。

吾妹婿舜堂村君は勁直敢言にして夙に風采を著はす、吾曾て三次罪を獲、君皆其間に周旋す。吾再び野山獄に繋がるるに及びて君力を致す最多し、此行再び歸る期なし、安んぞ一言なきを得んや、

然れども情懷蛸集して言豈に措き易からんや、因りて今茲に端午のとき阿甥に贈る詩を書して以て永訣の詞に代ふ、時已臯月、梅雨連天、白日見えず、中情知るべき也（車行前日録）（原漢文）

なかつあらは誰かは知らん郭公さみたれくらく降つゝく夜に

「情懷蛸集言豈易措」「中情可知也」とは何といふ悲壯な光景であらう。

第二は讀餘雜鈔を贈る文である。之は他人が見ても分らないものだが、君なれば分るであらうとの意で、秘藏の巨冊（十冊）を形見としたのである。

第三は要駕策一件で喧嘩をした弟子達と自分達との仲裁を頼んだものである。

子楫・無窮は要駕策の議僕と合はず、今其色を觀るに猶前事を以て嫌ふと爲す者に似たり、何ぞ松陰を親ふの淺きや、夫れ朋友は猶兄弟のごとし、二生既に兄を以て我を敬す、我固より弟を以て之を愛す、況んや無窮の才、子楫の氣豈其れ得易くして輒^{すなは}ち之を棄てんや、兄弟小忿ありと雖遂に大義を害せざる也、老兄幸に此意を二生に傳へよ、至囑至囑（東行前日録）（原漢文）

松陰はこんな事は必ず小田村に頼むのだ。小田村は又いつも喜んで引受けてやつた。

第四は護送者の中に門弟を加へたいと盡力した事に對する返事である。大意は藩府には藩府のきまりがあつて、中々に書生の云ふ事などは用ひまいから棄て置いて貰ひ度い。のみならず拙者は俗人共

に捨てられても天の神には捨てられない積りだと、藩府の役人共に申傳へて下さいとの意味で、是亦一種の依頼狀である。而も小田村なればこそ頼める依頼である。次に護送の事に諸友の念慮を煩はさないやうにしてほしい、御世辭でなく云ふのだからと、

松陰東行後の松下村塾は全く調子抜けがした。しかも尙ほ盟主は小田村であつたが、彼は公務があつて始終塾に来て居る譯には行かない。特に其の年の九月からは三田尻の越氏塾の勤務となり、十二月から側儒役となり其後も山口講習堂と越氏塾との掛持したりした。萬延年間からは京都江戸間を往來し、在萩の日少く公務は繁忙で、村塾の事を顧みて居られなくなつた。

久坂は此の頃明倫館の居寮生として西洋學所の方で勉強をして居り、時々塾に来て會講した事が九月日誌に見える。萬延元年は前年より引續き三月迄、文久二年は正月より三月迄萩に居て、實際村塾を牛耳つて居つたらしい。久保は前から役人になつて忙しいので塾には餘り來なかつた様だ。此の邊の事は拙著續篇にも述べて置いた。

十一、小田村の晩年

小田村の一生は連綿不斷勤王の一事にあつた。而も常に堅實にして表面に立たない。云はゞ縁の下

永遠なものがある。老子の「光而不耀」を思はせる。その二三を掲げて見よう。

(一) 茲に元治元年十二月俗論黨の爲に野山獄に投ぜられ家を出る時の詩がある。
勤儉十年家政に勞す、裁縫紡績幾營爲、

糟糠未だ報ひず阿卿の徳、又獄中に向つて別離を賦す、

甲子臘月十九日投獄之命有り、將に輿に坐せんとし書して家人に似す、 哲

尙此の時の遺言狀は當時の狀況を傳へ、且つ小田村其人の人格を物語るものとして、又教育上の金言として千古の名文である。長いけれども割愛するに忍びず左に掲げる事にした。

申殘候言の葉

一、邪正混雜善惡錯亂之時節柄に候得は、我々身の上御裁許振に而は遠島獄舎又は滅知沒收如何様に立行候も難計、乍去我々事は

御主意を承、道理を不枉様心懸候事に候得は、天地神明え對し可愧とも不存候故、即今罪の有無蝶々敷申分は不仕、天道は循環無端のものに候得は、只今の時勢左迄に永續可致にもあらず、我々の冤枉も霽候時節無之とも難申、かかる困厄を氣の毒とは被思間敷候、昔年松陰兄の其元達に被申殘候歌に、かくあらんをば武夫の常とも被申しは此時の事と思ひ合さるべし、此往は我々心を察

し、貳人の子供を養育いたし、忠義之道を訓導し、賤敷淺ましき見習不仕様心を被用候儀頼入候事

一、むかし菅丞相は博士の御家柄なれ共、宇多天皇之御寵愛を以て三公と申朝政の御相談相手に被爲成、藤原の時平なとその御上首尾を妬まれ、終に太宰府え配流の御身と被爲成候、去りと而も菅丞相の御誠忠は萬々年迄も光り輝き、天満宮と御崇敬仕り、時平の仕打を悪まぬ者は無之、我々か不肖を以て菅丞相にくらへ候はもつたいなき事なれ共、

御上の御寵愛をうけ、御直の御用筋迄も承り奉遂其節候は、菅公之 宇多天皇に御信用あらせられしにも似よりし事なれば、外々よりの妬妬讒言を澤山に被り候事本より其咎とも可申なり、依之罪名情實に浮き候儀、惟敷儀ともそんし不申身柄にて、ケ様穩に落着を付居候得は、家内は本より骨肉眷族に至迄 上を怨法吏を慘酷と思ひ怨らみ歎かれ間敷候、

一、此迄は御役の餘澤に而、篤太郎兼次郎共の身の廻り腰物類雪駄下駄等に到迄人並に劣らぬ様相仕立、尙筆墨紙其外不足は見せ不申候得共、家門之衰薄に向候より、已前之見慣を打棄不自由を忍び、富家の子弟を見習不申様嚴重に申聞せ肝要之事に候、身柄幼年父上に離れ、三人の兄弟母上之養育を以て人となるを得たり、その節の事を思出候得ば、所帶邊も甚貧乏にして物習を

可致風情も無之、母上賃引織はねの餘力にて筆墨の買出迄も被成候位、何も我々不自由を忍び、物習も心懸候得ば今日に到り且々人並に劣らぬ様成立出來候、以來は此方幼年の事を思ひ出され、母上様の御辛抱を手本と致し、子供等に不自由をこらへさせ養育あるべし、

一、身柄十二歳にして小田村姓を嗣ぎ、爾來艱難流離之身と成り、廿一歳にして江戸へ罷登り、永詰中、母上様亡き人と被爲成、五ヶ年を経て歸國に候得共、我家と定りし内も無之、御親族中の厄害と成り、氣兼氣苦勞に打過候處、其元共當家に嫁せられし時の風情、烹燒の道具さへ不足にて込り勝の事は承知あるべし、その後五の辛抱に而且々も一軒を立、建具敷物臺所道具迄も蟻の餌を拾ふ如くにして集めし事なれば、汗の油とも可申也、只今にては一身の存亡すら測り難く家財の損失を懸念するにも不及事なれ共、一軒を建居候得ば日用道具は無て叶はぬ物故、家財之始末も心懸あり度事也、まして眼前手廻之調度は互に辛抱の種に候得は、さづと心得不申而取扱あるべき事なり、

一、具足箱に藏置候小具足陣羽織等、此亦家傳來の物と申にも無之候得共、やはり此方の辛抱溜にて仕調置、尙藏書類も澤山には無之候へ共、四書五經其外當季之物に事は缺不申様に調置候、就中四書並に詩經易經杯は以前骨を折候而讀候故、書入も致置候間格別他人に見せ益にも成間敷候得

共、子供は能々身柄勤學の有様を此にて知せ度候、左候はゞ子供等が物の合點の參候迄はその元にて念を入、書類も紛失不致様に心遣あるべき也、

一、身柄大逆無道之罪を犯候覺も無御座候はゞ、拜領の品迄御取揚げ可相成儀とも不存候、此迄戴候御品は皆く御上の御垢膩に染候吳服にて、勿謂なき物なれば、大切に持傳有度事也、又家に殘置候御先祖方の筆物並に名高き人の掛物類も、蠱末に取扱有間敷候、此も身柄物數奇に而集候儀にも無之、やはり子供中成長の後、手蹟を見るも其人となりを思ひ出候得は成立之助りとも成るべし、

一、親類谷族之交りを始隣里郷黨之契迄心を被用度事に而、尤附合杯申候得は物入も有之様被相考候得共、格別物を入候而附合を致候にも不及候、手前の人柄を能いたし賤敷胡亂の者之仲間に入り不申、士之楯を不崩婦徳を不失様心得有ぬべし、

元治元年子ノ霜月

もと太郎

お久とのへ

申のこし候

述懐

第三節 松門の柱石小田村伊之助

空蟬の命をたにもおしまぬに忍ぶものは主しの衛りを玉となり砕くことぞ嬉しけれ仇に命を惜しむものは一すしの臣の道さへ欠なくば蝦夷か千島も何かいとわんさき達し人のあはれを身にそへて身の行末を思ひけるかないそのかみふるの道とてたとり行道こそ我は踐な迷はず浮雲の定めなき世をうれたみて袖は時雨ぬ時なかりけり

(註) 松陰兄の歌 心あれや人の母たるいまし等よかゝらむ事は武士の常 (東行前日録)

後幸に藩論一變して獄を免るゝ事を得た。述懐の第四は自己の危難に際して松陰を思ひ出したのである。

(二) 薩長連合の端緒を開く

小田村素太郎(元治元年九月公命により改名)は長府の時田少輔と共に慶應元年五月、藩命を帯びて太宰府に滞在の五卿の起居を訪ふた。偶々坂本龍馬鹿兒島より來りて五卿を訪ひ薩長連合を説く。恰も小田村・時田とも邂逅して、その意を漏し小田村歸りて之を藩に傳へ、次第に兩藩の接近を深くしたのである。時田より桂及小田村宛の手紙はその消息をよく傳へて居る。

一筆拜啓仕候、爾來彌御勇健可被成御在山奉拜賀候、扱追々御聞及にも可有之、過日小田村君御一同筑前行之節宰府表にて相對致候土藩人阪本良馬、近日薩國より歸筑同國之情態相心得居、小生共へも荒方相洩申候、勿論公卿方拜謁も被仰付候、其次第に於ては小田村君委細に御承知之儀に御座候、然處右同人且安藝守衛兩人、昨夕馬關へ着仕候、先生へ御面話之儀兼て相願居候段噂も致居候事に付、其積にて渡海に及候儀と推察仕候、乍御苦勞早々御出關被成下事情御探索有之度所祈候、右良馬事は先生之御世話に相成候儀も有之由申居候、先生御面談相成候は、何も薩國之情態相分可申と奉存候、小田村先生へも及御報知置候間被仰合早々御出關吳々奉待候、其内不都合之儀無之様爲取扱可申候、何分別人にては密事相洩兼候様相見申候、先は右之段御報知迄不取敢以一使申上候、書外委細之儀は御出關之刻萬々可得拜話候、多忙中取紛草細(略)御海函奉希候、恐惶敬白

(慶應元) 閏五月二日

木圭大先生

時田少輔

(防長回天史)

一翰奉拜呈候、爾來彌御勇健可被成御勤奉敬賀候、扱過日は遠路御使節殊に此節柄別而

御苦勞之儀奉存候、於小生も不一方御面倒相成湯々遂其節忝奉存候、乍併前後失敬今更恐縮之至、平に御海涵奉希上候、扱又宰府表に而御拜對相成候、土人阪本良馬・安藝守衛兩人・昨夕馬關表え著仕候段入江和作より届出候間、都合能爲取扱置申候、此方よりも應接之者差出候心得に御座候、定而如前約桂君の御面談之積に而渡海致候義と推察仕候、勿論御歸山之節も入々御談申上置候儀も御坐候に付、不取敢及御知候、何卒早々御出關彼之情態御探索有之度所祈候、右御報知御一禮旁午草略相束如此御坐候、書外惣而期後鴻恐々謹言

後五月二日

(時田より小田村宛)

二白 御歸山後御國論如何御決相成候事哉、實に切迫之時節早々御一定相成候様乍恐奉希上候、此方にも追々及談論申候、左様御承知可被成下候、乍此上爲國家御盡力吳々奉祈候、本文木圭先生も一書差出置候間宜敷御談可被下候、已上 (榎取家文書)

(三) 四境戦争の副使

慶應一、二年當時に於ける長州の難問題を解決するには、なみ大抵の人物では不可能である。故に山縣半藏も宍戸と改名させ、家老格として正使となし、之に智勇兼備の小田村を配したのである。當時の状況は史上に歴然たるもの今更めて述べないが、只當時小田村の詩中にその抱負と膽力と識

才とが如實に現はれてゐる。

(慶應元年)

乙丑十一月十八日將に再び藝州に赴かんとす、加藤有隣

來りて別を叙す、席上此を賦して似す。

風霜千里郷關を出づ、邦家の爲に積疑を釋かんとす。

前哲今に典型在り、貫高・賈彪是吾師。

松陰も東行に際して、貫高賈彪を範とした事は著名な事である。今小田村も亦同じ理想的人物を仰いで居る。

乙丑十一月晦日の事を書す

對案嘗て我義名を傷くるなし、邦家の事歴本より分明、

喞々借らず蘇秦の舌、自ら誠忠有りて八紘に塞がる。

乙丑十一月晦日對案の事了る、兩大夫自判書を上る、

因りて此作を作る。

案成大義留銖を判ず、豈邦家の爲に此の軀を惜まんや、

幕府兵を徵す底意を知る、罪名愧づべき一辭無し、

幕府列藩に檄して兵を徴し本月十日を以て期と爲すと聞く、時に十二月九日也、山陽陸續千兵を簇む、徵募期に應じ進征を倡ふ、我輩關せず威伏の術、笑つて聞く四面楚歌の聲、

幕府歩兵千人城下に屯し、彦根の卒二十日市に衝まり、大垣の兵海田驛を成り、紀州の軍漢辨村に舍す、敵兵の四聚を挑む者の如し。

銃槍森立四に叢を成す、身は千軍萬馬の中に墜ち、一步門を出づれば淨土なく、僧房寒雨清風に臥す

(四) 藩兵上京軍の參謀より徵士參與職時代

慶應三年の冬朝命により、藩兵大舉上京に際しては、君は諸隊參謀として出征し、薩長藝三藩聯合運動を助け、遂に伏見鳥羽の戦に、勤王軍をして勝を一舉に決せしめたるは、君の力與りて大なるものがあつたのである。

君三田尻を發せんとする時野村望東尼が贈れる和歌がある。

何時しかと我か待わびしたづむらのこゑを雲井にのほる時來ぬ

又西郷より楫取宛の左の二書は、當時戦亂繁激の間に一藩一軍を代表して、交渉連絡に當つて居る模

様が見える。

(1) 別紙御願書昨夕御返却可仕之處、甚以不埒之仕合御座候、右之御文面に付決而違存は無御座候付返上仕候間御落手可被下候以上

十二月廿六日

西郷吉之助

楫取素彦様 要詞

慶應三年十二月廿六日と云へば、其二日前廿四日には楫取素彦朝命により參朝し、公父子及び兩藩主を輩下に召すの書を受け。同廿六日には毛利平六郎等參朝天機を伺ひ奉り、楫取は岡山藩と交渉に參つて居る。廿七日には長薩藝土の諸隊日御門に兵を練り天皇の御親閱があつた。

書中御願書とは何かこれ等に關する願事又は打合せであらうと思ふ。

(2) 御返書忝拜誦仕候、陳は、鳥羽街道えも出懸候半敷と相察候付、彼方えも手配仕候付御含可被下候、尤戎裝に而登京之義は何分 朝廷より之御沙汰有之迄は相控候様巡邏之三藩より談判に可及趣 只今御伺申上置候付左様御納得可被下候此旨又々奉得御意候頓首

正月三日

西郷吉之助

楫取素彦様 要詞

第三節 松門の柱石小田村伊之助

正月三日は伏見鳥羽の開戦の日である。「戎装に而登京……相控候様……」とは幕兵共潜行上京取締に就いての交渉であらう。當時長兵は主として伏見、薩兵は鳥羽方面の受持であつた。

此の戦の後君は朝廷より徴士參與職・制度事務局判事等仰付られたれども、間もなく辭して藩に歸り、京師留守役・奥番頭等に歴任し始終藩公を助けて王事に盡さしめたのである。

(五) 足柄縣より熊谷(群馬縣)縣時代

慶應より明治にかけて君が勤王の事績は所謂維新の大功臣と比較しても遜色がなかつたが、一旦戦亂鎮定して明治新政府樹立の時代となり、功臣は多く中央に進みて獵官運動に奔走して居る頃、君は退いて三田尻管事や權大參事などの地方の小役人で安んじて居つた。處が明治五年足柄縣の參事に擢された、此頃即ち明治七年に沼崎吉五郎が松陰の留魂録を持つて來た事は拙著續篇留魂録の問題中に述べてある。其後累進して熊谷縣令(後の群馬縣)に登り、任に在ること十ヶ年、治績の見るべきものが多々あつた中で、教育振興の治績は燦然として輝いて居る、此事は群馬縣史に詳王を盡してあるから略する。其後元老院議員・貴族院議員・宮中顧問官・明治天皇皇女貞宮多喜子内親王殿下御養育主任等を経、大正元年八十四歳を以て波瀾の多い生涯を閉ぢた。明治二十年功により男爵を授けられ、歿

する時は正二位勳一等の榮位にあつた。

結 論

(一) 松陰は松下村塾出身にして後四方に遊學し、歸りて母校松下村塾第三代目の塾長となつたのである。小田村は藩校明倫館出身にして、後江戸に出て安積良齋・佐藤一齋に師事し、歸りて母校明倫館の教官を勤めて居つたので、松下村塾出身でもなければ松陰の門弟でもない。又君は松陰の妹婿ではあるが年齢は一つ上であり、學力も松陰の下ではない。故に如何なる點より見るも兄であるのみならず、始終松陰の後援者として塾との關係は、今なれば顧問格にでも當つて居るかと思ふ。而して松陰の最後入獄の後第四代目の塾長となつた人である。然るに世に小田村を松陰の門弟の如く考ふるものあるは大なる誤である。

(二) 松陰の一生は波瀾多き生涯であつただけ、杉一家は勿論、師友知己にどれだけ心配を懸けたか分らない。のみならず又その救護によりてあれだけの活動が出來たのである。然かも小田村の助力は、小田村でなければ出來ない、特別のものであつた事は、兩者の關係を研究すればする程明かになつて來る。つまり松陰の教育力の内には特別にこの小田村の力が多分に加はつて居るのだ。

(三) 曾て松陰が小田村に對して感謝の意を表した様に、松陰自身は始終小田村から救護を受け、

又は教を受けたが、何一つ報ひた事はないと、誠にさうであつた様である。而かも小田村は何か一つ報ひて貰ひ度い爲の救護ではなかつた。恰かも松陰の兩親が或は梅兄が松陰を救護した様に、ひたすらに松陰の爲に一身を投じて助けたものである。自分の爲には何物をも思はずひたすらに他人の爲に盡す、*Alles für Andere, jhr Sich nicht!* 此心こそ眞に親の心にして又實に見たる人の心でなければならぬ。而して父兄や小田村は之を松陰に及ぼし、松陰は又これを門弟に及ぼした。教育者の魂はこれより外にあるべき筈がない。

第二編 松陰研究の諸問題

第一節 教育者としての覺悟

此問題に就ては已に正續兩編に於て教育的精神なる題下に略述べ盡して居る。然るに最近又々これに就て極めて珍しき資料を發見したるを以て御紹介致す次第である。

時は昭和八年の春吉田家の文書調査中反故紙の中から次の様な一文を發見した。之は裏表兩面に書き散らしたるもので、まだ成稿とはなつて居ないものだ。讀んで見ると安政四年の冬頃で恰度村塾中興の矢先である。(松陰年二十八)即ち其年の春小田村・久保が江戸から歸つて來たのを機會に、それ以來大いに策を廻らし、村の青年を教育しよう云ふ計畫で、先づ獄中にある富永を迎へて教師とし、又塾舎を新築して塾生が大いに集まりかけた其の時である。(前掲久保清太郎の部參照)

天下の書蓋し四大別あり、曰く經史子集なり、通じて四つを習ふ者各其精を究むれば是を博學と謂ふ、博學にして要を失すれば是を雜學と云ふ、雜學は以て學と爲さず、是に於てか専門の學廢すべからず、有隣(富永氏)已に村塾に入り塾生大に振ふ、十數歳の童、傍訓を假らずして文字を讀む者

駁々として輩出す、就中四生あり、二十二史及資治通鑑を以て各自課と爲し、專修して功を見んと欲す。一浮屠あり（註、松本提山ならん）諸集を專脩す、夫れ經は則ち大なり、子は則ち難し、童子の易く治むる所にあらざる也。數年の後史より經に入り、集より子に入るは未だ必ずしも人なきにあらざる、吾の待つ所は是也。然りと雖是皆漢學者流のみ、又二生あり一は加茂・本居二先の軌轍に従ひ古學を講じ古書を讀まんと欲す、一は水藩及頼氏の流派に沂り、國體を明かにし皇道に通ぜんと欲す。是益樂しむべき也。有隣余に謂つて曰はく諸生斐然として徳を成し材を達せば、三年又は七年にして章を成す斯すべし、然らば吾と子とは將た何を以て自ら居らんや。余曰く諸生材を成し能を成す皆果して彼の如くなれば、吾は乃ち不材無能を以て自ら居るを得べく、是れ天下の大快也と、有隣之を肯づく、余即ち此を書し以て其成を待つ。（原漢文）

此一篇は當時松下塾に於ける學童修學の模様を述べたものであると同時に、松陰教育の主義方針を示したるものである。然し乍ら就中見逃してならぬ重點は教育者としての松陰の覺悟であると思ふ。「生徒が立派に育つて行けば、教師は其下積となつて不材無能となつてよいではないか」と此の覺悟である。教育者はこゝに安住しなければならぬ、ともすれば自分の立身出世の爲に、或は自分の勉強や修養の爲めに？ 生徒を犠牲にして顧みない教育者がある。これ今日の教育が振はない主要原因であ

ると思ふ。

第二節 再び國寶渡邊蒿藏翁を訪ふ

渡邊翁は昭和八年九十二歳、松陰の直弟子中唯一の生存者にして誠に國寶中の國寶と申上げてよい尊いお方である。今回昭和八年八月十三日萩のお邸を訪れた時は、前回即ち昭和六年に拜顔いたした時と、少しも御變りがなく、豊饒として九十歳以上とはとても見えない位で、問へばよく答へ聞けばよく教へられる。當時幸に御令嗣渡邊世祐博士が御歸省中で、疑問の處など始終取次いで頂いた。席に列するもの私の外に廣島の玖村高師教授、齋藤山口縣教育會主事、拙妻の四人であつた。今回は前回の經驗によりて、諸問の簡條を列舉して、始めは簡単に又順序よく、當時を回想せらるゝに都合のよい様にと心掛けたつもりであつた。然し後で考へて見れば余りに理屈っぽく、且つ長時間(約二時間計り)たて續けの問答に、甚だ翁を疲勞せしめたかと心配した程であつた。(前回訪問の事は拙著續) (篇にあり参考を乞ふ)

問

答

- 一、生年月
- 二、松下村塾に通つた年及居宅

天保十四年四月三日
 十六歳の時、川島の宅から (著者曰、十六歳は安政五年に當る。前回は十
 五歳の時、安政四年の暮から五年の暮までな
 りとの答、今四年を
 略されたのであらう)

- 三、村塾に入りし動機、當時萩には他に塾ありしに特に松下塾を望まれし理由

有吉熊次郎に誘はれたのである。

當時は松陰先生の評判がよく、誰も彼も松下に行つて見るといふやうで云はゞ流行であつた。又松下塾へ行けば何か仕事にありつけると思つて居つたものだ(著者曰、此頃は松陰と藩政府との接近時代であるからかく思ふも無理からぬ)

- 四、當時の仲間は誰々であつたか

最も仲の善かつたのは有吉で、其他は品川や作間(後の寺島)などであつた。

- 五、野村・入江の入塾は何年頃か

なし、却りて食事の御馳走になる事もあつた。

- 六、月謝會費の如きものありや
- 七、寄宿生の食費は

遠方より來て居るものは食費を拂つて居つたものもあつたやうだ。富永は塾に寄寓して居つて、俗字(假名の事)など教へて居たが、客分で先生ではなかつた。

- 八、塾の看板は梅田雲濱の書

そんなものは見た事はない、看板はなかつた、塾中には大原三位の七

いたものがあつた筈

生滅賊の幅のみであつた(著者註、雲嶺の書は察するに看板にあらずして久保家の方にあつたのではないか) 額であつたらう。而してそれは久保時代の事ではなからう。

九、松陰先生の體格容貌

十、衣服、態度、舉動

十一、食物、運動

丈高からずやせ形であり、顔色は白つぽい、天然痘の痕があつた。別に記憶して居ない。

澤庵などよく食べて居られたが其外は知らぬ。運動家の方で畑仕事をしたり米搗をしたり撃剣も時々やつた。

十二、性格

怒つた事は知らない。人に親切で誰にでもあつさりとして丁寧な言葉使ひの人であつた。

言語よりも文書で説諭せしが如し如何

口でも云つたが、よく氣輕に書いて呉れた。

十三、賞罰のやり方

分らない。

十四、日課時間は定まりしや

きまつて居ない。登塾すれば次から次へ待つて居つて、讀んで貰ひ教へて頂いた。

十五、學課目及教科書

別に課目と云つてない、教科書も皆別々で、自分は明史や東坡策など

を教はつた。然し偶然同じものをやる人もある、それは居合せれば一

緒にやつて貰ふ。

何にもなかつた。

十六、松下村塾記にある學級

別は行はれしや

十七、教へ方

書物は先生が撰ぶ、塾にあつた唐本を教へてくれるのだ、先生が一遍讀んで生徒が讀む。讀めぬ時は又先生に讀んで貰ふ、いつも抄録をやり／＼と云はれた。

十八、講義のしぶり

講義は上手であつた。

十九、作文教授法は

作文はなかつた。(著者曰、作文課題は始終あつた筈之は多分お忘れになつたのであらう。)

二十、塾に木活字版があつた

あつた。印刷は生徒がやつた。

とか

二十一、村塾の規則を見たり

見た事はなかつた。

しや

二十二、塾生は日々何人位、

二三十人位。

寄宿生は何人位。

増野と富樫位であつたらう。

廿三、正木退藏は御存じなき

當人は知つて居るが門下生でないと思ふ。

や

廿四、間部要撃策の血盟團員

忘れた。何かに書いてないか。

の名は

廿五、武教講録に血判の日記

自分は書かなかつた。

を書く様になつて居るが當

時の日記はなきや。

廿六、何か教訓を受けし事な

立志といふ事を云はれた。何でも人は仕事をしなければならぬと云は

きや

れた事を記憶して居る。

廿七、詩歌や繪などの指導は

先生は風流がきらひ、書畫もきらひであつた。

なかりしや

廿八、宗教について何かなか

なし。

りしか

廿九、體育に就て

よく運動を勧めた。

卅、塾内の禮儀作法に就て

登塾退塾の時、ちよいと先生にお辭儀をするだけで極めて簡單、同僚

には別に禮はしなかつた。

卅一、先生の入獄時はどうし

忘れた。

て居られたか

先生東送の時は、廿四日に品川が呼に來たからすぐに参つた處が、先

生のお母さんが佛壇に燈明をあげ乍ら無事に歸つてくれと云つたのを

聞いた。先生は何も云はなかつた。自分はそれからすぐに歸つたから

後の事は知らぬ。

知らず

卅二、久保塾より松陰塾に移

りたる時の模様御記憶はな

きや

卅三、印章の子義氏について

知らず。

御存じなきや

卅四、其他

東策の寫本の時、先生が來て寫本はかうするものだ一枚書いて見

せて呉れた、墨汁は度々つけるものでない。半紙の半面位は一筆で書けると云はれた。

卅五、退塾後の御記憶

十九歳の頃丙辰丸に乗った。松島剛藏と笠原とが一緒だった。これは自分が京都や江戸の方へ行き度いが、中々行かれぬから丙辰丸に乗り度いと申出たのだ。大阪に着いた時久坂や寺島はもう京都に来て居った。此時松浦が死んだ事を友人から聞いた。それから品川灣に行つた。慶應三年に三田尻海軍局(兵學校のこと)に入つた。それから英國に留學を命ぜられ、明治六年にグラスゴウで木戸に逢つた。歸朝後工部省に入り、長崎造船所長、十七年頃逕信省管船局にありて船舶試験所長となり、其後退職した。

誠に得難いお話であつた。餘り長時間に亘り又頗る細い問題であつたが、こんな好機會は中々ないのでつい御無理を願つたのであつた。翁幸に永く健在であれ。

第三節 門弟横山幾太翁の村塾回想録(鷗磯釣餘鈔)

松下村塾の内情を知るには門弟の日記や回想録にましたものはない。然るに其の材料が案外少い、品川子爵の談話中にも有益なる事があるが、これは餘り多くはない。今迄の處では矢張り天野御民の松下村塾零話が最も珍重されて居る。然るに今此の横山翁の回想録はその零話と並びて又或意味では零話にもまして貴重なる資料である。幾太翁は横山健堂氏の實父にして幼名重五郎晴潔と云ひ天保十二年萩郊外上野村に生れ、安政四年歳十七の時松下村塾に入門し五年迄居つた。安政四年十一月廿四日松陰より與松浦無窮書中「……上野(松本の隣村の名)の一隊に至りては別に旗幟を抜く、横山生之が師となり、將を斬り敵を懲にし、誓つて松下の下風に立たざる也……」と、村塾中に松本組と上野組とが分れて競争して居る、其の上野組の隊長が横山であつた。故に此横山は當時已に學徳共に衆童に秀でて居つたものであらう。君は成長するに従ひ温厚の君子にして學才に富み、極めて地味の人なるが故に外交的政治壇上の活動はなきも、學事内政に盡す處多かつた様である。後江戸に出で安井息軒に學び、歸國後は主に明倫館の教授に従事し、或は山口縣廳に出仕し、晩年は大津郡の代官より、引續き郡長たる事前約十八年であつたと云ふ。其徳望の高かりし事を察するに足る。明治十八年頃福井

縣學務部長兼中學校長たりし事もある。生前從六位に叙せらる。明治卅九年五月廿九日歿、年六十六。此の鷗橋釣餘鈔は翁の晩年（恐らくは明治卅三年五十歳頃か）に子孫の爲めに書き残されたものである。内容は天下の形勢や藩の事や、自分の事など隨時見聞し又は経験したる事を、古記録により又は追想して記述したるもので、半紙二百枚許りに及んで居る。其内で松陰に關し面白さうな處を摘記すれば、

○

一、黒船來りたるより人心洶々の際に方り、夫の船へ乗り込まんとして其策成らず、幕府の囚人と爲り藩へ預けられ、萩の野山獄へ下らるゝ時に於ては、實に其の膽略に驚かざる者無く、吉田先生の名童孺婦堅も識らざる者無し、余は其萩へ販らるゝ時の状を見ればやと、唐樋町札場今ノ電信局ノ所に至り居りしが、薄暮廣柳車（駕籠の上に綱を掛けたる物）に乗り警衛四五人も副ひて通られたり。

○

一、余年十七の時、松陰吉田先生其身元杉の家に預け（獄より出）られ居られ、近所の者私かに讀書を學ぶと聞き、天野御民一日松下に遊び、或人の紹介にて調を執りたる由を話す故、余もせめて先生の面目丈けにても見ばやと、天野に伴はれ松下杉家に至りしに、一人の面目醜陋なる人面會し假名交りの書を授け、且つ取り歸り讀むべしと命ぜり、余歸路謂ふに吉田先生は未だ壯歳と聞くに

似ず、且つ鬼神の如く（き）非常人す（な）る先生にしては、其容貌言語一も人を動かすに足る者あるを見ずと怪訝千萬なり、天野余の怪訝の状あるを察してか曰く、今日の人は先生に非ず富永有隣と云ふ人なり、先生漫りに它（他）人に會するを嚴禁せらる、故に兩三日富永に學びたる後にあらざれば先生の室に至るを得ざるなり、余の先生に謁したりと云ふも則ち今説く所の事の如しと、於是余謂らく余は元來讀書の爲めならず、只先生の面目を觀んが爲めなり、其れも一步も松下へ未だ向はざれば已まん、既に松下に至る以上は先生に謁する迄往くべしと、明日又至る、既にして人あり、來り此方へ來るべしと報ず、至れば先生在り、其容貌言語果して人に異なり、先生曰く、勉むべし（言語頗る丁寧なり御勉強被成れし）、余拜して退き它の室にて例のかな交りの書を読む（七八人もあり）、先生突然余の前に坐し、余が讀む所の書を取り、一節を讀み且つ曰く、此書は常陸帶と名く、水戸人藤田彪の撰む所云々、由て諄々藤田の爲人を説き且つ余は藤田に面會したり、双髮（ツッハッ）（時俗ハ元服ノ時ナレハ）なりし等を話す、其慇懃なる且つ一も自ら英雄を以て居り人を見る虫蟻の如くする状一點も無く、只僅かに年長と云ふ迄の如し、余大に驚き喜懼措く能はず、自ら謂ふ余は小丈夫乳臭なり、然に世の鬼神視し豪傑視する先生の、圭角を設けず傲慢の態を見ざる、諄々人を導くの風真に拘すべく、之を當時の苟も一經一能に通ずるの士に比するに、晉に膏壤の差あるの

みならず、如く此き先生の黨陶を受けば樗材或は一用を爲すを得べしと、欣然措く能はず薄暮家に歸り明日又至る、時に先生武教全書の講義を爲せり、余も亦之を聴くを得たり、此日乞暇の時先生曰、明朝六つ時より外史の授讀を爲せり(サン)來るべし、且つ書籍無ければ此方にありと、明朝至る、凡受讀者十人許りもやあらん、書籍は三四冊位なりし、先生曰、外史は平氏を始めとすれ共長州人は毛利氏より始むべし云々、側らに地圖を備へ置き一々指導せり、又假令は吉川公の愛宕山に上るの論と、小早川の合力して備中に會する論の如きに至れば、先生必ず卷を措き、人々をして其意見を述べしめ且先生も亦示す處あり、故を以て毎朝僅かに拾枚位讀了るに過ぎざれ共、實に它の先生に學び百枚も素讀するに勝さる事遠く、益を得る事多かりし、嗚呼人を教導誘液する世の及ぶ者あらざる處あり、先生は兵學師範家にして山鹿流なり、故に武教全書は其家の傳書なり、又尤も孫子を講ずるに長じたり、又人先生と呼ぶも師の故を以てなるべし(假令先生の如きにあらざるも師家なれば)

一、先生毎に至誠而不動者未^レ有^レ之也の句を服膺せられたり、故に自ら反し自ら省し漫りに大聲遽色(大義ニ關スル事ハ此限ニアラズ)等を見さず、凡庸人と語るにも必ず彼れをして其言ふ所を終へしむるの風あり、授讀の聲凛々徹^レ耳必其要領を示す、又人をして義の在る所を尋釋せしむ。

一、余の如き樗材を以て今日漸大義を知り得るに至り、又筆硯を弄して所懐を陳ぶるを得るに至り、又今日に至る迄叨りに一郡の宰と爲り得たる者は、先生授讀の賜と云ふも不當の言にあらざるなり、然らざれば藩内黨議の際、維新前後の劇變の時の如き、余輩も畢生實に大にしては戰鬪(四境等の事總て包含す)、小にしては家計其它變亂改革(種々の改革)幾多の事變を経來り、猶一郡宰たるを得、一郡人の上に列するを得るを得べけんや、全く一窮漢一無頼生にして終らんのみ、父母先靈の厚庇は申す迄も無く、之れに次ぐ者は則ち此賜なるべし、故に細縷を顧りみず記載する如此、其年の事かよ、廉徳様御在職中に賊吏あり、夫れを不注意にて檢印を捺したる過誤とて、同時に御同僚五六人も同時に譴責を御蒙り相成りたり。其時先生詩を寄せらる、曰く、殊無^ニ俗子擾^ニ吾惟^ニ、日月容光秋影遲、幽囚讀書天下樂、即今隨意使^ニ君窺^ニ、

第四節 松下村塾の來歴

此の問題は一般世間にもよく知られて居り、又從來拙著にも屢々述べ來つた處であるが、少しく嚴密に調べて見ると、中々能くは分つて居らん事が多い。而して所謂從來の説には随分誤りが多く、自分なども屢々不用意に之を引用して、同じ誤りを犯して居る事を發見した。茲に改めて從來の過失を訂正して置かうと思ふ。

元來松下村塾は、松陰の叔父であり師匠である玉木文之進の創設にかゝり、次には松陰の外叔久保五郎左衛門が之を繼ぎ、又其次に松陰が繼いだものである。大體これだけの事ははつきりして居つて別に問題はないが、少し細部に亘り何年から何年迄が誰がやつて居つたのか、塾舎は何處にあつたか、生徒は誰々であつたか、實際其教育の模様などと云ふ事になると矢張り分らない處が多い、然し最近これに關する研究が盛になり、だん／＼好資料が發見さるゝに従ひ、追々明瞭になつて來た。元より今日に於いては未だ充分と云ふわけには參らないが、最近の資料によりどれだけ説明ができるかをやつて見よう。尙ほ此問題は勢ひ前述久保清太郎の部と重複するが、何れも其主題とする處に従つて記述するもので重複もまた已むを得ない。

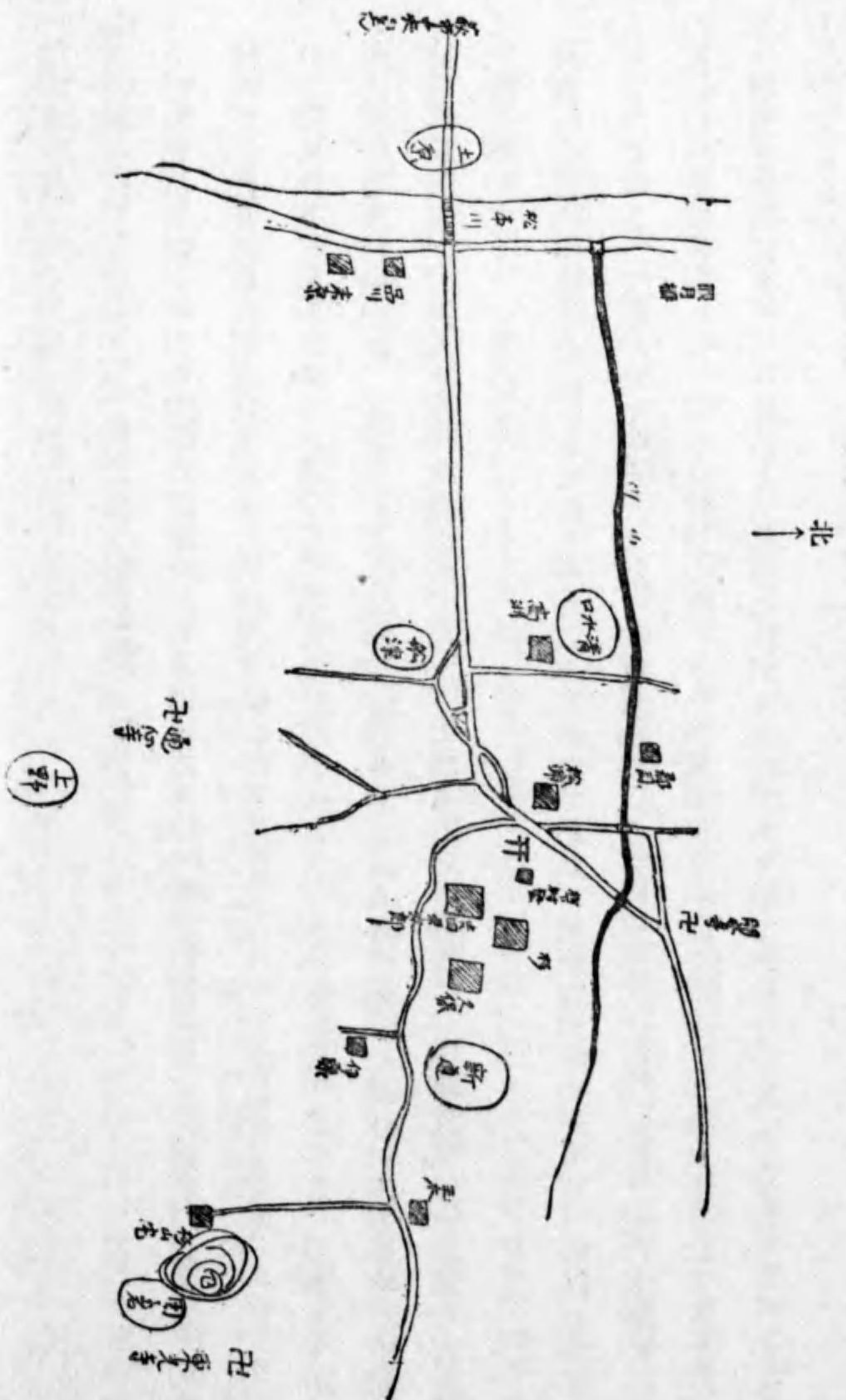
一、玉木時代

杉民治翁（松陰の兄）著「玉木文之進正編概略」によれば

「天保十三年頃より専ら文學の引立を始め安田辰之助（期後の吉田寅次郎、深栖多門、久保斷三、淺野
穴戸瓊）往來其外後日御用に相立候人段々其門に出す（晩年に至り又文（註、茲に杉梅太郎が出て居ないが實際）
學の引立仕候事は入つて居るべきを遠慮したらしい）」これが即ち松下村塾の始めである。當時塾舎としては別になく、玉木家が塾であつた。看板でもかけた
と見えて、松下村塾記に、其家塾に扁して松下村塾と云ふとある。其名の意味は無論松本村の塾と云
ふ意味に相違ない。其玉木家が何處にあつたか、これも右の著書中に、玉木は某年、「新道の吉田抱の
宅を借り轉宅す……」とある。

此新道の吉田の抱家（持家）とは即ち今の玉木家舊蹟である。元來吉田家の所有で、松陰の養父吉田大助は此處に住つて居つたものと見える。尙ほ杉民治翁より吉田庫三氏（松陰の曾孫）宛の書翰に「新道の吉田の屋敷極狹隘に付、玉木氏住居の際、下たの畑地を玉木氏に買入れ、地上げをして古き吉田の家へ増築相成居たり……」とある。即ちこれが玉木家であり塾であつたのだ。（此事後慶應三年の事に關して後にまた出づ）

又某年が問題だが家塾を起した天保十三年には無論新道であらう。天保十三年の杉百合之助日記に



も玉木家は新道にあるらしい事が見える。

(註)玉木は天保九年迄は團子岩の杉家に同居、九年より多分十二年迄は杉家の屋敷内に小屋を建て、其處に住んで居つた。松陰は玉木が別居してからは、或は杉家或は玉木家に寄寓して居り、稍長じて玉木が松村塾を始めてからは主に玉木家即松下村塾に止宿して居つた。

此玉木の松下村塾は何年頃迄続いたかと云へば、松陰が弘化三年に書いた松村文祥を送る序中に「文祥松下村塾に寓す玆に一年、常に燈を分ちて讀み、席を同くして寝ぬ……」(漢文)とあるから、當時松陰も松村も共に寄寓した居つたのである。故にこれが弘化二年から三年に涉つて塾が存在して居つた證據である。然かもこれが久保の塾主時代とは思はれない、必ず玉木時代に相違ないのである。何となれば松陰は久保の塾には寄寓して居つた記録はないし、當時は松下村塾と云へば玉木家であつた(後に出づ)からである。又弘化四年に、山鹿素行先生の墓碑を寫したるもの、終りに、「(弘化四年)五月十八日吉田大次郎之を松下村塾の北窓の下に寫す」(漢文)とある。これも矢張り玉木時代の事で、止宿して修業中の事であるに相違ない。故に此時迄に松下村塾の存在と松陰が在塾して居つた事は疑のない事である。又松陰が弘化四年正月に、團子岩の杉家に到りて作つた詩中に、「直に山中居士の宅に到れば先自ら吾に先つの人あるを忻ぶ……」とて永く他家に寄寓して居つたらしい意味が見える。これ又玉

第四節 松下村塾の來歴

木家に止宿中の一證とするに足らう。次に嘉永四年九月、松陰江戸に在りて家兄宛の手紙に、「今日松下村塾の惣七着候」とこれは従来研究者間の問題であつたが、最近其手紙の前八月に、家兄より松陰宛の手紙が発見されて疑問が解決された。即ち其の手紙に「新道舊塾に住居いたし候惣七、御荷物送りにて御境地(江戸に)罷登候……」とある様に、先きの松下村塾とは元玉木の住んで居つた家、即ち吉田家の持家をさして居るのである。此時は玉木は已に松本には居ない、玉木は嘉永二年から川向の土原梨木町に移轉して居つたのであるから、惣七は其の空家を借りて居たものであらう。

(註)玉木家は、嘉永六年に又松本村の清水口に歸り、安政三年には元の吉田家の舊宅に歸つた

以上の關係から此頃は久保の塾はまだ松下村塾名を名乗つて居ないであらう。若し此頃久保が松下村塾名を襲用して居つたならば、松陰が松下村塾と云つて舊塾舎を指す筈はないのである。

松下村塾記(安政三年九月四日)に「家叔已に官と爲り其號久しく廢す」とある。久しくと云へば一二年の事ではない少くとも五六年間以上の様に聞える。然らば玉木の仕官は何年かと云ふに、

天保十四年八組證人役同十五年に至る

弘化四年御手當惣奉行手元役

嘉永元年遠近方勤務

嘉永二年作事方檢使役、遠近方助役

嘉永三年より同五年迄遠近方及奥阿武郡御代官所勤務

嘉永五年より安政元年迄 異賊防禦御手當掛り

安政二年より同三年迄 相模戌衛

即ち天保十四年に仕官して以來、弘化二年三年が空職であつたきり、あとは全く引續いて居るので何年の仕官を指すのか分らない。眞逆天保十四年最初の仕官を指すのではあるまい。乃木將軍の談話として、雜誌日本及日本人に、最初の任官後塾が廢されてあるが、何か證據がなければ俄に信じられぬ。何となれば其後弘化二・三・四年にも家塾をやつて居つた事が既に證明されるからである。さうすれば此處の仕官とは嘉永二年の松本を引越した時の仕官ではあるまいか、どう云ふわけで引越したのかわからないが、玉木概略には「嘉永二酉年(六月三日)遠近方役所勤に付、土原梨の木丁村田平右衛門宅を借り轉居し」とあるから此の役と轉宅とは關係がある様だ、察するに多忙の爲か、即仕官の爲めに多忙だから村塾經營をやめたと云ふ、村塾記の説とも符合する様に思ふ。特に翌嘉永三年からは職務上出張勤務が多からうから、塾の教育を止めざるを得まい。これを安政三年から廻れば六年餘になつて、村塾記の所謂久しくの意味にも合する。

(註)松陰は吉田家を繼いで杉家に同居して居つた。然し玉木が杉家と別居してからは、特に松下塾が起つてからは、よく玉木家に寄寓して居つた。嘉永四年土原に越してからも同居して居つた文書がある。其後嘉永五年から在國の時は杉家に居つた。

二、久保時代

久保五郎左衛門は已に述べた様に、弘化元年に隠居して子弟を教授した事が同家の系圖により又松下村塾記によりてわかる。尙ほ村塾記の初稿には、久保塾は安政三年迄に十數年繼續して居つたと書いてあるから、愈々隱居して間もない時に、或はすぐに塾を始めたこと云ふ事になる。其故に此久保塾は始めの間は玉木の松下村塾と併行して居つた筈だ。それが何年から松下村塾と名乗つたか、村塾記には明記して居ない。「外叔已に邑の子弟を會して之を教え、其號を沿用す」と云ふだけである。此文を何心なく讀めば、久保塾の始めから松下村塾と云つた様にも見えるが、前に述べた様に嘉永四年迄は松下村塾名は用ゐて居ない。藤公餘影によれば、伊藤博文の談として、嘉永四五年頃は久保塾と云つて居たとあるから、塾名襲用は嘉永六年以後であらう。

次は其久保時代の塾舎は何處か？

慶應三年七月に、其當時の松下村塾の連中が、村塾復興資金の下附を願出た事がある。其時の歎願

書中に「……松下村塾之儀は先年玉木文之進於松下新道始て取開、少年引立候内にて穴戸備後之助・吉田寅二郎其外段々出來立候人も有之、當時在官之人も不_レ少候、其後松太郎父久保五郎右衛門(左衛門又ハ右衛門トモ云フ)引繼於_二自宅_一致_二取立_一、最後吉田寅二郎御咎以後、右兩人之志を受、只今之處に小塾を構へ引立候……」とある。これは相當信すべき史料だと思ふ。これによつても始めは久保家即ち塾舎であつたので、無論獨立の塾舎があつたのではない。

然るに藤公餘影には塾生七八人もあつたとある。これが一時にやつて來るのではないにしても、可なりの人數であるから、これを收容した久保家は相當廣大な家屋でなければならぬ。

(註)杉家の家祿は二十六石であり久保家は四十九石五斗である。而して杉家の舊宅は後年多少増築したのかもしれぬが、八疊三間六疊三、四疊位三間、三疊二疊各一間といふ可なり廣い事から推して、久保家は更に大きかつたかもしれぬ。

當時の久保家は杉家の隣であつた。されば松陰が松下村塾記を書いた安政三年九月四日の松下村塾は無論久保家であつたのである。それから翌安政四年に塾舎が別になり、久保・松陰協同時代があり、遂に翌々即ち安政五年には、名實共に松陰に引繼いだ事になるわけである。

三、松陰塾

此事に就いては前著續篇に略述べてある通り、第一は嘉永五年五月より十二月迄杉家に屏居中と、第二は安政二年十二月、出獄歸家してからの幽室時代で、安政三年同四年村塾獨立時代迄である。此の松陰塾の延長が所謂有名な松下村塾の本體である。而して此の松陰塾が何年迄繼續したか、村塾舎の獨立は何年何月であつたか、久保と協同時代は何年何月迄か、松陰が獨立主宰した時代は何時から始まるか、これが本問題の主要點である。

四、村塾舎獨立問題

従來の研究者は安政三年八月二十二日、武教全書開講の日を以て家學教授許可の結果なりと思つて居るが、これは大變な誤りである。僕も前著で間違へたから今此處で訂正する、家學教授の許可は安政五年の七月廿日である。然し開講と同時に許可と云へば甚調子がよいが、史實は調子だけではない。然かも此開講は實は近親の子弟だけで、聽講者僅かに六名だ、久保翁と家兄とを除けば皆從兄弟や其他親戚のもの四名であるから、杉家の坐敷で充分である。杉家の坐敷は間取から言つても、八疊二間は優に此目的に使用できる様に見える。開講といふ語に拘はれて大袈裟に考へては間違へる。

前著續篇に於いて既に引用した様に、丙辰日記は此開講當日から十二月迄、丁巳日乗は翌安政四年正月から二月十一日迄精しく毎日の日課を記したものであるが一面杉家の家庭の事迄も細に記してあ

るに拘らず、講學の場處が杉家を離れて居るらしい事は記してない。況んや此間に塾舎が獨立したなどの記事はない。安政四年三月十三日から五月十九日迄を記した吉日録も同様である。即ち所謂村塾舎の事が記してないのである。つまり此の期間は、松陰はまだ杉家の幽室（三條七生の室）で、と云つても襖越し隣りの坐敷八疊二間位は用ゐて、近親の子弟に教授して居つたのである。生徒の數は矢張り一日中に多くて五名、少きは一名又は零で、安政四年の二月頃迄は特に生徒が増して狹隘を感じる様な事はなかつたのである。

右の日誌類の外、此時代のどんな文書をとつて見ても塾舎が別にあつた様に見える。例へば

安三、六、十六 跋「同囚富永有隣手簡」は「……時餘感ずる所あり一室に囚はる……」(漢文)

安三、季夏日 講孟餘話跋に二十一回猛士藤寅書「諸松陰之囚室」

安三、八、一五 與「默霖」書「僕退いて家に囚はれ能く爲す無し……」(漢文)

安三、八、二三 武教講錄「余ハ罪囚ノ餘ニテ他ニ接スベキ身ニ非ザレドモ……」

安三、九、四 久保翁の命によつて松下村塾記を書いた。

安三、十一、二十五 吉田榮太郎の入門を「丙辰の冬余の囚室に謁して教を受けんと請ふ……」(安四、秀實字無逸説)

安三、十一、廿 小田村宛書には久保翁の爲めに村塾記を書ける事其他村童教育を論ずるも、村塾獨立等の記事なし

安四、閏五月 女誠譯述叙

第四節 松下村塾の來歴

處が安政四年の四月には小田村が歸り、久保が歸つて來て、大いに村の教育を起さうといふ時代が來た。而して先づ第一着手として富永を獄より出して塾師としようと思ふのである。

八月三日に書いた記「徳字有隣説後」中に「今茲に丁巳七月三日、有隣獄を脱し其二十五日諸を我松下邑に延き立て、塾師と爲す。」又九月十五日送富永有隣歸省、叙中に「安政四年九月十六日、吾客富永有隣歸りて母を南郡に省んとす、同社の士十有一人吾松下塾に宿會して送別す。」と、此時の塾舎が何處であつたか、外に證據がなければ此時はまだ久保家であると見てよい筈である。萬一久保家でないければ杉家より外はない。

又横山幾太翁の回想録（歐礮釣餘鈔）によれば、安政四年入門の時に杉家に參つた事が書いてあり、富永が出て應接し、間取りや何や、どうしても後の獨立した八疊一間の村塾舎ではない様である。つまり此の事は富永が塾師となつて來た時（安政四年の秋冬）でもすぐに獨立の塾舎があつたのでない事を證するものである。

然し乍ら十一月廿四日松浦無窮に與ふる文中には最早塾舎の獨立は疑ふべからざるものがある。

「…久保氏新塾果して本月（十一月）五日を以て開く……」と、よいて思ふに、此久保氏新塾と云ふのは何を意味するものであらうか、新塾を築くと云はずして開くと云ふのだから、新築したのではな

い。つまり別に（新に）塾舎を設けたとの事である。

松陰神社温故録（大正六年編）に「その八疊の室は、もと瀨能氏の家の一部の残りたるものにて、先生の實家杉氏隣家にて之を併有することとなりしが、安政三年七月先生屏居の身ながら、家傳の兵學を教授することを許されてこの處を學舎に用ひたまへり」と、又横山健堂の「吉田松陰と松下村塾」によれば、「先生この一室（四室）に幽居して専ら讀書著述にのみ從事せしが、諸生業を問ふに及びて始めは皆なこゝに來り、環坐して松陰の講説を聞きしが、久しからずして諸生益々増加し、加ふるに出入客室を通過するを以て、杉氏に過客あるときは自ら不便を感じ、多少靜肅を損するの感あるを以て、松陰その父兄に請ひ家塾とすべき好位置を邸中に求めたり、恰も好し母家を離れて南（民治翁之を西に直す）園中に小屋あり、こはそのはじめ藩士佐々木源三の妻の實家の邸なりしを（民治翁加筆して佐々木源藏妻實家—佐々木四郎兵衛邸）、解きて八疊一室残りしを、修補して日傭の者に住ませをきしを別に家を求めて立去らしめその跡をばさらに修補して村塾とはなししなり」と、これは健堂氏の父幾太翁の言と明治三十三年頃民治翁の談によりて記せしものを又民治翁が自ら加筆訂正したもの（今吉田家に保存）であるから、間違のないものと思はれる。

松陰が安政五年三月廿五日に書いた「贈中村理三郎」（戊午幽文）中に「…久保氏塾を創め年益々

盛加をふ。乙卯（安政二年）の冬余甫めて歸り此邑に囚はれ、嚴に交遊を絶つ、其後塾生（久保時代の村塾の生徒）竊かに（囚室に）來りて業を請ふ者あり、遂に久保氏と力を戮せて新塾を營む、是に於いて學稍振ふ」と此新塾が前の十一月五日に開いた「久保氏新塾」と同じものであらう。此處に久保の塾々々々と云ふのは、松陰は謹慎の身だから表面に立つ事ができず、表面は久保氏の松下村塾として居つたもので、其實は全く松陰が主塾して居つたものである。

次は増築一件。増築は安政五年の春（多分二月）から始まつて三月末には出來上つたらしい。これに對する資料は

- （一）安政五年久坂宛書の中、「二月二十八日夜松洞至、且談且書、先日より月性法話……今日より詩會……村塾増築の議初る、委細は瀬能まで申遣置候、此節土砂搬運皆塾童なり雇人は一人もなし大愉快云々盡期なし……」（拙著續篇一九頁）
- （二）安政五年春某宛書簡中、此節塾七八疊計り増建、諸生共皆役を執り大に煩冗に御座候、取急ぎ一應の御答計り申述べ候餘附後便候」
- （三）讀餘漫筆に「松下村塾増築之議決す、頃日土を搬び石を運ぶ一に雇徒を煩はさず、擊劍已に盛にして又搬運に任ず、塾子の風其れ文弱を患へず、三月十一日構造粗成る、諸子已に健にして又巧

なり、誠に樂しむべしと爲す、中谷茂十郎の如きは蓋し工夫の下に在らざる者……」（拙著續篇三六頁）

（四）戊午幽室文稿示諸生、安政五年六月廿三日「……新塾の初めて設けらるゝや、諸生皆此道に率ひ以て相交る、疫病艱難相扶持し、力役事故相勞役する事手足の如く、骨肉の如く然り、増築の役多く工匠を煩はさず、方に能く成すあるは職として是れ之に由る……」

即ち（四）によりて六月には増築が完成して居つた。又五年の文書には久保塾と云ふ名はあまり出て來ない。もう名實共に松陰の主配下にあつたのであらう、加ふるに安政五年の七月十日に久保が仕官して、事實村塾の方へ盡力する事ができなくなつたから、松陰は何としても公然たる名を隠して置けなくなつた。それが七月十九日妻木・藤井・諫早などの門弟から家學教授許可願を出し、廿日に許されると云ふ事になつた理由であらうと思ふ。松陰はこれから十二月廿六日投獄に至る迄は、公然たる松下村塾の塾主として活動したわけである。

第五節 父師善誘法

一、私が初めて父師善誘法といふ書名を見たのは、昭和六年の春、東京吉田家に於て松陰の丙辰日記を見た時である。同年十二月の十日に門弟岡部富太郎が、初めて塾に來たので此本を讀んでやつたとある。其後十二日、十三日、十八日の四日間で終つてゐる。自分はその時此本は如何なる内容のものか知らなかつたけれども、書名から見て教育法を書いた本であらうと思つた。處が同年春此萩に參つて松陰神社寶物庫の藏書を見てゐると、此本があつたので頗る興味を感じたのである。尙其後前原家の讀書記にも此本を讀んだことが載つてゐる。自分が見た本は木版本で文政七年の日本出版、即ち此所持本と兄弟で確に先生の使用されたものらしい。愈々内容に當つてみると、書名で想像した様な本であつた。私はかねて松陰は教育の事に始終注意し、其方面の書籍を澤山讀んだらしく想像して居た。何故ならば教育は實に儒教の最大事であり、又社會改革者の首要な着眼點であるばかりでなく、松陰自身が目下教育者としての心得のためと、門弟に教育其物を教ふるためであつたと思ふ。寺小屋教育の門弟は習ふと同時に、教ふる教師であるし、子弟たる自分等は早晚父として又兄として、子弟教育に従事すべきものであるからである。然しながら岡部氏が始めて來た時に此本を教へたとい

ふのは、矢張り生徒の學習上の爲にと、文章が平易である事から思ひついた事であらう。

二、松陰は此本を此時始めて讀んだかどうか。どうも此時が初めてとは思へない。教ふる以上は前に讀んでみて適當と考へられたからであらう、又其後岡部のやうな初入學者にはいつでもこの本を教へたといふ様子もない。併し久坂義助の寫本が（神戸福本氏所藏）現存してゐる所を見ると、久坂は讀んだに違ひない。久坂が初めて松陰の處に來たのは、安政三年五六月以後である。果してさうならば此本は其頃既に松陰先生見て居つたものである事が分る。

三、漢籍解題には此本の名が載つてゐないが、此本は同著者の讀書作文譜の附録であつて、且つ單行本としたものであるから大體之に依て分る。讀書作文譜は、著者唐彪の家塾の教科書で、主として讀書作文に關する古人の言及び自己の意見を略系統的に叙述したものである。第一卷の初に仇兆鰲と毛奇齡の序文がある。之に依て其著の來歴を知ることが出来る。

仇氏（仇滄柱ともいふ）は如何なる人物か分らないが、唐氏は先輩と言つてゐる。當時毛奇齡と同じく太史の官であつたらしく見える。此人の言に當時清の朝廷では朱子の小學を版行して使用せしめたが、此書はそれと相並んで教育上に益する處が多であらう。著者唐氏は浙江省金華の有名な學者で前には武林（江西省餘干縣東北）に教官となつて學生を教へ人材が輩出した。此書は其人の著でしつ

かりした良いものがあると。終に康熙三十七年「年家眷弟」仇兆鰲とあるから同輩として交つた人である。弟は謙遜の意であらう。

毛奇齡は明史編纂で有名な明末清初の學者である。此人の文中には唐氏は「献策天安出爲師氏者若干年」とあるから何か朝廷に献策したことがあるらしい。猶奇齡の文に矢張り學校の教官となつて浙江附近に住み、教育上の効績著しかつたが後辭して郷に歸り家塾で教へた。この家は代々學者の家で其著書も家塾傳來の教育法を書いたものだから、原の書名は家塾教育法と稱した。それを公表したのであるから世を裨益する事多く、誠に結構であるといふ意味が見え、終には康熙三十八年春として矢張り「年家眷弟毛奇齡」の文字がある。此年は我が元祿十二年に相當し西曆は一六九八年に當る。一六九八年は西洋教育史ではフェネロンの女子教育論が出版された年で、その前年はコメニウスの大教授出版の年に當り、ロツクの教育意見はその五年前一六九三年に著はされてゐる。

日本教育史では山鹿素行を少し下つて貝原益軒時代である。而して此本が何年頃日本に舶來したのか、自分の所持本は文政七年日本版である。

凡例には著述の體裁を説明してゐる。即ち教育の原理を系統的に組織し之を説明するに古人の言をも集めて附加して居る。古人の言は皆其人名を附し、自己の意見にも亦名を附記し、その理由として

「古人苦心の末に成れる名言を如何にか其名を没せんや」と、先人尊重の意を記してある。近頃往々全卷悉く他人の議論を盗みて、而も自分の意見の如く書いた本があるが、他の長を盗みて己の有とする罪深く、先人の靈魂の祟を恐れる。

第一 讀書作文譜

此方は今日我々の本問題ではないが、極主要なる所は父師善誘法と關係もあるから少し抄述しよう。

卷一 學基主に敬・靜座等を説く、文源及讀書總要などの節目あり。

卷二、三 讀書法即ち讀方學習法である。總て二十二章まことに精細を極めてゐる。

卷四 書法である。二十節から成つてゐる。

卷五、六 文章論で二十三章

卷六 文章諸法で三十七節

卷八 諸題作文法五十六節

卷九 文體 十六章

卷十、十一 古文評 五章

第五節 父師善誘法

卷十二 作詩其他 五章

以上十二卷百六十七枚、可なり詳細なものである。

(卷一) 學基

此所で言ふ學基とは學問の目的と其方法との根本關係を言ふのである。

一、總て世に處し事を行ふには「敬」字の工夫が肝要であり、讀書窮理には「靜」字の工夫が最も必要である。然し此敬と靜とは離るべからざるもので、程子の靜を主張したるに對し、朱子が敬字を持出したのは、靜だけでは坐禪寂滅に陥る患ありと考へたからであらう。故に朱子は理に循つて動く時は、始めて本當に靜たる事が出来る。と此言葉も徹底してゐると思ふ。要するに靜といふは天理に従ふことを言ふので、行くと止まると動くことと動かざるに拘はるものではない。その天理とは行くべきに行き、止るべきに止まることで、決して私意を挟まぬことである。私意を挟まぬから普遍妥當である。法則的である。古今に通じて謬らず、中外に施して悖らないわけである。斯の如く天理法則を守ると言ふ事が敬である。

朱子の言へることに、昔陳烈先生記憶力が足らないで困つてゐる中に、一日孟子を讀んで「學問の道は他にあらず散漫なる心を引しめて、精神を集中統一するにある」と、之で忽然として悟り、遂に

一室に閉居して靜坐百餘日、然る後書を讀んだ所が、一見して忘るゝ事がなかつたと。心が靜でなければつきりしない。人間性は靜かでなければ養ふことが出来ぬ。靜は大切なものである。例へば燈火が動けば物を照すことが出来ず、水が動いて居つては物を鑑す事が出来ぬやうなもので、靜なれば萬物がよく見える。心も亦さうである。心が動けば萬物の道理皆分らなくなる。靜なればこそ萬般の道理皆徹底する。

毎日半日は讀書すれば、數年の後學大に進歩するであらう。然るに世人は終日讀書して居る人はあつても、片時も靜坐するものはない。之は讀書の有益を知つて靜坐の功を知らぬのである。

心に累がなければ靜である。雜念を追出せば靜である。駢足をしたり大聲を發したりしなければ靜であり、見たいものでも見なければ靜であり、人間の野性は多く動を好み靜を嫌ふ。故に古人は皆禁足を強制して心を落付けたものである。

思ふに天下至靜の理と至佳の文とは、皆我人間性中に固有して居るものであるから、孟子も萬物皆我に備はると言つて居り、陸象山も亦人苟も本を知れば六經皆我が註脚であると言つた。又朱子は六經は理を明にする所以であつて、理を得心すれば六經は用が無いのだと言ひ、六經に於て然り況んや文字など無用のものだと稱す。孔子は自分は何にも物知りではない。只一つの原理を以て萬事を解決

して行くのであるといふ。大聖大賢の云ふ處總て同じ。故に學問をするものは自己本來の面目を尋ね出し、之を土臺として内に省み、其處から萬物を引き出して來なければならぬ。その引出しは自分一人ではなかく困難で、先生先輩の力を藉りなければならぬ。書籍等は其爲である。併し先生も書も要は自己本來の面目を引き出す手段であつて學問の目的ではない。

著者曰、以上學問(教育)の目的は自己本來の面目を發揮するにある。之を今日の用語で言へば自己實現或は人格實現である。斯う言ふ考へ方は宋儒の一般であつて、佛教特に禪學の影響に相違ない。此傾向を古學派の人々は純粹でないと云つて、頻りに攻撃するけれども、哲學としては一大進歩であると思ふ。今日の如何なる哲學も人生の目的を、或は又教育の目的を、自己實現或は自己否定以上に求むることは出來ないであらう。

又學問の工夫(準備手段)の内で、靜坐や敬等を主張したのは全く禪の工夫から來たに違ひない。唐氏は只此等宋以降の學説を繼承し説述したのである。

二、「讀書總要」には書物に五種類ある。一は讀むべきの書、二は熟讀すべきの書、三は見るべきの書、四は再三再四細かに見るべきの書、五は必ず備へて研究に役立てるべき書云々と、面白い事を云つてゐる。又既に諸經を讀むからには必ず能く解釋が出來なければならぬ。其意義を理解しなかつた

ら無益であると言つて居る。之元より當然であるが、儒教と云へば暗誦とのみ考へる人々には參考となるであらう。暗誦熟讀は只此最後の理解又は知行合一に至るの手段である。其手段がよいか悪いかは別に研究を要するも、教授の目的ははづれて居ないのである。

(卷二) 中「理は疑はずんば必ず悟を生ぜず」「能く記憶し得る所は能く解るからである」と云ふ句がある。前者はデカルトの「すべからく一切を疑ふべし」に能く似て居る。又後者は少し説明をする價值がある。讀書して能く記憶して居る人は皆記憶力が強いからではない。之は全く能く解つたから記憶して居るのである。例へば幼少の時一回の讀書は僅かに十行許りであるが壯年には三四十行讀んで居る。又幼少の時には一二枚見てよく覺えて居ないことがあるが壯年には數十枚見ても其大略は記憶して居るものである。その理由は幼少の時には内容がよく了解されて居ないからで壯年時になれば理解が充分に出來るからである。

張横渠は「何事でも其根本の原理を悟つてしまへば書物を讀んでも記憶し易い」と言つてゐる。實に我意を得たものであるが、之はその境地を経たものでなければ分るまい。

著者曰、此記憶力の一件は仲々良く研究して居る。今日の心理學などと言ふ處も亦是に外ならない様である。